

平成 28 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 28(2016)年 6 月
中京学院大学

1

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 | 1 |
| II. 沿革と現況 | 3 |
| III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 | 6 |
| 基準 1 使命・目的等 | 6 |
| 基準 2 学修と教授 | 18 |
| 基準 3 経営・管理と財務 | 65 |
| 基準 4 自己点検・評価 | 87 |
| IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価 | 94 |
| 基準 A 地域連携 | 94 |
| V. エビデンス集一覧 | 98 |
| エビデンス集（データ編）一覧 | 98 |
| エビデンス集（資料編）一覧 | 99 |

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 中京学院大学の基本理念、使命

学校法人安達学園中京学院大学（以下、「本学」もしくは「本学園」という。）の建学の精神は、「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」である。この言葉は、学園創立者の祖先が水戸藩士であったことから水戸学の「文武不岐」の精神を継承している。「学術とスポーツ」は、「文なき武は愚であり、武なき文は弱である」という思想を原点としている。

さらに「学術」と「スポーツ」のいずれにおいても、その土台となるのは崇高な道徳心と倫理観であり、その人格的土台があつてこそ「学術」も「スポーツ」もはじめて意味を成すという考えに基づいている。一方、「真剣味」という言葉は、学園創立者の実父である梅村清光が「生活は現実であつて空想ではなく、真剣であつて遊戯ではない。本学教育の理想はこの現実的にして真剣なる国民を養成して実業界に送るにある。劇的な生活競争の中に、今我等は真剣をもって相対している。我彼を殺さずんば 彼我を殺すべく 我等一刻たりとも弛緩することを許されぬ」と述べたことに由来する。

ここにある「彼」とは自己の内なるものを意味し、常に「現実」に対して真摯に向き合い、「克己心」をもって何事も実践実行することを意味する。また、この建学理念の実現を目指す教育を行なっていくため、教員自らが「自己を律して教育せよ」という教えが込められている。

この建学の精神を信条に本学では、学術の研鑽とスポーツ等の実践や鍛錬を通じて智・徳・体を兼備した三位一体の人格を形成し、国家と社会の発展に寄与し、人類の幸福の増進に貢献できる品性高くかつ有為の人材を養成することを掲げている。

さらに「中京学院大学学則」（以下、「学則」という。）に謳われている「第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かで幅広く深い教養を修得させるとともに、学部及び学科の専攻に関わる専門の学術を教授研究し、併せて品性のかん養に努め、国際化の新時代に向かつて国家及び社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。」という、人材養成の目的を掲げている。

本学は平成 5(1993)年に経営学部経営学科の単科大学として開学、その後平成 22(2010)年度に看護学部看護学科を開設し、2 学部制となり、学部学科の人材養成の目的をそれぞれ定めている。これは「学則」第 1 条の大学として共通した人材養成目的の流れを汲んだ目的となっている。

経営学部経営学科の人材養成の目的は「経営学部経営学科では、経営学に関する専門的知識及び実践的能力を修得するとともに、専門的知識及び実践的能力を支える豊かな人格識見を兼ね備えた人材の養成」である。看護学部看護学科は「看護に関する教育・研究を通じて、保健・医療・福祉の発展に寄与する人材の養成を教育研究上の理念として、看護に関する基礎的な知識と基本的な技術・態度を身につけ、卒業直後から指導助言のもとに看護を実践できる能力と将来さらなる知識や技術を自ら学習していくことのできる人材を養成するとともに、看護職者に求められる幅広い教養基盤に支えられた豊かな人間性を涵養することにより、地域社会の保健・医療・福祉の向上に積極的に貢献できる専門職者を養成する」としている。

2. 中京学院大学のあゆみ・個性・特色等

本学の母体となる「学校法人安達学園」は、昭和 37(1961)年 12 月、建学の精神を「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」として学校法人の認可を受け、昭和 38 年には普通科と商業科を擁する入学定員 500 名の「中京高等学校」を設立した。当時、日本の経済的発展に伴い、大学進学率が急速に伸びる中、社会進出する女性の増加に伴い、大学進学を希望する女子生徒も急増し、大学の定員増及び新設、特に女子学生を受け入れる短期大学の増設が急務となった。それまで、多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市及び周辺町村を含む東濃地区には高等教育機関は存在せず、東濃五市は地元で大学を設置したいという強い願望があった。そのような背景もあり、本学は瑞浪市から土地の提供を受け、昭和 41(1966)年 4 月、家政科と保育科を擁する「中京短期大学」を創設するに至った。

昭和 42(1967)年 4 月には「中京短期大学附属中京幼稚園」を設立、短期大学各学科専攻の定員増、そして全国に紹介された「学びながら働く制度」の実施などにより、全国から学生の集まる短期大学に成長した。さらに昭和 61(1986)年には経営学科を増設し、平成 2(1990)年には中津川校地に所在していた保育科と瑞浪校地に所在していた経営学科を相互交換移転した。

当時、東濃各市から「東濃に大学を」という強い要請があり、各市からの多額の寄付を得て中京短期大学経営学科を改組転換し、平成 5(1993)年 4 月に当地域唯一の 4 年制単科大学として「中京学院大学経営学部経営学科」を開設した。

さらにその後、国の人口構造問題である少子高齢化の進展は、地域の高齢者数の増加とともに、高齢化に伴う要介護及び要看護等を生み、東濃地域の保健医療福祉従事者の需要が高まった。

特に医療専門職である看護職の需要は高く、東濃五市をはじめ、多くの病院から「東濃地域に看護大学を」という設置要請を受け、平成 22(2010)年度に「中京学院大学看護学部看護学科」を瑞浪キャンパス(短期大学部と校舎・敷地を共有)に開設した。

以上のように、本学の創立からの歩みは「地域」からの負託に応え、人材を養成することを使命とし、地域と学校の相利共生関係の不断の努力によって今日に至っている。

このような歴史的経緯をふまえ、本学では全体目標として、“東濃の「小さな巨塔」の実現”をビジョンとして掲げており、地域社会に根ざし、地域と共存する大学として、その資源を有効に相互活用し、地域活性化に結び付ける域学連携活動に力を入れている。

本学では地元東濃五市(多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市)と包括的な地域連携協定を締結しており、これをもとに地域社会や行政と連携した教育・研究を推進し、発展的に活動の内容と幅を広げていき、地域の核となる構想を実現していく予定である。

これは本学の使命の一つであるとともに、本学ゆえの活動と認識しており、詳細については本報告書「IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価」において後述する。

さらに本学の特色として、建学の精神に基づいた人材養成活動を具現化していくべく、小規模大学ゆえの配慮と目配りの利いた少人数教育体制を基本に据え、学生と教職員の交流と絆を重視したファミリー精神のもとに運営を行なっている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

【沿革】

| | |
|--------------|---|
| 昭和 37 年 12 月 | 学校法人安達学園設立認可 |
| 昭和 37 年 12 月 | 中京高等学校設置認可 |
| 昭和 38 年 4 月 | 中京高等学校開校 |
| 昭和 41 年 1 月 | 中京短期大学設置のための寄附行為変更認可、中京短期大学設置認可 |
| 昭和 41 年 4 月 | 中京短期大学 保育科、家政科（被服食物）開学 |
| 昭和 41 年 12 月 | 中京短期大学附属中京幼稚園設置認可 |
| 昭和 42 年 4 月 | 中京短期大学附属中京幼稚園開園 中京短期大学家政科を家政専攻（被服食物）食物栄養（栄養士コース）に分離 中京アカデミー開校 |
| 昭和 42 年 6 月 | 中京高等学校を中京商業高等学校に校名変更 |
| 昭和 43 年 4 月 | 中京商業高等学校に体育科増設 |
| 昭和 44 年 4 月 | 中京短期大学別科食物栄養専修（修業年限1年）設置 |
| 昭和 45 年 4 月 | 中京短期大学別科食物栄養専修の名称を中京短期大学別科調理専修に変更し、調理師養成指定校として認可、開学 |
| 昭和 49 年 4 月 | 中京短期大学保育科を岐阜県中津川市千旦林に移転 |
| 昭和 61 年 2 月 | 中京短期大学経営学科設置認可 |
| 昭和 61 年 4 月 | 中京短期大学経営学科設置 |
| 平成 2 年 4 月 | 中京短期大学保育科を瑞浪校地へ、経営学科を中津川校地へ移転 |
| 平成 4 年 12 月 | 中京学院大学設置のための寄附行為変更認可（中京短期大学経営学科学生募集停止） |
| 平成 5 年 4 月 | 中京学院大学（経営学部経営学科）開学 |
| 平成 6 年 5 月 | 中京短期大学経営学科廃止のための寄附行為変更認可 |
| 平成 9 年 4 月 | 中京学院大学の入学定員増、編入学定員設定 |
| 平成 12 年 11 月 | 中京高等学校の校名変更のための寄附行為変更認可 |
| 平成 13 年 4 月 | 中京商業高等学校を中京高等学校へ校名変更 |
| 平成 16 年 10 月 | 中京学院大学別科日本語専修課程設置届出 |
| 平成 17 年 4 月 | 中京学院大学別科日本語専修課程設置 |
| 平成 18 年 4 月 | 中京学院大学経営学部中国ビジネス学科設置届出 |
| 平成 18 年 9 月 | 中京短期大学生活学科生活文化専攻募集停止届出 |
| 平成 19 年 4 月 | 中京学院大学経営学部中国ビジネス学科設置 |
| 平成 20 年 4 月 | 中京短期大学生活学科食物栄養専攻を健康栄養学科に名称変更 |

中京学院大学

| | |
|--------------|-----------------------------------|
| 平成 21 年 10 月 | 中京学院大学看護学部看護学科設置認可 |
| 平成 22 年 4 月 | 中京学院大学看護学部看護学科を瑞浪キャンパスに設置 |
| 平成 22 年 4 月 | 中京学院大学経営学部中国ビジネス学科募集停止 |
| 平成 22 年 4 月 | 中京短期大学を中京学院大学中京短期大学部に名称変更 |
| 平成 22 年 4 月 | 中京学院大学中京短期大学部健康栄養学科、保育科、別科調理専修定員減 |
| 平成 23 年 1 月 | 中京高等学校全日制課程体育科廃止認可申請書届出 |
| 平成 23 年 3 月 | 中京学院大学経営学部中国ビジネス学科廃止届出 |
| 平成 23 年 3 月 | 中京学院大学経営学部中国ビジネス学科廃止 |
| 平成 23 年 3 月 | 中京学院大学中京短期大学部別科調理専修廃止 |
| 平成 23 年 3 月 | 中京高等学校全日制課程体育科廃止 |
| 平成 23 年 9 月 | 中京高等学校通信制課程（広域）普通科設置認可 |
| 平成 24 年 4 月 | 中京高等学校通信制課程（広域）普通科開校 |

2. 本学の現況

- ・ 大学名：中京学院大学
- ・ 所在地：中津川キャンパス(経営学部経営学科)
岐阜県中津川市千旦林 1-104

瑞浪キャンパス(看護学部看護学科)
岐阜県瑞浪市土岐町 2216

・ 学部構成

| | |
|------|------|
| 学部名称 | 学科名称 |
| 経営学部 | 経営学科 |
| 看護学部 | 看護学科 |

・ 学生数

(平成 28 年 5 月 1 日現在)

| 学部学科名称 | 入学定員 | 収容定員 | 1 年次 (内留年者) | 2 年次 (内留年者) | 3 年次 (内留年者) | 4 年次 (内留年者) | 合 計 (内留年者) |
|----------|------|------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 経営学部経営学科 | 150 | 640 | 185 - | 152 - | 136 - | 141 (24) | 614 (24) |
| 看護学部看護学科 | 80 | 320 | 92 (18) | 79 (4) | 74 (11) | 94 (8) | 339 (41) |

※経営学部経営学科収容定員 640 名(内編入学定員 40 名)

中京学院大学

・教員数 (平成 28 年 5 月 1 日現在)

| | 専任教員数 (職位・男女) | | | | | |
|-----|---------------|---|----|------|----|----|
| | 経営学部 | | | 看護学部 | | |
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 教授 | 9 | 3 | 12 | 2 | 9 | 11 |
| 准教授 | 1 | 3 | 4 | 1 | 6 | 7 |
| 講師 | 2 | 0 | 2 | 0 | 4 | 4 |
| 助教 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 | 7 |
| 助手 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 7 |
| 計 | 12 | 6 | 18 | 4 | 32 | 36 |
| 非常勤 | 10 | 4 | 14 | 17 | 8 | 25 |

・職員数 (平成 28 年 5 月 1 日現在 ※教員兼務職員、短期大学部所属職員を除く)

| 部門 | 専任 | | 小計 | 非常勤(契約) | | 小計 | 合計 |
|---------------|----|---|----|---------|---|----|----|
| | 男 | 女 | | 男 | 女 | | |
| 総務部 | 2 | 2 | 4 | 4 | 3 | 7 | 11 |
| 学生支援室 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| -中津川学生支援部 | 9 | 4 | 13 | 1 | 0 | 1 | 14 |
| -瑞浪学生支援部 | 3 | 0 | 3 | 0 | 1 | 1 | 4 |
| 入試・広報部 | 4 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 図書メディアセンター事務室 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 3 |
| 中津川学生相談室 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 瑞浪学生相談室 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 合計 | 20 | 8 | 28 | 5 | 7 | 12 | 40 |

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の建学の精神は「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」である。この建学の精神にある「学術」と「スポーツ」は、安達学園の創立者である故安達壽雄の生家・梅村家の四代目・梅村清茂先生が、かつて水戸光圀公に勤仕し、水戸の地に学問所(清信塾)を創設し、その教育(水戸学)の神髄である「文武不岐」の精神をルーツとしている。

また、建学の精神に謳われている「真剣味」は、人間の心に”真剣さ”と”人間味”を調和させた状態を意味している。”真剣さ”の語源は故安達壽雄の実父である梅村清光(本学園の校祖 学校法人梅村学園(名古屋市)の創立者の言葉をルーツとしており、常に弛緩することなく、自己と現実に対して真剣に向き合うことを意味している。”人間味”は心の強さとともに、純真で温かく人間らしさも兼ね備えるべきことを意味している。

すなわち、「真剣味」の言葉は、これら二つの意味の調和を意味するものである。

本学園創立者は、建学の精神を具現化するために、学生及び生徒に対して「真剣味」という精神と、「真善美」という価値観の追及を求めてきた。それが本学園の学訓(「真剣味」、「真善美」)となり、今日まで学園の伝統的精神として宿っている。

本学では、現代の激変する社会情勢や環境を鑑みて、平成 17(2005)年度に、この建学の精神に適切な現代的解釈を学園内で検討し、「学園の使命」としてその理念を明確化させた。その内容は、「いかなる時代でも果敢に挑戦する人材の輩出—実社会へ“真の実践力”をもった人材の輩出—」が学園の使命であると定めている。

さらに建学の精神・学訓を基にして、新時代に相応しい、学園としての使命を以下のとおり明文化している。

「いかなる時代でも果敢に挑戦する人材の輩出—実社会へ“真の実践力”をもった人材の輩出—」と表現するとともに、”真の実践力”をもった人材を具体的に以下のように定義している。

1. 「真」「善」「美」「健」「富」という普遍的価値を常に追求する人材。
2. 礼節を重んじる人材。
3. 非凡な才能を研鑽し、自分らしさを常に追求する人材。
4. 知識と経験、理論と実践を結びつけることのできる人材。
5. 当事者意識に裏打ちされた本気と勇気をもって自己に対峙できる人材。

安達学園に学び集うものは、様々な教育の場面や生活の場面において研鑽を重ね、この

ような真の実践力をもった人材になれるよう不断の努力をしていかねばならない。」

これらの建学の精神及び学園の使命は、経営学部及び看護学部の「学生ハンドブック」に掲載して学生に対して説明しており、WEB上の「中京学院大学ホームページ」においても明確に明文化して掲載している。

【資料 1-1-1 経営学部 学生ハンドブック P. i】

【資料 1-1-2 経営学部 学生ハンドブック 巻頭】

【資料 1-1-3 中京学院大学ホームページ抜粋】

さらに学則の第1条に「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かで幅広く深い教養を修得させるとともに、学部及び学科の専攻に関わる専門の学術を教授研究し、併せて品性のかん養に努め、国際化の新時代に向かって国家及び社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。」と定めており、本学ではこれらに基づき、各学部、学科における「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程」を定めている。

【資料 1-1-4 中京学院大学の学部・学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程】

この人材の養成に関する目的については、中京学院大学規程に定めており、経営学部、看護学部のそれぞれの「学生ハンドブック」に掲載している。また、WEB上の「中京学院大学ホームページ」においても内外に明確にして説明している。

【資料 1-1-5 経営学部 学生ハンドブック P. ii】

【資料 1-1-6 看護学部 学生ハンドブック P.1】

【資料 1-1-7 中京学院大学ホームページ抜粋】

以上のように本学は、使命・目的に関して簡潔かつ明瞭に文章化のうえ、具体的に明文化を行なっている。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

〔経営学部〕

使命・目的及び教育目的は具体的に明文化しており、3つのポリシー及び教育課程に反映すべく、より一貫性を担保した活動を念頭に置いて取組を継続していく。

また、当事者である学生にとって、目標とすべき人物像が理解出来るよう、さらに具体的にイメージが出来るような文言、図式の工夫や伝達ツールを考案する。

〔看護学部〕

学部教育としての目的と目標及び3つのポリシーとの整合性をより高めるために、学科長及び教授を中心に、2クールが終了する平成30(2018)年度をめどに検討を継続する。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

前述の通り、本学は、水戸学の神髄である「文武不岐」の精神を基盤とし、「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」を建学の精神と定め、何事に対しても真剣に取り組む中にも純真で温かく人間らしさを兼ね備えた人材の育成を目的とし、今日まで引き継がれてきた。

さらに本学の使命は今日の社会環境がますます厳しいものへと変化する中、地域に立脚し、地域に有為なる教育機関として、学園の原点でもある建学の精神に立ち返り、その精神を汲み、現代の変容の中にも進取の精神をもって次世代を見据えた人材養成に取り組むことである。

この目的は「学則」及び「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程」として具体的に明示しているところである。

「学則」では、その第1条に、「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かで幅広く深い教養を修得させるとともに、学部及び学科の専攻に係る専門の学術を教授研究し、併せて品性のかん養に努め、国際化の新時代に向かって国家及び社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする」とあり、第1条の2には「本学は、学部又は学科ごとの人材養成に関する目的その他教育研究上の目的については、別に定める」と規定している。

この「学則」第1条の2に準じて「中京学院大学の学部・学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程」が定められている。同規程の第2条において、本学の建学の精神である「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」を学部、学科の人材養成の目的として反映している。人材養成の目的に関する内容は、この建学の精神をより具体的に表記した内容としている。

【資料 1-2-1 中京学院大学 学則】

【資料 1-2-2 中京学院大学の学部・学科における人材の養成に関する目的 その他の教育研究上の目的に関する規程】

前述したとおり、本学は、平成 17(2005)年度に「建学の精神」を現代的に解釈した「学園の使命」に「いかなる時代でも果敢に挑戦する人材の輩出—実社会へ“真の実践力”をもった人材の輩出—」と定めている。これを学園教育の人材養成の共通理念とし、さらに「“真の実践力”をもった人材」について具体化して詳しく定義づけている。

ここで定義する「真の実践力」を持った人材」とは「1. 「真」「善」「美」「健」「富」という普遍的価値を常に追求する人材。2. 礼節を重んじる人材。3. 非凡な才能を研鑽し、自分らしさを常に追求する人材。4. 知識と経験、理論と実践を結びつけることのできる人材。5. 当事者意識に裏打ちされた本気と勇気をもって自己に対峙できる人材。」であり、建学の精神に基づいて養成する具体的な人材像である。

この人材像を念頭に置き、本学では、「学則」の第1条及び「中京学院大学の学部・学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程」に関連付けて反映させている。すなわち、建学の精神を現代解釈した学園の使命を、大学の学則及び同規程に具体化し、有機的に連動させることにより、「真の実践力を持った人材の輩出」

を実践するべく経営学部及び看護学部の教育に総合的に反映させるようにしている。

大学の社会的な目的と意義は、教育基本法7条の条文はいうまでもなく、学校教育法第83条に「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行ない、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」と規定されている。

また、大学設置基準第2条で掲げる「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」とある。

本学は、「学則」第1条に「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かで幅広く深い教養を習得させるとともに、学部及び学科の専攻に関わる学術を教授研究し、併せて品性のかん養に努め、国際化の新時代に向かって国家及び社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする」とあるように、法令に則して目的を適切に定めている。

また、「中京学院大学の学部・学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程」の第2条これは学校教育法第83条の「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し」に合致するものである。

これらはまた、学校教育法第83条の「知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」にも合致しており、さらに、本学園の建学の精神や学園の使命もまた「道徳的」に合致するものである。

よって、本学の学則及び学部・学科の人材養成目的等はこの法令にかなうものであり、学校教育法規等、法令に則った適合を担保している大学である。

本学では社会環境が変化する中、建学の精神に基づき、学園の使命の現代的解釈活動を行ってきたが、直近では平成27(2015)年度に、二学部体制としての学部、学科の「中京学院大学の学部・学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程」として再整備を行なった。

さらに平成28(2016)年度現在、経営学部及び看護学部では「ディプロマポリシー(学位授与の方針)」・「カリキュラムポリシー(教育課程編成・実施方針)」・「アドミッションポリシー(入学者の受け入れ方針)」は明確な文言として策定されている。その詳細については後述するが、学部、学科としての明確な方針に基づいた教育課程の修正と独自性ある教授方法等に関し、人材養成を実現化することを目的として検討を開始している。

建学の精神や学園の使命を具現化する人材養成の取り組みを少人数教育のもとに行なっていくことにより、私立高等教育機関の本分として、教育成果を担保していくことを目指している。

(3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

[経営学部]

急速な少子高齢化の進行やグローバル化、また、高等教育のユニバーサル化に伴う諸問題など、大学をとりまく環境の変化に対して、変えてしかるべきものと変えるべきではないものを分ちつつ、様々な変化に対応していく必要がある。

学部教育としての日常の主体的な活動を重視するとともに、将来を見据えた全学的な視

点が必要である。よって、大学としての使命と目的を経常的に検討しうる機能として、大学運営委員会及び学園執行部会といった会議において果たしていく。

また、本学の使命と目的を周知していくうえで、その訴求及び発信の在り方についてさらに変化に即した方法を思考して行く。

[看護学部]

教育目的と、変化しつつある社会全体及び地域社会が求める看護職との整合性について、教授及び領域長を中心に平成 30(2018)年度を目途に検討を継続する。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学で勤務する教職員は、「建学の精神を基底とした真の実践力をもった人材を育てる」「地域社会に立脚し、地域にとってなくてはならない学園とする」という使命の実現を目指して教育研究活動に従事している。

現在に至るまで、平成 17(2005)年度に全学園的に策定した「いかなる時代でも果敢に挑戦する人材の輩出—実社会へ“真の実践力”をもった人材の輩出—」を、学園教育活動の使命として掲げた。その実現のもとに「中期経営計画(2006-2010)」を策定し、平成 18(2006)年度から取り組みがなされた。しかし、同中期計画はその進捗開始後の過程において、学園内外の環境の変化により、平成 20(2008)年に見直しと修正を行なった。

その際、第一次中期計画に掲げた将来構想である、東濃の「小さな巨塔」の実現を一貫したビジョンとして、再度、地元地域社会に根ざし、地域社会と連携した教育・研究を推進し、地域の核となる構想を実現すべく、原点に立ち返り計画を検討した。

当時、地域からの看護専門職の養成機関設置要請を受けていたため、その負託に応えるために、平成 20(2008)年度から看護学部の設置に向けて計画的に取り組み、現在の4年制2学部の大学体制を構築してきた。その後も継続課題の解決はもとより、使命と目的を実現するために、平成 27年(2015)度に中期経営計画プロジェクトを立ち上げて「学校法人安達学園 中期計画 2015（平成 28年度～平成 32年度）」を策定してきた。

【資料 1-3-1 中期計画 PJ 会議議事録（抜粋）】

本学の中期計画は、「いかなる時代でも果敢に挑戦する人材の輩出—実社会へ“真の実践力”をもった人材の輩出—」を一貫して目標としており、そのための学修成果の保証を果たすべく、質の高い人材養成活動を果たすことで、地域社会において必要不可欠な学園になるべく、本学の使命と目的実現のためのスキームとして策定している。特に、計画に

目標として盛り込んでいる学修成果の保証、地域連携推進等の取り組み内容は本学の目的を反映した活動である。

【資料 1-3-2 学校法人安達学園 中期計画 2015(平成 28 年度～平成 32 年度)】

この中期計画については、プロジェクトメンバーのみならず、教職員はもとより、学園執行部、常任理事、理事長の支持のもとに策定され、正式に理事会決定を行ない、内外に広く公表して理解を得るように努めている。

また、本学では、教育運営活動の根幹となる学則及び大学規程に関する改変、また、基本的な規程の改変についても、関連委員会及び部署で議論され、教授会や常任理事会及び理事会で審議、決定される仕組みにしている。各委員会及び教授会には、教員のみならず事務職員も参画しており、教職協働を通して共通理解が図れるように努めている。

学則や教育目的にかかわる重要な規程等に関しては、理事会に上申されており、報告審議がなされている。このように本学では学内及び法人内の関与と理解を図り、その使命を果たすべく活動を行なっている。

【資料 1-3-3 平成 28 年度 委員会等組織図(経営学部・看護学部)】

本学は建学の精神、学園の使命、大学の目的、人材養成目的等は学内外へ広く公表するよう努めている。本学の建学の精神「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」は、学生ハンドブックの他に、本学ホームページ、同窓会報、教職員手帳、受験生向けの大学案内パンフレット等に明記している。さらに両キャンパスの校舎建物内のエントランスや教室等には、建学の精神が記入されたプレートを掲示している。中津川キャンパスにおいては、正門を入るとすぐの目に付く場所に「真剣味」の三文字が刻まれた自然石を設置するなど、学生及び教職員ともに視覚的に建学の精神を意識する環境を整えている。

【資料 1-3-4 中京学院大学 CAMPUS GUIDE 2017】

【資料 1-3-5 安達学園同窓会報 ChuKyo 倶楽部】

【資料 1-3-6 中京学院大学ホームページ抜粋】

また、経営学部の在学生については、「建学の精神」という科目を 1 年次春学期配当の必修科目として開講している。この授業では、在学生が学園及び本学の沿革やその背景、創設者の思いや考えに至るまで理解出来るようにしている。

看護学部の在学生には「人間哲学と道德倫理」という科目の中で、本学の建学の精神について理解を深めるよう学修機会を設けている。

【資料 1-3-7 H28 経営学部シラバス】

【資料 1-3-8 H28 看護学部シラバス】

教職員に対しては「中期計画(2006-2010)」期間に全教職員に配布する手帳を制作発行しており、「安達学園建学の精神」「学園の使命 教育活動の使命(ミッション)」「学園経営ビジョン」「学園の運営方針」「安達学園一貫カリキュラムの基本概念と要素」が明記されている。また、看護学部においては新採用教員のオリエンテーション時に、まず教育目的目標について学部長が説明し理解を図っている。

保護者に対しては、両学部とも入学式後の保護者説明会に、教育目的及び教育課程を資料として配布し、学部長が説明することによって、保護者への周知を図っている。

【資料 1-3-9 教職員手帳】

人材の養成に関する目的等に関しては、大学規程として各学部に周知されており、本学

ホームページなどにおいて明確に掲載している。経営学部及び看護学部ともに「学生ハンドブック」に掲載し、学生にわかり易い記載をするなどの配慮を行なっている。

看護学部の完成年度を経て、現在、両学部両学科では、「ディプロマポリシー」「カリキュラムポリシー」「アドミッションポリシー」を再整備しつつある。これらは平成27(2015)年度に行なった全学FD・SD研修会を機に、教職協働のもとに取り組みが開始され、中期計画のアクションプランとして活動を継続している。

【資料 1-3-10 中京学院大学 全学FD・SD研修会資料】

経営学部では、平成27(2015)年度内に教授会に3つのポリシーの原案が上程され、審議のうえ決定している。現在、人材養成目的を果たすための3つのポリシーに則して、カリキュラム自体の検討が進行してきている。新カリキュラムは平成29(2018)年度から施行する予定であり、その見直しのための新カリキュラム検討が行われてきている。これに関しては学部長、教員はもとより、教務関連の業務を行なうスタッフも関与している。

看護学部については、完成年次である平成26(2014)年度に教育目的と3つのポリシーの検討を行ない、平成27(2015)年度入学生より新カリキュラムを施行している。活動は学部のFD活動として教育目的実現を見据えたものであり、そのプロセスを経て、人材養成目的をふまえた教育体制の整備作業を行なっているところである。

各学部各学科の「ディプロマポリシー」「カリキュラムポリシー」「アドミッションポリシー」は、次のとおりである。

〔経営学部経営学科〕

〔DP(学位授与の方針)〕

Global 経済下において、多様性に富み、Agile に意思決定できる人に学位を授与します。21世紀の社会は、2国間だけのことで考えることができず、まさに地球規模で考えなければなりません。そして地球規模での最適解を導くためには俊敏な意思決定と幅広い寛容性が必要となります。

〔CP(教育課程編成・実施方針)〕

DPに示した人材を育てるための科目群を教育課程とするために、経営学部経営学科のCurriculumは、幅広い知識・技術を身につけるための教養科目、自らの将来の方向性を探り、見出すためのキャリア科目、Global社会下における状況把握とAgileな意思決定に不可欠な情報収集や情報分析の方法論を身に付けるための専門教育科目で構成する必要があります。そして、経営学部経営学科がそれらと同等に大切にするのは、それらのCurriculumの下で、どのようにして学生を育成するかという教育方法です。

教養科目は、多様な価値観を踏まえた、幅広い知識と素養に支えられた豊かな人間性を涵養するという目的のために構成した科目群です。

キャリア科目は、将来への見通しが利きづらい社会動向の中で、将来の自分をどこに向かわせるべきか、社会との係わり合いの中で自ら「したいこと」「できること」「すべきこと」を考え、Global社会で活躍するための力を養う目的のために構成した科目群です。

専門教育科目は、経営学に関する基礎知識と基本的な判断力を育成するだけでなく、経営に関する高度な知識と技術を身につけ、迅速な意思決定を行なうことができるような情報収集、情報分析能力を高めることにより、さらなる能力を自ら社会で育成していく目的

のために構成した科目群です。

これらの科目の修得に当たっては、社会との関わりの中で、書く・話す・発表するなどの思考の外化を伴った、能動的な学習方法を積極的に取り入れた、学びの場を創り出すことを目指します。

[AP(入学者の受け入れ方針)]

中京学院大学経営学部経営学科では、企業・組織の経営に関心があり、次のような心構えを持っている学生を求めます。

1. 自分自身を磨き続けたいという志のある人
2. 自ら考え行動できるようになりたい人
3. スポーツを通じて人間的に成長したい人
4. 何事に対しても挑戦する意欲のある人

【資料 1-3-11 中京学院大学ホームページ 抜粋 3つのポリシー】

[看護学部看護学科]

[DP(学位授与の方針)]

次の能力を身に付けたものに学位を与える。

- 1) 教養と思いやりを基盤として、人間の尊厳と権利を擁護できる基礎的能力
- 2) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、人々の健康と生活を自然・社会・文化的環境との相互作用の観点から理解する能力
- 3) 人々の多様な価値観を認識し、看護専門職者としての共感的態度及び倫理に基づいた看護を実践できる基礎的能力
- 4) 人々の健康や障がいの状態に応じた看護を、科学的な根拠に基づいて実践できる基礎的能力
- 5) 保健・医療・福祉における看護専門職者の役割を理解し、チーム医療を提供及び調整できるための基礎的能力
- 6) 生涯学習の姿勢と研究的態度を身に付け、看護分野及び地域社会に貢献できる基礎的能力

[CP(教育課程編成・実施方針)]

○基本教育科目

看護を実践する上で必要な幅広い教養基盤に支えられた豊かな人間性を涵養するという目的を達成できる科目で構成する。

①人間の理解

人間や人間理解に関する基本的な知識と複合的な視点を養うとともに、豊かな人間性を涵養することを目的とする。

②社会の理解

社会を幅広く理解し、国際化に対応しうる能力を培うとともに、職務の特性に鑑み、人権の重要性を理解し、職業を社会との関係で位置付けることができることを目的とする。

③言語と情報

コミュニケーション能力及び科学的思考力を高めるとともに、主体的に情報を収集・

分析し発進する能力を養うことを目的とする。

○専門基礎科目

専攻する学問分野の理解を助け、専門教育において関連する分野を幅広い視野に立って学際的に取り組むことのできる力を培うという目的を達成できる科目で構成する。

①人間と生命

人間の体の構造と機能について理解するとともに、人間の生命について科学的、倫理的に理解することを目的とする。

②健康と疾病

健康・疾病・障がいのメカニズムを理解し、看護ケアの根拠となり観察力、判断力を習得することを目的とする。

③保健と福祉

保健・医療・福祉に関する基本的概念、関係制度、関係する職種の役割の理解と健康や障がいの状態に応じて、社会資源を活用するための知識と基礎的な能力を養うことを目的とする。

○専門教育科目

看護に関する基礎的な知識と基本的な技術・態度を育成し、卒業直後から指導助言のもとに看護を実践できる能力を身に付け、将来さらなる知識や技術を自ら学習していくための基盤を培うという目的を達成できる科目で構成する。

①看護の基本

全ての看護実践の基礎となる知識・技術を確実に身に付けることができ、さらに各看護の展開に共通する看護技術適用の基礎的方法を学ぶことを目的とする。

②看護の展開

看護の対象及び目的の理解、健康の回復、保持増進及び疾病・障がいを持つ人々に対する看護の方法を学ぶとともに、知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養うことを目的とする。

③看護の統合と探求

専門基礎、看護の基本及び看護の展開で学習した知識と技術を統合し、臨床実践力を高めるとともに、看護学を探究する姿勢を身に付け、看護学研究の基礎的な能力を習得することを目的とする。

[AP(入学者の受け入れ方針)]

大学の建学の精神を基盤として、幅広い教養に支えられた豊かな人間性と、看護に関する基礎的な知識・技術・態度を身につけた実践力のある人材を育成するとともに、将来にわたって自ら学び成長し続けることのできる学習力を持ち、地域社会の保健・医療・福祉の向上に積極的に貢献できる看護職者を育成する。

そのために、看護に深い関心をもつ次のような学生を求める。

- 1) 人間への尊厳と思いやりの心をもっている人
- 2) 看護職への明確な目的意識をもっている人
- 3) 社会の役に立ちたいという熱意をもっている人
- 4) 看護学を学ぶために必要な基礎学力を取得している人

【資料 1-3-12 看護学部 学生ハンドブック P.1】

【資料 1-3-13 経営学部 学生ハンドブック P. ii】

これら 3つのポリシーは教授会に報告され、審議のうえ決定したものである。

現在、平成 28(2016)年 3月 31日に「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の交付について(文部科学省通知)」による 3つの方針の策定及び公表の義務化、ならびに「ガイドライン(中央教育審議会大学分科会大学教育部会)」を改めてふまえ、平成 28(2016)年度内を目標として本学教育の一貫性を担保すべく再整備に取り組んでいる。

本学は、経営学部入学定員 150名、看護学部入学定員 80名、総収容定員 960名と小規模な大学でありながらも、学部でキャンパスが分かれており、全学的な活動を円滑に行なううえで、地理的に容易な環境ではない。基本的には各学部運営を中心とした教育研究活動を実践しており、学部間の調整を図る目的で、学長、各学部長、図書メディアセンター長、事務局長で構成された「大学運営委員会」を設置し、意思統一を図る努力をしている。

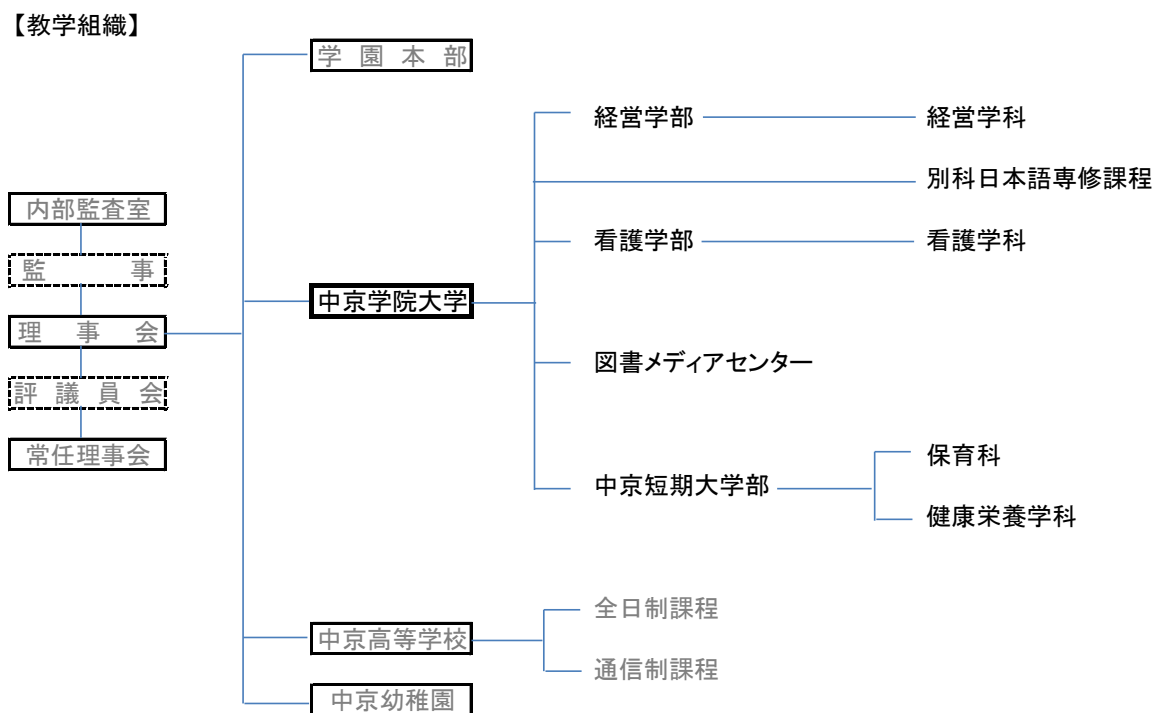
教育活動を支援する部署としては、学生支援室の各キャンパス学生支援部があたり、従来の教務関係、学生関係、就職関係の業務を担当し、学生に対してワンストップサービスを実践している。

研究活動については、各学部の委員会が中心となり、紀要の発行や研究活動の推進を行なっているが、事務的にサポートする部署はなく、科学研究費補助のような公的資金の管理は総務部が中心に行なっている。今後は、教員の研究活動をサポートする部署の設置が求められることを認識している。

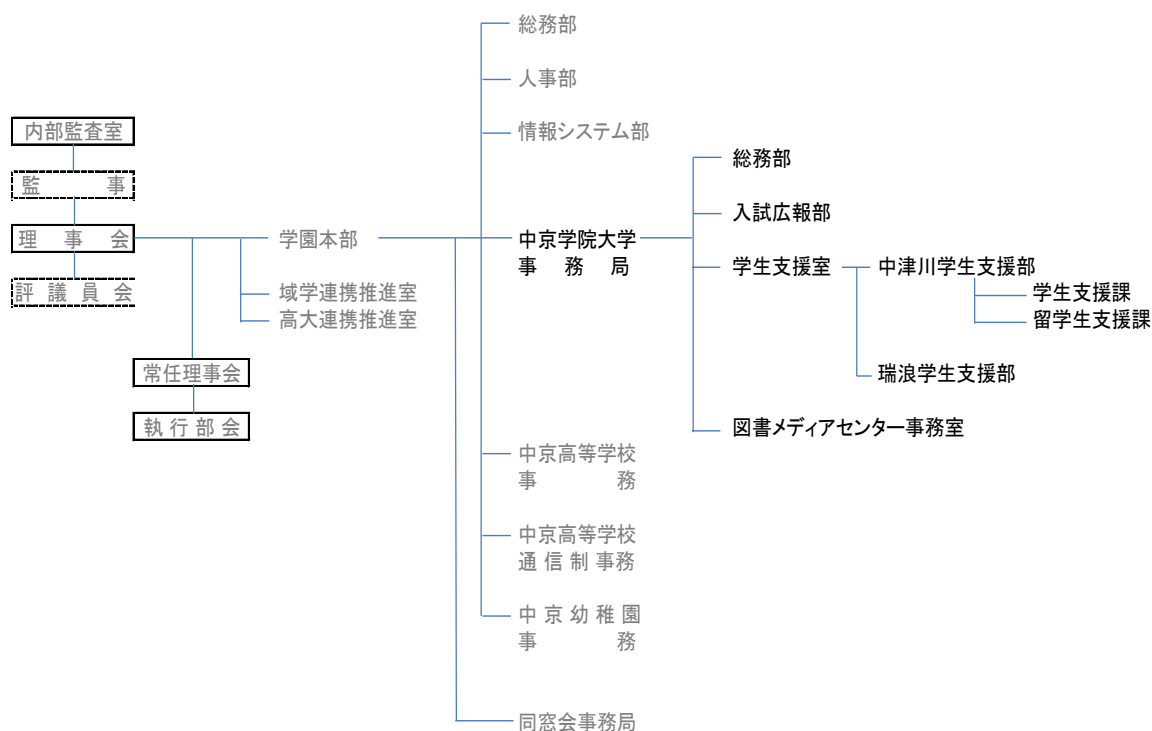
なお、本学の組織は次に示すとおりであり、各学部教授会の下に教育研究活動を支援する教員組織である委員会を設置している。

【資料 1-3-14 平成 28年度 委員会等組織図(経営学部・看護学部)】

図表 1-3-1 「中京学院大学 組織図」



【事務組織】



以上のとおり、本学は使命・目的について学内外への共有を図り、その具現化に向けた活動を行ない、また、教育研究組織及び事務組織を整備構築している。

なお、看護学部においては、教育目的の内容に沿って、基本教育分野及び専門基礎分野に責任者を置くとともに、専門分野は9領域で構成し、教育目的と教育研究組織を整合させている。

(3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

〔経営学部〕〔看護学部〕

使命・教育目的の明文化、3つのポリシー及び教育課程等によって、教育目的の実現可能性が必ずしも時代の変化に即した形で担保されるわけではない。ゆえに、「学校法人安達学園 中期計画 2015(平成28年度～平成32年度)」に則して、教育目的達成に向けた活動の細目に亘る体系化を図り、教育方法、学生を取り巻く有形無形の教育環境づくり、教育研究を効果的に支援する機能や組織体制について具体的に実現していく。

【基準1の自己評価】

本学は設立以来、私立の大学ゆえに建学の精神こそ教育研究活動の源泉として受け継いできている。

近年では承前啓後の思いのもとに、建学の精神に適切な現代的解釈を検討し、具体的な概念を策定して周知してきた。その概念及び教育目的は、学則に基づいた規程及び教育課

程に反映すべく努めてきた。直近では、人材養成に関する目的等の再整備を行ない、明確に明文化を行なって周知するよう努めている。

本学の中期計画においても、一貫して建学の精神及び使命・目的の具現化を目標として、その計画内容にも反映させており、執行状況の総括と反省、改善活動に取り組んできている。

平成 27(2015)年度から人材養成目的等をふまえた「ディプロマポリシー」「カリキュラムポリシー」「アドミッションポリシー」の3つの方針とそれに基づいた教育課程、入学者選抜方法なども再検討及び整備を始めており、「学校法人安達学園 中期計画 2015（平成 28 年度～平成 32 年度）」では、これらの継続した活動を組み込んでいる。これらの活動は本年度も継続して取り組んでいる。

以上のとおり、本学は基準 I を満たしていると判断する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「アドミッションポリシー（入学者の受け入れ方針）」は、広く受験生の大学選択及び入学生の選抜において、重要な意義を果たすものであると認識しており、本学の建学の精神、教育研究上の理念及び教育目的に呼応した学生の確保と育成という目的からも重要視してきた。よって、本学の経営学部経営学科及び看護学部看護学科では「アドミッションポリシー」を明確に定めて、周知するよう努めている。

経営学部経営学科及び看護学部看護学科の「アドミッションポリシー」は基準 I で前述したように定めている。

「アドミッションポリシー」全文はすべての学生募集要項の巻頭ページ、さらに本学ホームページの学部・学科紹介のサイトに「求める学生像」として明示しており、本学を志望する受験生や学外に向けて周知を図っている。

「アドミッションポリシー」の周知と浸透のため、高校訪問、進学説明会、オープンキャンパスなどの際に配布のうえ説明している。

【資料 2-1-1 平成 28 年度 経営学部 学生募集要項】

【資料 2-1-2 平成 28 年度 経営学部 留学生募集要項】

【資料 2-1-3 中京学院大学ホームページ（抜粋）「アドミッションポリシー」】

【資料 2-1-4 平成 28 年度 看護学部 学生募集要項】

【資料 2-1-5 中京学院大学入学者選抜規程】

次に、この「アドミッションポリシー」に沿った学生の受け入れ方法についてだが、本学は全学的学生募集組織として事務局に入試広報部を設置し、各学部の教学組織として入試広報委員会及び入試委員会を設置している。

入試広報部が地元地域はもとより、他府県に至るまで、各学部の学生募集を展開し、「アドミッションポリシー」に沿って、入学者選抜試験（以下、入試という。）制度ごとに受け入れ方針や方法を明示しつつ、志願者を確保する活動を行なっている。さらに各学部において、それぞれの設置キャンパスを本学会場とし、東京、名古屋、浜松、松本、福岡、高松、那覇などの地方会場も設置し、入試実施要項に則して教員と職員の協力体制のもとに選抜を実施している。

【資料 2-1-6 入試実施日程 経営学部・看護学部】

入学者の最終選抜については、本学所定の各種入試結果を各学部の合否判定会議で検討のうえ、教授会で審議される。最終的な合否判定の決定は学長が行なうこととしている。

経営学部と看護学部の学生の受け入れ方法についてはそれぞれ以下のとおりである。

〔経営学部〕

経営学部の入学者選抜制度であるが、AO入試による入学者選抜を主体として実施している。

そのため、日本人・留学生・編入学生とも学生募集要項の巻頭に「アドミッションポリシー」を記載しており、面接試験は「アドミッションポリシー」を考慮した評価表に従って実施している。この面接評価表は、「アドミッションポリシー」との整合性を整えた書式にするよう変更したものである。

平成28年度における経営学部の入試の種類は、AO入試〔専願〕、推薦入試（指定校〔専願〕・一般〔併願〕）、一般入試〔前期・後期〕、大学入試センター試験利用入試〔前期・後期〕、社会人入試・帰国子女入試〔専願〕、3年次編入学試験である。

AO入試〔専願〕の試験方法は、書類審査（エントリーシート、選考予備調査書、調査書、一能一技推薦書（スポーツ・資格のみ）、第三者推薦書（自己推薦のみ））、総合基礎学力テスト・面接によって構成している。

推薦入試（指定校〔専願〕・一般〔併願〕）の場合は、書類審査・総合基礎学力テスト・面接によって決定し、社会人入試・帰国子女入試〔専願〕と3年次編入学試験の場合は小論文、面接による総合判定によって決定している。

総合基礎学力テスト（解答は記述式）は、国語総合、英語Ⅰ、数学Ⅰレベルの基礎的な問題を文部科学省検定の高等学校教科書に準拠して本学の教員が独自に作成したものであり、国語・英語・数学の3科目で平成24(2012)年度から実施している。

上記AO入試と推薦入試では、「アドミッションポリシー」に基づいた受験生の意欲・特性に重点を置き、面接評価と総合基礎学力テストの結果をもとに、一定の基準を満たした受験生を合格としている。社会人入試・帰国子女入試では志望理由書、履歴書を提出し、小論文と個人面接によって判定する。

3年次編入学試験では志望理由書・履歴書・成績証明書・単位取得見込み証明書の提出、面接と小論文を課している。

留学生の1年次・3年次編入学試験では、留学生志願書・志望理由書・出願資格を証明する書類・最終出身学校成績証明書・日本語能力試験取得証明書（コピー）の提出が必要になる。出願資格には、「（財）日本国際教育協会の実施する日本語能力試験のN2レベル以上、それ以外の場合、日本語学習時間600時間以上を有する者」という条件がある。面接によって留学生の勉学意欲、入学後の計画・予定などを質問し、作文・日本語小テストによる日本語能力・思考力を判定基準と照らし合わせて合否を判定している。

【資料2-1-7 中京学院大学 経営学部外国人留学生規程】

〔看護学部〕

看護学部では、専願推薦入試（指定校推薦、社会人入試等特別選抜を含む）、併願推薦入試、一般入試（前期、中期後期）及び大学入試センター試験利用入試により入学者選抜を行っている。一般入試と大学入試センター試験利用入試においては基礎学力を重視し、推薦入試では、受験生の適性を確認する上で面接と小論文（指定校推薦は面接のみ）及び高校

の調査書を選考方法に採用している。このように、多様な入試形態を設定することで、志願者にとって複数の受験の機会が得られることになっている。

本学では、これらの多様な入学者選抜制度によって、志願者の選択肢を広げ、学力を重視しつつも、それだけにとらわれない幅広い人材を得ることを目的として実施している。

なお、入試問題については、各学部長による統括のもとに各学部で厳正に作成され、入学試験に用いられている。

入学定員に沿った学生の受入れに関しては、「図表 2-1-1 収容定員充足状況一覧」のとおりであり、各学部の定員充足を可能な限り遵守する活動を念頭に置くことによって、教育と施設面でのキャパシティに応じた環境を保つようにしている。

経営学部では、近年受入学生数に関して増加傾向であり、収容定員充足率が回復してきている。平成 27(2015)年度の経営学部の収容定員数 640 名のところ、598 名の学生数であり、収容定員充足率はほぼ 9 割である。平成 28(2016)年度は収容定員数 640 名のところ、614 名の学生数であり、収容定員充足率は 9 割以上を保持している。

看護学部においては平成 22 年(2010 年)の開設以来、入学定員及び在籍学生数はおおむね適切に維持しており、学部学科の定員はほぼ充足している。平成 28(2016)年度は収容定員数 320 名のところ、339 名の学生が在籍しており、収容定員充足率を保持している。

このように、各学部ともに適正な入学生数を継続して維持しており、全体的な受入学生数に関してはおおむね問題はない。

なお、経営学部では平成 25(2013)年から地元東濃五市(中津川市・恵那市・瑞浪市・土岐市・多治見市)と連携協定を結び、地域との関係を強化しており、系列校を含む東濃地区内の高等学校からの入学者(留学生以外)の確保に努めている。

図表 2-1-1 「収容定員充足状況一覧」

| | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|---------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 経営学部 | 収容定員 | 640 | 640 | 640 | 640 | 640 | 640 |
| | 1年次 | 105 | 154 | 151 | 149 | 191 | 188 |
| | 2年次 | 156 | 104 | 141 | 127 | 135 | 149 |
| | 3年次 | 142 | 175 | 111 | 140 | 118 | 136 |
| | 4年次 | 108 | 165 | 199 | 136 | 155 | 141 |
| | 合計 | 511 | 598 | 602 | 552 | 598 | 614 |
| 収容定員充足率 | | 79.84% | 93.44% | 94.06% | 86.25% | 93.44% | 95.94% |
| 看護学部 | 収容定員 | 160 | 240 | 320 | 320 | 320 | 320 |
| | 1年次 | 95 | 96 | 82 | 86 | 82 | 92 |
| | 2年次 | 79 | 105 | 110 | 98 | 88 | 79 |
| | 3年次 | | 66 | 87 | 84 | 87 | 74 |
| | 4年次 | | | 64 | 91 | 87 | 94 |
| | 合計 | 174 | 267 | 343 | 359 | 344 | 339 |
| 収容定員充足率 | | 108.75% | 111.25% | 107.19% | 112.19% | 107.50% | 105.94% |

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

〔経営学部〕

経営学部については、AO 入試による学生選抜が主体となった現状であるが、内容的に改善すべく、「アドミッションポリシー」に則し、さらなる入学者選抜方法の工夫と開発を検討していく。

〔看護学部〕

看護学部看護学科においては、看護系大学の急増や 18 歳人口の減少に伴い、年々受験者数が減少している現状がある。それゆえ、今後も以下の点を考慮しながら入学者の確保を図っていく。

(1) オープンキャンパス参加者及び入学者に対して調査を行ない、その結果を分析し広報のあり方、入試区分及び方法などについて再検討し、志願者数の確保だけでなく、方針に沿ったレベルの入学生を確保する。

(2) 指定校推薦及び専願推薦入試の推薦基準・選抜方法について、入学後の成績状況や在学状況を参考に検討する。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、建学の精神「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」、学園の使命「実社会への真の実践力を持った人材の輩出」に基づき、学部学科ごとに教育研究上の目的を明確に定め、この目的を達成するために、各学部学科で「ディプロマポリシー(学位授与の方針)」及び「カリキュラムポリシー(教育課程編成・実施の方針)」を定めている。これらの方針は、「アドミッションポリシー(入学者の受け入れ方針)」とともに本学ホームページに掲載し、学内外への周知を図っている。

これまで、本学の経営学部は、それぞれの人材養成目的、教育目標を上位概念として、教育課程の編成を行ない、「アドミッションポリシー」を明示して入学生の選抜を実施してきた。しかし、「アドミッションポリシー」の名称と具体的詳細な概念が存在するにもかかわらず、核となるべき学位授与方針「ディプロマポリシー」とさらにそれに基づいた「カリキュラムポリシー」の具体的概念について十分に整理する必要性、そのうえで「アドミッションポリシー(学生の受け入れ方針)」の妥当性をよく検討する必要性について課題があったため、経営学部では本格的に着手した。なお、看護学部においては、平成 21(2009)年度までの設置認可申請の際に現在の学部長が中心となり集中的に検討したうえで、3つのポリシーを設定しているため、本格的な見直しは実施していなかった。

学修成果の保証に取り組む必要性に対する認識が高まるに至り、平成 27(2015)年度の全

学 FD・SD 研修会において「ディプロマポリシー」「カリキュラムポリシー」「アドミッションポリシー」の具体的概念について経営学部、看護学部教職員の共通の整理課題とした。

以後、現在に至るまで、人材養成の目的に基づいて「ディプロマポリシー」以下、3つのポリシーとして整備する活動を継続して行なっている。本学の中期計画においても、平成 28(2016)年度以降のこれらの継続的活動計画が組み込まれている。

【資料 2-2-1 学校法人安達学園 中期計画 2015(平成 28 年度～平成 32 年度)】

【資料 2-2-2 中京学院大学 全学 FD・SD 研修会 資料】

各学部学科の授業科目及び内容に関しては、それぞれの教育目的に沿って設定されており、「カリキュラムポリシー」即して授業科目及び内容を体系的に編成している。また、教育課程編成方針に即した教授方法の工夫・開発においても様々な取り組みを行なっている。

以下に、各学部学科における教育課程の基本的な構成・体系及び教授方法の工夫などについて記述する。

〔経営学部〕

経営学部では、平成 27(2015)年度より「カリキュラムポリシー」に則した教育課程の体系的編成をワーキンググループとして活動を開始しており、また、カリキュラムに関する本学部全教員対象の新カリキュラム検討会議を開催し、新たな教育課程の編成方針、現状のカリキュラムの分析や新カリキュラムの編成作業を開始した。この会議には毎回 7 名から 10 名の教職員が参加し、「4 年後に社会で求められる人材を 4 年かけて育てるためのカリキュラム」にするために、経営学部の教育課程編成方針と内容を検討している。

同時に、カリキュラム編成作業の中で教員間に共有された学部の新しい「ディプロマポリシー」「カリキュラムポリシー」「アドミッションポリシー」について、学部長中心に文章化を行なった。これについては、定例教授会においてその案が全教員に対して報告がなされ、審議のうえ決定された。

【資料 2-2-3 経営学部教授会議事録・資料 (経営学部経営学科の 3 つのポリシー案)】

この案により、平成 28(2016)年度から同学部の「ディプロマポリシー」に基づいた「カリキュラムポリシー」として平成 29(2017)年度に向けた課程編成カリキュラムマップ、ナンバリングなどを含めた新カリキュラムの編成作業を検討している。

経営学部の現行のカリキュラムでは、「実社会への真の実践力を持った人材の輩出」を学園の使命としていることに重きを置き、経営学に関する専門的知識及び実践的能力を習得するとともに、専門的知識及び実践的能力を支える豊かな人格見識(学士力)を身につけることを目的とした教育課程を編成している。

前述の目的を達成するために、大学設置基準に定められている教育課程の編成方針を踏まえ、学部の授業科目は、大きく「教養科目」、「キャリア科目」、「専門教育科目」より構成されている。

教養科目は、キャリア科目、専門教育科目に通じる幅広い知識を習得するとともに、豊かな人格見識につなげることを目的としている。キャリア科目は実践的能力を養うことを目的とし、専門教育科目は専門的知識を習得することを目的としている。専門教育科目は、「経営学」、「経済学」、「会計学」といった基幹科目、それを応用した「経営戦略論」、

「日本経済論」、「財務諸表論」などの展開科目、学問的知識を生かした実践力を高める「専門テーマゼミ」、「専門卒業研究」といった演習科目で構成されている。

【資料 2-2-4 経営学部 学生ハンドブック P.13】

【資料 2-2-5 中京学院大学 学則】

教養科目では、外国語科目や一般的な教養科目のほか、経営学部の専門教育につながるよう「基礎ゼミ」（1年次）及び「教養ゼミ」（2年次）において、数学の計算方法やグラフや表の作成方法といった授業を実施している。

キャリア科目には就業力養成科目と社会人スキル科目の二つの科目群がある。どちらの科目群も実践的能力を養成することを目的としている。とりわけキャリア科目の中で唯一の必修科目である「就業力ゼミ」においては、日本語文章力の向上とプレゼンテーション力の養成を目的とした指導を行なっている。

専門教育科目は、基幹科目（1年次）、展開科目（2年次以降）、演習科目（3・4年次）というように段階的に学べるよう編成しており、専門的知識の習得のため、基幹科目を必修として、専門的知識を有し実践的能力を高めるために演習科目についても必修としている。

なお、経営学部では平成 28(2016)年 2 月の教授会において新カリキュラム案を上程しており、その案の編成概要は現時点では以下のとおりである。

学生が取得すべき単位数は、教養科目 46 単位以上、キャリア科目 12 単位以上、専門教育科目 66 単位以上であり、卒業要件単位は 124 単位以上としている。それに加えて、経営学部は教職課程の申請を準備しており、教職に関する科目(卒業要件には含まれない)も新カリキュラム案の表中に組み込んでいる。

教養科目では、外国語科目をコミュニケーション科目と呼ぶようにし、そこに非言語コミュニケーション科目も含めた。その他、一般的な教養科目のほか、経営学部経営学科の専門教育への接続を目的にした「基礎ゼミ」（1年次）及び「教養ゼミ」（2年次）を必修化した。これらの科目において、どのような教育を推進していくかについては、担当教員が「カリキュラムポリシー」に則した内容になるよう、今後 FD 活動の一環として取り組むことになる。

キャリア科目においては、「ビジネスコミュニケーション」と「就業力ゼミ」を必修化した。キャリア科目には「ボランティア」と「インターンシップ」が含まれ、最低取得単位数の関係で、学生は必ずどちらかの科目を少なくとも 2 単位は取得しなければならないようにしている。

専門教育科目は、これまで基幹科目、展開科目、演習科目というように段階的に学べるよう編成してあったが、分野別に「経営学」「商学」「会計学」「経済学」「情報」「特別科目」「演習科目」の 7 分野編成としている。学生が段階的に学修できるようにするのは当然であるが、専門教育科目の中に「意思決定論」や「地域課題解決」といった科目を配置し、実践的な問題解決能力を向上させるよう配慮してある。

キャリア科目にしても専門教育科目にしても、それらをどのように「カリキュラムポリシー」に適合させていくかについては平成 28(2016)年度の課題である。

【資料 2-2-6 新カリキュラム検討案】

〔看護学部〕

看護学部の現行のカリキュラムでは、看護に関する基礎的な知識と基本的な技術・態度を身につけ、卒業直後から指導助言のもとに看護を実践できる能力と将来さらなる知識や技術を自ら学修していくことのできる人材を育成するとともに、看護職者に求められる幅広い教養基盤に支えられた豊かな人間性を涵養することにより、地域社会の保健・医療・福祉の向上に積極的に貢献できる専門職者を育成することを目的としている。

前述の目的を達成するために、大学設置基準に定められている教育課程の編成方針を踏まえたうえで、教育課程を「基本教育科目」「専門基礎科目」「専門教育科目」より構成している。

基本教育科目では、看護を実践する上で必要な幅広い教養基盤に支えられた豊かな人間性を涵養するという目的を達成するために「人間の理解」「社会の理解」、「言語と情報」、「演習」から編成している。そのなかでも「演習」については、学修活動に必要となる技術の習得と学修のための目標設定や行動計画の立案方法について学ぶとともに、新聞講読等を通じて、社会的に貴重な特定の主題や現代社会が直面する基本的な諸課題に関する認識と総合的に判断する能力を習得するという目的を達成するために「基礎ゼミナール」を配置している。

専門基礎科目では専攻する学問分野の理解を助け、専門教育において関連する分野を幅広い視野に立って学際的に取り組むことのできる力を培うという目的を達成するために、「人間と生命」、「健康と疾病」、「保健と福祉」から構成している。

専門教育科目は看護に関する基礎的な知識と基本的な技術・態度を育成し、卒業直後から指導助言のもとに看護を実践できる能力を身に付け、将来さらなる知識や技術を自ら学修していくための基盤を培うという目的を達成するために「看護の基本」、「看護の展開」、「看護の統合と探求」から構成している。

【資料 2-2-7 看護学部 学生ハンドブック P.3】

【資料 2-2-8 中京学院大学 学則】

また、看護学部の教育課程上、看護学実習の重要性が高く、この臨地実習は、教育課程の23単位を占め、「各看護学の基盤となる基礎的知識や基本的技術を学ぶ」ための「基礎」科目群に配置している基礎看護学実習と「知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う」ための科目として、領域ごとに配置している成人看護学・老年看護学・小児看護学・母性看護学・精神看護学・在宅看護学の各実習、並びに看護学総合実習から編成している。

看護学実習の目的は、知識や技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養うとともに、保健・医療・福祉との連携や協働を通して、チームの一員としての役割を学び、看護を実践できる能力を養うことであり、その目標を、以下のとおり設定している。

- ①看護の対象(個人・家族・集団)を総合的に理解することができる。
- ②対象個々の健康レベルやライフサイクルに応じた適切な看護を科学的思考に基づいて実践できる。
- ③保健・医療・福祉分野における関連職種との役割や活動内容を理解し、他職種との連携や社会資源の活用などを通して、看護専門職の機能と役割を認識できる。

④看護の専門性を理解し、専門職としての自覚を高めるとともに、看護を探究する姿勢をもつことができる。

【資料 2-2-9 看護学実習要項】

実習に関しては1年次より見学を主とする看護学実習を行ない、早期から看護学への興味や関心が高められるような配慮を行なっており、具体的には「基礎看護学実習Ⅰ」において、医療現場における看護の機能と役割を理解させ、今後の学修への動機づけを意図している。

なお、看護学部は平成22(2010)年度の開設以来、統合カリキュラムで全学生を対象に看護師及び保健師養成を行なっている。しかし、岐阜県内の大学において看護系学部が急増していることとともに、岐阜県東濃地域においての保健師需要も限られていることを踏まえて、平成27(2015)年度入学生より保健師養成を選択制に変更したところである。

また、4年間の教育活動の実践及び国家試験の結果から、旧カリキュラムでは専門基礎科目群において各論の前に共通する基本的な概念の理解が必要であること、専門科目群においては各看護領域の講義・演習の関連性と内容の精選が必要であることなどをふまえ、平成27(2015)年度入学生より一部の科目において単位の増減及び科目の追加を行なうこととし、新教育課程での教育を実践している。

看護学部では、知識と技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結び付けて理解できる能力を養う内容とする教育課程としていることにより、授業の内容に応じた授業方法として、講義及び演習、実習を効果的に組み合わせて行なうこととしている。

特に、専門教育科目では、「概論」を学修した後に「援助論」を学び、さらに知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養うための「実習」を学べるようになっている。また、長期休業を利用して既習内容で不足している知識や技術を補えるように具体的な課題を提示している。さらに、援助技術については授業時間外に技術指導の時間を設けて個別指導が可能なように配慮している。

当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修などを考慮して1単位当たりの時間数を設定し、教育の質の確保を図っている。授業時間外に必要な学修においては、事前・事後課題として具体的な課題を提示し、学生の基礎的な知識を確認し、学修内容の理解が深まるようにしている。

本学は、単位制の趣旨を保つための取り組みとして、平成27(2015)年8月に行われた全学部合同の中京学院大学全学FD・SD研修会において課題を認識し、大学全体として事前事後学修の明確化や成績評価について再認識を図っている。

各学部ともに共通の対処すべき事項として、教務委員会及び学生支援部が連携して、シラバスの事前事後学修の記述の徹底、成績評価基準の明確化を推進してきた。さらにこれらをオリエンテーション、各講義の第1回目において、シラバス等を活用して学生へ周知している。

【資料 2-2-10 「シラバスの記載について（平成28年度版）」】

【資料 2-2-11 中京学院大学 全学FD・SD研修会資料】

経営学部においては、平成27(2015)年度から「すらら」の教材を使った基礎学力向上に向けた課外授業を実施している。これは週1回の教室における授業との間にe-ラーニング

形式のパソコンを使った課題を実施するものである。毎回数学の3つの単元の内容が課題として出され、それを講義までに学修し、講義時に確認テストや次の課題に取り組むものであり、反転授業の試行という意味もあった。実施した結果は対象学生68名中、この講座を継続した学生(10回以上ログインした学生)が26名であった。それらの学生たちは、半期での平均学修時間が14時間5分であった。単位として認定しない授業ではあるが、e-ラーニングを用いた反転学修が、事前事後学修として一定の効果があることが確認できたため、今後の布石となると考えられる。

さらに単位の実質化に向けた取り組みとして、経営学部と看護学部のそれぞれの教務委員会において検討を重ねた結果、平成28(2016)年度の新入生からGPA制度を導入した。このGPA制度の導入により従来の取得単位数という量的な判断に加えて、学生自身が学修到達度を質的に把握することが可能となる。さらに学生が自らの学修を振り返り、自覚を促す効果も期待している。

【資料 2-2-12 すらら】

【資料 2-2-13 経営学部教授会議事録・資料 GPA制度】

【資料 2-2-14 経営学部 学生ハンドブック P.24】

経営学部では、これまでのCAP制をGPA導入にあわせて改正し、単位制度を「実質化(1単位当たり必要な45時間の学修時間を確保)」し、平成28(2016)年度から、すべての学期毎における取得単位数の上限を20単位に設定することに改め、同時にこれを学生にも周知している。

【資料 2-2-15 経営学部 学生ハンドブック P.19】

看護学部では学生の主体的な学修を計画的に促進し、教育内容を修得するための学修時間を確保する目的で、履修科目登録単位数の年間取得上限を45単位に設定している。また、同学部もGPA制度の導入を図っている。

【資料 2-2-16 看護学部 学生ハンドブック P.8】

【資料 2-2-17 看護学部 学生ハンドブック P.13】

本学における授業内容・方法などの工夫については、全学的かつ共通部分の整理と検討を行なっていく必要性を認識している。

現状は各学部の教育課程と学生の実情の違いなどにより、それぞれの学部が主体となった取り組みは以下のとおりである。

〔経営学部〕

経営学部では本年度実施している授業の課題として、少人数教育体制の改善について教務委員会において検討を行なっている。

少人数教育を念頭においているが、一部の講義では受講生数が多いため、クラス分けの必要性について検討を行ない、その基準の明確化、基準に基づく後期の時間割の作成と実施を行なった。

また、教務委員会において、授業に関する工夫改善について検討されている。レベル別にクラス分けを行なった授業に関する評価については、GPAを導入した場合に求められる公平性を期すために、全クラス共通の試験を実施し成績評価することが承認され、そのように実施されている。

【資料 2-2-18 教務委員会議事録】

また、今後の授業に関する工夫改善においても、前述した新カリキュラム検討会議で課題とされた教授方法(アクティブラーニングの導入)に関して、FD・評価委員会で検討を行った。結果として「Gacco」(<http://www.gacco.ne.jp>)の公開講座である「インタラクティブティーチング」を使った教授方法改善のための公開 FD・SD 講習会をラーニング・コモンズで毎週木曜日の 16 時から 5 回実施し、のべ 27 名が参加した。

【資料 2-2-19 公開 FD・SD 講習会のお知らせ】

このように授業内容や方法の改善について、共有された課題に基づいて FD・評価委員会が中心となり、他の委員会や部署が連携しながら改善に向けて取り組む体制を構築している。

現在、広義のアクティブラーニングは、ほぼすべての授業で取り入れられている。しかし、プレゼンテーションやシミュレーションゲーム、グループワークなどの学生の主体性をより引き出すアクティブラーニングを実施している授業の割合は未だ高いとはいえない。

このアクティブラーニングの授業数をさらに拡大するために、上述の公開 FD・SD 講習会や、毎年実施している授業公開を本年度はビデオ録画し、全教員に公開することなどを、FD・評価委員会で決定して実施した。

これにより、他の教員のアクティブラーニングの実施状況を、全教員間で共有することが可能となった。また、アクティブラーニングを実施する場合にシラバスへの記入を徹底するよう学生支援部より全教員にメールにて周知ならびに依頼を行なっている。

留学生については、国際資格である MOS (Microsoft Office Specialist) 試験の内容を情報科目に取り込み、その修得を目指す中で日本語能力の向上も合わせて実践している。

【資料 2-2-20 経営学部留学生 MOS 資料】

[看護学部]

看護学部の教授方法の工夫については、基礎看護学領域の演習科目において電子教科書を補助教材として活用し、学生の理解を助けるような工夫が続けられている。また、コンピュータ室や図書メディアセンターのパソコン台数の増加、学内無線 LAN により、学修環境を整えている。さらに、専門基礎科目の「形態機能学 I (解剖学)」では、今年度初めて他大学病院での解剖学実習を企画・実施し、学生の理解を深め、学修効果を高める工夫をしている。

看護管理や災害看護などの講義では認定看護師の資格を持つ外部講師に一部依頼をし、成人看護学急性期の演習では消防署との協働もとりにれるなど、幅広い視点から学修効果を高める工夫がなされている。

各授業単位の学生数は、授業の内容や授業の方法、施設や設備の状況、実習先の指導体制などの教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる人数とすることから、講義科目については 40 人から 80 人を上限とし、演習科目及び実習科目については、少人数教育とすることを前提としている。演習科目のゼミナールは 7~8 人で設定しており、援助論のグループワークや技術演習では 1 グループ 4~5 人で設定し、学生個々に合った個別な指導ができるように配慮している。

看護学実習においては、実習機関連絡調整会議を年に 1 回開催し、各実習施設の代表者

に対して当該年度の実習計画やカリキュラム改正に伴う変更点などについて説明をし、協力体制の強化を図っている。さらに、各施設の実習指導者と教員(助手を含む)及び非常勤実習指導講師間で、実習目的や到達目標、実習方法などについて事前打ち合わせを行ない、連携を図りながら実習指導を行なうこととしている。実習の開始前と終了後における定期的な情報交換及び意見交換を行なうとともに、各実習施設との間で、日常的な連絡・調整による緊密な連携体制を図っている。

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

[経営学部]

経営学部では、平成 28(2016)年度中において「ディプロマポリシー」以下、3つのポリシーを一体的なものとして整備する活動に伴い、各学部学科において「カリキュラムポリシー」に則した教育課程の編成について、検討を行なう。

また、学生の主体的な学修を計画的に促進する体制としくみを確立する。

平成 29(2017)年度から、新カリキュラムを導入する予定であるが、それに向けて教育課程の一体的編成及び教授方法の工夫と開発を行なう。

[看護学部]

看護学部看護学科に関しては、非常勤講師との意見交換を密にし、特に教育内容を改編した科目については、その意図を十分に説明し、ねらいとする教育が行われるように連携・調整等を図る。また、専門教育科目においては、各領域における「概論」と「援助論」の教育内容の精選と充実を図るなどの取り組みを検討・実施する。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

本学では、教育研究上の理念を踏まえて、教育の目的を達成するために、教育を担う教員と、教育に側面的に関わる職員が協働し、教職員が一丸となって学修及び授業の支援を行なっている。

具体的には、教学系の各委員会組織は、教員である委員長と委員、そして事務職員の出席が基本となっている。書記等を含む事務的なサポートは事務職員が行なっている。

また、教授会も同様に事務職員が同席している。

実務を通して、学生と直接関わりを持つ事務職員の担当が同席することで、個々の教員のみでは把握しづらい学生の情報を教職員間で共有出来るメリットがある。

教員と職員の協働は、FD(Faculty Development) 研修参加対象者からも見ることが出来、平成 27(2015)年は全学 FD・SD 研修会が学長のリーダーシップのもと開催され、学部長・

専任教員・事務局専任職員の多数が参加した。さらに各学部において学部 FD 研修会を教員はもとより職員の参加も推奨して実施した。

【資料 2-3-1 平成 28 年度 委員会等組織図(経営学部・看護学部)】

【資料 2-3-2 中京学院大学 全学 FD・SD 研修会 資料】

本学では各学部ともに、学期始めに学年別オリエンテーションを行ない、履修、生活及びキャリア等に関する学生指導を実施している。

また、定期試験（本試験・追再試験）終了後、その都度、成績通知書を学生に配布し、教育課程及び履修に関して適切に指導している。

授業科目の履修登録は、コンピュータを用いて WEB 上で行なっており、登録期間中は学生支援部教務担当職員が学生の登録状況を把握し、個別指導と支援を実施している。また、履修登録後も履修登録変更期間を設けており、学生が履修に関する相談可能な時間も設定している。このように学生が履修の要件に基づいて適切な科目を登録できるよう、個別相談と指導を行なっている。

さらに本学における学部ごとの学修支援及び授業などの支援状況は以下のとおりである。

〔経営学部〕

経営学部のある中津川キャンパスでは、平成 27(2015)年度から図書館の 1 階にラーニング・コモンズを開設しており、学生の資格取得を含む学修の相談や支援、ゼミの実施などを行なっている。ラーニング・コモンズのカウンターに教員を 3 名配置しており、学生の学修相談や指導の空間として機能させている。さらに学生支援部職員が 1 名配置され、資格検定及び取得や就職相談にも対応している。

特に経営学部では、平成 27(2015)年度から FD 評価委員会が中心となり、全教員（専任・非常勤）の講義をビデオカメラにて撮影を行ない、各教員が自己の講義を客観視する取り組みを行なった。ビデオ撮影は学生支援部教務担当職員が行ない、必然的に職員による授業参観の形をとり、各教員に画像閲覧のフィードバックを実施した。

また、主体的な取り組みとして授業方法(アクティブラーニング)の「インタラクティブティーチング」を使った教授方法改善のための公開 FD・SD 講習会も行なわれた。

【資料 2-3-3 公開 FD・SD 講習会のお知らせ】

学修支援ボランティアについては、本学は大学院を設置していない為、TA (Teaching Assistant)制度の活用はなされていない。

ただし、経営学部では SA (Student Assistant) 制度を春学期と秋学期に導入している。

少人数教育を標榜しているため、外国語科目と情報教育科目を中心に導入し、さらに大教室での講義科目にも取り入れている。SA は担当教員と円滑な意思疎通が可能な学生を任命しており、講義時に配慮が必要な学生に対応し、支援を行なっている。

【資料 2-3-4 SA 取扱等に関する内規】

【資料 2-3-5 SA 配置表】

オフィスアワー制度とその取り組みについては、経営学部では平成 18(2006)年度から導入しており、春学期及び秋学期ごとに、学生との面談時間と場所などについて掲示板と WEB サイトに掲載して誰もが確認出来るようにしている。

【資料 2-3-6 経営学部オフィスアワー担当教員一覧】

〔看護学部〕

看護学部では、推薦入学者に対し、基礎学力の判断と入学後の動機づけを確実にこなうために、入学前教育を実施している。内容は、理数系と国語系科目に関して、ドリル課題(4種類)を自宅学修した後、指定した期日に本学瑞浪キャンパスでの学修内容の確認、解説及び小テストなどである。

また、開設当初よりアカデミックアドバイザー制度を導入しており、全教員がアカデミックアドバイザーとして在籍学生を網羅的に担当している。

アカデミックアドバイザーは学生の学修状況や教育目的の達成状況を把握し、学修面や生活面等において個々の学生の支援を行なっている。また、進級要件が満たされない学生に対して、個別指導を行なうなどのきめ細かな支援を行ない、それらを学部全体として共有を行ない、適切な指導を展開するように努めている。さらにアカデミックアドバイザーの担当が交代する際には、学生カードを用い後任の担当者に申し送りを行ない、スムーズに学生対応ができるように円滑な連携体制も構築している。

【資料 2-3-7 アカデミックアドバイザー担当表】

看護学部では、SA 制度の導入はないものの、助手(専任)が学内演習時のグループ指導及び臨地実習時の指導(単位認定者の指導の下)並びに授業時間外での学生指導(技術を含む自己学修)など、教員の教育活動の支援を行なっている。さらに、看護学実習においては、非常勤の実習指導教員と協働した指導体制を整備するなど、きめ細かな効果的な実習が出来るようしている。また、平成 26(2014)年度 1 名だった非常勤の実習指導教員は、平成 27(2015)年度より 3 名となり、より教育活動に取り組めるように体制を整備してきた。また、実習時には、各実習施設に電子書籍をインストールしたタブレット端末や紙ベースの書籍を搬入し、学生が必要時それらを活用できる学修環境を整備している。なお、タブレット端末は台数の増加と、紙ベースの書籍に代わる電子書籍の内容を吟味したうえで、より活用頻度の高いものを順次インストールする予定である。

【資料 2-3-8 (教授会資料) 看護学部教員構成】

【資料 2-3-9 (教授会資料) 看護学実習担当】

看護学部では開設以来、特にオフィスアワーを制度化してはいなかったものの、学生の相談には教員が看護学実習で学外にいる場合を除き、できうる限り対応してきており、特に問題は生じていない。前期・後期のガイダンス時に、相談事があればアカデミックアドバイザーを訪ねる旨を伝えていたが、確実な対応時間を提示するために、平成 27(2015)年度にオフィスアワー制度の導入を検討し、平成 28(2016)年度より導入している。

【資料 2-3-10 看護学部オフィスアワー担当教員一覧】

【資料 2-3-11 看護学部 学生ハンドブック P.16】

本学の中途退学者・休学者に関しては、入学試験時に詳細な面接を実施しており、一般学生の退学者・休学者数(経営学部在籍留学生を除く)は少数であるが、経営学部在籍する留学生においては、入学初期段階で欠席が続き、結果として除籍になる学生が多く、特別な対応が必要な状況である。学生募集段階及び入学者選抜の改革に取り組むことは言うに及ばず、同時に学生の学修と生活面も含めた丁寧な支援が必要であると認識している。

現在、経営学部には多くの留学生が在籍しているため、留学生支援課を設置している。

同課では、留学生の出席状況を把握するように努めており、欠席回数の増加がみられる学生に対して、電話連絡や手紙、アパートへの訪問を行なって指導している。

このように個々の学生の状況を把握する必要性から、経営学部にて在籍する全学生の出席調査を継続して実施している。平成 27(2015)年度からは、定期試験受験資格が無資格となる学生が少数となることを目標に、欠席が目立つ学生に対し、学生支援部担当職員が該当学生に電話連絡等で出席を促し、保護者への協力依頼の連絡も行なっている。また、運動クラブ所属学生は監督・コーチなどを通じて出席を促している。

現在、講義を 3 回欠席した学生に対して警告カード(イエローカード)を提示して注意を促し、長期欠席する学生の減少にむけて取り組んでいる。

【資料 2-3-12 出席票・欠席警告者連絡カード】

本学では学生相談室、保健室を設置しており、学生の心身をサポートする体制を構築している。しかし、身体的・精神的障害を起因として中途退学をする学生よりも、経済的な理由、学修意欲の喪失といった悩みを理由とする退学者が目立っている。経済的負担を減らす手段として、学費分納の特別措置を許可するなど、事務局が中心となって学生に対する配慮と措置を講じている。

また、経営学部では学修意欲の低下や成績不良の学生に対して、学生支援部及びクラブ監督・コーチが中心となった支援を行っており、講義期間中には学生生活委員会と学生支援部が協働して指導を行なっている。

看護学部では学生に対して、アカデミックアドバイザーと学生支援部の職員が連携を図りながら面接指導等の対応にあたっている。

【資料 2-3-13 看護学部 学生ハンドブック P. 16】

本学では、学修支援及び授業支援に関する学生の意見等を汲み上げる仕組みとして、「授業評価アンケート」と「学生アンケート」などを実施している。授業だけに特化せず、学生の声を詳細に把握することで、学修支援及び授業支援に対する学生の意見等を把握する手段となっている。これらの結果は数値化され、前年度比較も可能で年度内に担当事務職員より全教員に配信され、共有化を図っている。

なお、経営学部において「新入生アンケート調査」も試行実施しており、各種アンケート調査の統合的分析が可能となるよう内容検討段階に入っている。最終的に出席調査、学修成績、課外活動状況や各種学生データ、さらに導入を開始する GPA 制度の結果といった客観的データの統合をもとにリサーチ、検証及び改善体制を中期的に構築していく。

【資料 2-3-14 経営学部授業評価アンケート】

【資料 2-3-15 看護学部授業評価アンケート】

【資料 2-3-16 経営学部新入生アンケート】

【資料 2-3-17 看護学部 学生ハンドブック P. 10】

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育の充実を図るためには教員個々が教育に携わる者としての責任と自覚のもと、自己の教育能力向上に向けた不断の努力を積み重ね、学生の学修意欲を喚起するような講義や

環境づくりが求められる。本学では教学組織が中心となり、人材養成目的を念頭にした実効的な教育内容と方策の検討を行なっていく。

〔経営学部〕

教員や職員の個人的な取り組みだけでは、学生への支援を十分に行なうことが難しいので、学部全体における教育目標を明確にし、その目標実現のために教員と職員のさらなる協働を行なう。そのために、あるべき適切な組織や人員配置を検討し、学生へのパーソナルサービスの充実を検討する。

また、経営学部を設置したラーニング・コモンズ、ならびにオフィスアワーの活性化を図り、学修支援を手厚くしていく予定である。

〔看護学部〕

実習施設が遠方であること、集中実習ということを踏まえ、現状以上の非常勤実習講師の確保とともに、実習指導を効果的に行なう方法を検討していく。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

〈2-4の視点〉

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、「学則」「学部規程」等の諸規則において適切に定めている。

成績評価、単位認定、進級、卒業要件及び学位についての基準や手続きは「学部規程」に定めており、各学部共に「学生ハンドブック」などへ明示して全学生へ周知している。

【資料 2-4-1 中京学院大学 学則】

【資料 2-4-2 中京学院大学 経営学部規程】

【資料 2-4-3 中京学院大学 看護学部規程】

各学部教育課程における開講科目の評価基準、到達目標及び事前事後学修内容については、シラバスに詳細を明記して学生に周知している。シラバスについては全学的に統一記載内容を示しており、各教員はそれに基づき作成を行ない、その評価基準に則して成績評価及び単位認定を行なっている。

【資料 2-4-4 H28 経営学部シラバス】

【資料 2-4-5 H28 看護学部シラバス】

講義・演習の成績評価については、筆記試験、レポート、実技試験により、総合的かつ厳正に行なっている。本学の単位認定の成績評価は以下のとおり 100 点法に基づき、試験による成績を 0 点から 100 点の範囲において、「S」、「A」、「B」、「C」、「D」、「F」の 6 段階で評価し、「C」評価以上を合格としている。成績評価が「D」と判定された科目は、再試験を実施する機会を確保している。試験方法においては、筆記試験の他にレポート試験なども実施している。ただし、再試験で合格した場合の成績評価は 60 点以上を合格とし、判定は「C」とすることと定めている。

なお、編入学や資格取得など、それらの読み替えによる免除科目の認定は「N」として
いる。

単位認定試験は各学期末に期間を定めて実施している。

図表 2-4-1 「授業科目の成績判定評価」

| | | | | |
|---|-------|---|------|-----|
| S | 90点 | ～ | 100点 | 合格 |
| A | 80点 | ～ | 89点 | 合格 |
| B | 70点 | ～ | 79点 | 合格 |
| C | 60点 | ～ | 69点 | 合格 |
| D | 59点 | ～ | 30点 | 不合格 |
| F | 29点以下 | | | 不合格 |

【資料 2-4-6 中京学院大学 学則】

【資料 2-4-7 経営学部 学生ハンドブック P. 24】

【資料 2-4-8 看護学部 学生ハンドブック P. 12】

看護学部においては、教育課程における実習の位置付けが大きい。実習の成績評価については、実習評価基準に基づいて実習科目担当教員が行なうこととし、実習内容、実習施設における実習指導者の評価及び出欠等の状況、実習態度、実習記録、レポート、自己評価表、面接などにより、実習目標の到達度合に照らしながら、総合的に判断したうえで、単位の認定を行なうこととしている。

実習科目の取り扱いは、「C」判定に満たない者は、可能な限り不足する部分を補い、最終評価を行なっている。結果として「D」判定以下の場合は、実習科目の翌年度再履修としている。

以上の成績評価は、最終的に教員の裁量に依存する側面があるため、単位の実質化の面からも GPA 制度などの客観的な基準を適用する必要がある。これについては以前からの課題であったが、平成 27(2015)年度から各学部の教務委員会を中心として検討を重ね、平成 28(2016)年度に導入がなされた。

GPA 制度導入の目的は、従来の修得単位数という量的な判断に加えて、学生自身が学修到達度を質的に把握することが可能になり、学生が自らの学修を振り返り、自覚を促すことである。

GPA 制度については平成 28(2016)年度から各学部共に「学生ハンドブック」などへ明示し、全学生へ周知のうえ導入を開始している。

平成 28(2016)年度内は導入により学生の学修状況と学力の伸長を把握する資料として主として活用し、運用の不具合箇所等の改善を果たしたうえで、個々の学生の学修指導はもとより、成績優秀者の表彰や学業上位者のスカラシップ制度などの再整備を視野に入れている。

【資料 2-4-9 経営学部 学生ハンドブック P. 24】

【資料 2-4-10 看護学部 学生ハンドブック P. 13】

なお、単位の実質化に向けた課題については教務委員会で検討され、CAP 制の改正案をまとめ、平成 28(2016)年度の新入生から導入することが教授会において了承された。また、同時にこれまであった CAP 制を GPA 導入にあわせて改正し、「単位制度の実質化（1 単位当たり必要な 45 時間の学修時間を確保）」を具現化していく予定である。

単位制度の趣旨をふまえて、各年次及び各学期に取得できる適切な履修登録単位数の上限又は下限については、学生ハンドブックに記載している。

【資料 2-4-11 経営学部 学生ハンドブック P. 19】

【資料 2-4-12 看護学部 学生ハンドブック P. 8】

本学の卒業認定の手続きなどに関しては、学部ごとに以下のとおり実施している。

〔経営学部〕

経営学部の卒業認定については、各教員が成績評価基準を共有することによって適切に判断され、学生の学修成果について適正に評価することが出来ている。その結果、経営学部の定める学位授与方針に沿った学修成果を修めた者は、卒業が認定され、学位が授与される。

同学部の卒業要件は本学に 4 年又は 8 期以上在学し、必修科目及び各科目分野の必修単位数を取得し、124 単位以上の取得を要することとしている。これらの要件を満たした場合、「学士（経営学）」を授与することとしている。

卒業及び学位授与の審査は、毎年年度末に行なわれる経営学部卒業認定教授会において、学生個々の成績状況などを確認のうえ審議され、適切に処理されている。

【資料 2-4-13 経営学部学生ハンドブック P. 15】

【資料 2-4-14 中京学院大学 学則】

経営学部では編入学制度を導入している。編入学生の既修得単位の認定については、前在籍大学もしくは短期大学の成績評価表に基づき、既修得科目について学部の教育課程との整合性を教務委員会などで審査を行ない、教授会において 62 単位を上限として認定している。また、国外の大学などの出身者に関しても同様に、本学教育課程との整合性を審議したうえで、62 単位を上限として認定している。認定した単位の成績証明書における評価は「N」判定としている。

他大学または短期大学、高等専門学校における授業科目の単位認定については、学則の第 32 条に「他大学授業等の履修」という項目があり、他大学又は短期大学、高等専門学校における授業科目の単位について、60 単位を超えない範囲内で、教授会の議を経て認定出来るようになっている。

【資料 2-4-15 経営学部 学生ハンドブック P. 17、18】

【資料 2-4-16 中京学院大学 編入学生授業科目履修規程】

【資料 2-4-17 中京学院大学 学則 P. 7】

同学部では高大連携事業を行っており、教員がいくつかの高校に直接出向き、大学の授業を講義している。また、中津川駅前「にぎわいプラザ」においては、地元地域の高校に対して協定を結び、高大連携プログラムを展開実施している。

これらの講義科目を修了した高校生に対して、修了証が手渡されるとともに、受講した

高校生が経営学部に入學した場合、当該科目に関わる単位を認定するようになっている。

【資料 2-4-18 高大連携活動-資料】

ただし、これらの既履修単位の認定は、経営学部で開設されている授業科目と授業内容が同一の場合、又はそれに相当すると認められる場合に限っている。これらは、「経営学部特別科目等履修生規程」に則して運用している。

通常の科目等履修生の受け入れは、「経営学部科目等履修生規程」に基づいて選考のうえ、教授会の議を経て学長が入学を許可している。単位認定試験に合格した授業科目の単位は、教授会において確認のうえ認定し、当該履修生に単位修得証明書を発行することになっている。

【資料 2-4-19 中京学院大学 経営学部特別科目等履修生規程】

[看護学部]

看護学部における卒業認定については、各教員が成績評価基準を共有することによって適切に判断され、学生の学修成果について適正に評価することが出来ている。

同学部では、開設時より2年次終了時点に進級可否の認定が行なわれ、認定されなければ原級に留まる、いわゆる進級制度を導入しており、平成26(2014)年度入学生からは、各学年次に変更している。それに伴い、学生が不利益をきたさないようにすること、単位制本来の考え方により、同年度入学生に関しては実習の履修要件を撤廃し、実習科目の当該年度における履修登録が可能となるようにして、学生に学修の機会を与えるようにしている。

また、毎年進級判定をすることにより、学生が不利益をきたさないようにすること、単位制本来の考え方により、平成26(2014)年度入学生から実習に関する履修要件を撤廃し、実習科目の履修登録が可能となるようにして、学生に学修の機会を与えるようにしている。

【資料 2-4-20 看護学部 学生ハンドブック P.14】

【資料 2-4-21 中京学院大学 看護学部規程】

同学部の卒業要件は、看護学部看護学科に4年以上在籍し、体系的に教育課程を履修し、卒業に必要な単位として124単位以上、平成26(2014)年度までの入学生(旧カリキュラム)は126単位以上を修得することにより、「学士(看護学)」を授与することとしている。

卒業認定については、講師以上の構成メンバーにより卒業判定会議を開き、学生個々の成績状況などを確認し、卒業要件を満たしているかを判定する。

卒業に際し、未修得科目のある学生に対する教育的配慮として、平成25(2013)年度から特別履修を行なっている。

【資料 2-4-22 看護学部 学生ハンドブック P.7】

【資料 2-4-23 中京学院大学 学則】

以上のことから、本学では単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用を行なっている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では単位の実質化を図っていく取り組みとして、導入開始した GPA 制度の実効性を高めるための取り組みと改善を継続して行なう予定である。

〔経営学部〕

単位認定などの基準の明確化と厳正な適用を行なっているが、シラバスなどを用いて、それらを学生に周知していく。

〔看護学部〕

単位認定を始め、進級及び卒業認定等に関しても、規定された要件に従って適切に行なっているため、今後も継続していく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の学生の社会的及び職業的自立に関する指導に関しては、教学組織のキャリア進路委員会と事務局の学生支援部就職担当による教職協働体制で実践している。

経営学部については、一般民間企業及び公務員等への就職を見据え、また、看護学部については、専門性が高い職業分野であるため、国家試験合格と医療機関への就職を見据えたキャリア教育を展開している。

キャリア教育体制は両学部における学生の就職希望業種の違いから、その支援活動と展開内容が大きく異なっている。本学の各学部の支援活動については以下のとおりである。

〔経営学部〕

経営学部のキャリア教育は教員が関与する組織としてキャリア進路委員会と、事務組織である学生支援部が協力して担当する体制としている。

春学期、秋学期とも学期初めの全学のオリエンテーションで、職員により学年ごとの年間スケジュールが説明される。そのうえで1年次には適性検査(SKK)、1～4年次には目標設定ガイダンス、3年次には進路ガイダンス、3、4年次には進路アンケートを実施している。

【資料 2-5-1 各学年目標設定シート】

【資料 2-5-2 進路ガイダンス授業予定】

【資料 2-5-3 オリエンテーション アンケート用紙】

教育課程内に編成している「キャリア科目」は「就業力養成科目」と「社会人スキル科目」の科目群からなり、各々3科目6単位以上の修得が求められ、キャリア科目合計で8科目16単位の修得を必要としている。

本学部では、年間を通して進路ガイダンスを行なっている。自分の適性に即した将来計

画を得て、社会で活躍できる力を養うため、自己分析、業界研究、情報収集術、グループディスカッションなどキャリア形成に関わる多様な内容の授業が実施されている。「社会的責任と職業」の時間には、学生の社会的及び職業的自立に資するよう、本学卒業生に実体験の報告を依頼し、また、地域の経営者には職業の現実についての講義を依頼して実施している。

課外においても学外合同就職セミナーバスツアー、留学生ガイダンス、インターンシップ（事前研修及び事後研修を含む）、市内企業訪問、就職合宿（3年次向）、学内業界研究セミナー、履歴書用写真撮影、企業見学バスツアー（2年次向）なども実施している。

【資料 2-5-4 経営学部 学生ハンドブック P. 55. 56. 57】

【資料 2-5-5 平成 27 年度就職合宿スケジュール・実施計画書】

【資料 2-5-6 学内業界研究セミナーポスター】

【資料 2-5-7 企業見学バスツアーポスター】

平成 27(2015)年度のインターンシップは夏休み（8、9 月）、春休み（2、3 月）に実施している。少人数教育環境の特性を生かして教員と職員がインターンシップ先を視察し、参加学生の実際の働きぶりを見学している。また、受け入れ協力先の企業の意見も学生にフィードバックしている。

【資料 2-5-8 経営学部インターンシップ規程】

【資料 2-5-9 インターンシップ実施一覧】

就職活動、職業選択に関する相談助言体制として、目標設定シート、アンケート用紙、進路届などの資料に基づいて、担当の職員が就職希望者全員の学生と面談を実施している。面談は進路が確定するまで行なわれるため、相当数に上ることも多い。

また、就職合宿の際には企業の人事担当者などによる模擬面接も実施することで、雇用者側から見た貴重な意見やアドバイスを学生にフィードバックしている。

就職支援に関しては、就職活動セミナーの紹介、企業紹介などを行なっている。エントリーシート及び履歴書の書き方指導、面接指導を日本人学生、留学生に実施している。大学所有のバスを運行し、就職セミナー会場まで運行している。

また、学内においても、学生支援部担当者による模擬就職面接のロールプレイなどを随時実施しており、学生が模擬体験を通して、就職活動に必要な知識とスキルを修得できるよう指導している。

〔看護学部〕

看護学部では、看護職に対する学生の就業意識が明確であるため、職業的自立に関する指導体制として、4年次最終の「統合ゼミナール」及び経年的に国家試験対策を行っている。「統合ゼミナール」では、4年間の学習において不十分な内容を抽出し、全領域の講師以上の全教員が、少人数規模でゼミを実施している。また国試対策は、キャリア・進路委員会が中心となり、国家試験対策模擬試験（以下、模試という。）を、1年次から開始し、2年次、3年次、4年次と段階的に回数を増やしてきた。さらに各模試の内容レベルをあげることで国家試験合格率 100%を目標として活動している。キャリアサポート目的と計画を学生ハンドブックに掲載し、学生自身がひと目で把握できるようにしており、学生の主体的な学びの意識付けを強化している。

【資料 2-5-10 看護学部 学生ハンドブック P. 55～71】

4年次には、最後の対策模試を1月に実施し、その後の試験直前対策も前年度から早く前倒しを行なうなど、学生に国家試験までに最善の学修効果を発揮できるよう時間的余裕を確保している。

平成27(2015)年度は、解剖・薬理・疾病治療の補習を実施し、4年次の早い時期から基礎力の土台づくりを行なった。さらに4年次の看護師・保健師の模試結果の分析を行ない、各模試の低得点者対象に、受験直前まで各教室で国家試験強化対策を実施している。

また、各専門領域の教員による模試内容の補講を数回取り入れ、多くの学生が模試結果で得点アップに至るよう指導するなど、国家試験合格を果たすための支援を実践している。

国家試験の不合格者には、模試及び国家試験対策講座の案内や相談窓口（学生支援部、キャリア・進路委員長）を周知し、再度合格に向けての支援を行なっている。また、不合格学生からの要望を把握し、弱点強化科目については、直接教員のところへ相談できるしくみを構築している。

2年次から国家試験対策の心構え、学習計画表一覧、模試結果資料、各年次の「自分でつくる！学修計画表」を挟んだ国試対策ファイルを作成するようにしており、4年次まで1冊のファイルで継続して管理し、学生自身が主体的に学修できるようにしている。

学生が、早期から模試に対して自己効力感を高めることで、継続的な学習効果をあげ、4年次の目標達成へのルートを認識することを目的としている。

2年次から4年次の各学生には各模試前に目標を立てさせ、国試対策ファイルを活用してアドバイザー（各学生には各アドバイザーがいる）の個別的な指導が適宜受けられるようにしている。

看護学部では、教育課程上において、各専門領域における臨地実習が必修となっている。

これは教育課程内における現場業務の実践を通じた学習の側面があり、それらの履修と単位の修得により、看護師としての養成を図っている。

また、学内の就職説明会などを開催し、看護師として実社会で活躍できるように就職先の選定を支援している。

学内の就職説明会は3年次学生に対して行なっており、実習病院ごとのコーナーを設け、学生は3箇所以上の説明を受けることとしている。学生たちは、説明会参加後に各自が記録用紙に記載する取り組みを行なっている。既に就職先を決めている学生にとっても各病院から説明を聞くことにより、就業について広く理解と評価を行なうことで、真剣に将来のキャリア人としての意識を高めることを目的としている。ただし、就職説明会に参加している病院は実習病院に限られていることや、学生が就職先を決める以前に適切な就職支援が出来る体制を整備していくことが今後の検討課題である。

【資料 2-5-11 3年次学内就職説明会資料】

また、各年次の進行に合わせて4月の前期、10月の後期にキャリアガイダンスを実施しており、学生ハンドブックに基づいて学生が進路と資格に関する目的が達成できるように説明している。1年次4月のガイダンスから、学生が学修に専念できるように就職や進路について考えるようにアドバイスを行なっている。

【資料 2-5-12 看護学部 学生ハンドブック P. 55～71】

就職・進学に対する相談・助言については、アカデミックアドバイザーが中心となり、キャリア進路委員会の教員及び学生支援部職員と連携を図りながら適宜行なっている。

平成 27(2015)年度は 4 年次 4 月に早々国家試験ガイダンス、10 月に国家試験の心構えについて外部講師を招いて実施した。3 年次には 2 月に 2 回にわたり履歴書の書き方、就職試験時の面接マナーなどについて外部講師を招いて実施している。学生ハンドブックには、履歴書の書き方や面接のマナーについて詳細に触れられているが、実際の場面を想定してロールプレイや、体験ができる場を設けている。

【資料 2-5-13 国家試験対策スケジュール】

3 年次、4 年次の学生には進路希望調査を行ない、進路内定届けを提出するようにしており、就職と進学の意思の確認及び新たに就職試験の状況を把握している。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

〔経営学部〕〔看護学部〕

経営学部における就職率、看護学部の国家試験合格率及び就職率等は、一般的な指標として評価の大きな対象としている。なお、これに加えて学生の修得レベルや満足度などの成果指標を設定し、卒業時までの実施内容を 4 年間の体系に沿って評価改善できるよう、教員及び職員において学修成果のあり方と詳細について具体的に検討を行なう予定である。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学での教育目的の達成状況と評価については、現段階で主として「国家試験合格状況」「資格取得状況」「学生アンケート」「授業評価アンケート」などの実施や調査によって実施している。

【資料 2-6-1 経営学部授業評価アンケート】

【資料 2-6-2 看護学部授業評価アンケート】

【資料 2-6-3 経営学部学生アンケート】

両学部の専門性及び人材養成像が異なるため、学部を主体とした教育目的の達成状況の点検内容と評価になる。学部ごとの詳細は以下のとおりである。

〔経営学部〕

経営学部では教育目的の達成状況の評価及びフィードバックのために、「学生アンケート」、「授業評価アンケート」を実施している。その結果を踏まえて、「教員の自己点検・自己評価票」を作成している。

「授業評価アンケート」の目的は授業の質的向上を図ることであり、学生から建設的な意見を聞き、教員自身が授業にどのように取り組んだかを振り返り、今後の授業改善に寄与させていくものである。「授業評価アンケート」は毎年度実施し、各教員が担当する授業の満足度について調査を行なっている。

実施した授業評価アンケートの結果に対して、各教員はレポートを書くこととしている。

そのレポートの内容には来期の授業改善のための施策を求める項目を設定しており、各教員はアンケート結果を見たうえで、自己の授業に関する評価分析、改善計画を作成している。

平成 27(2015)年度からは、アンケートのほかに、授業のビデオ撮影も実施しており、教員は自身の授業が撮影されたビデオ画像を確認したうえで、レポートとして授業内容の振り返りと改善策をまとめている。

【資料 2-6-4 授業評価レビューシート】

また、年に 1 回実施する「学生アンケート」では、経営学部のカリキュラムや基幹科目だけでなく学生生活全般に関する満足度について調査をしている。

この結果に基づき、教員の FD 懇談会を開催して検討と総括を実施している。ただし、学生から意見を聴取する必要があるため、その機会を設けていく予定である。

さらに教員が年度末に書くことになっている「教員の自己点検・自己評価票」の中には、教育活動について記入する欄を設け、ここで教員は 1 年間の授業活動の振り返りを行うこととしている。

【資料 2-6-5 教員の自己点検・自己評価票】

これらの活動によって、教員は自己点検の結果を次年度の授業及び教育活動等にフィードバックしている。なお、「学生アンケート」、「授業評価アンケート」の結果は全教職員が確認できるように本学ポータルサイトや共有フォルダ、図書館に設置して共有化を行なっている。

経営学部ではあわせて「基礎学力向上プログラム」及び「資格取得状況」の結果も収集し、授業内容の改善に活用している。

経営学部の教育目標である実践的能力を高めるため、学生に対して資格取得を促しており、ICT プロフィシエンシー検定協会によるパソコン検定試験(以下、P 検という。)をはじめ、資格取得のための勉強時間を設定している。特に P 検 4 級は 1 年次を対象に義務的に受験させているが、入学後の半年間で多くの学生が合格している。

【資料 2-6-6 各資格取得状況一覧表】

また、学部として実施している基礎学力向上プログラムは、専門知識を身に着けるうえで基本となる初年次教育であるが、高校までに身に着けるべき能力の不足を補うリメディアル教育としての側面もある。入学者選抜試験では、国語、英語、数学の学力テストを受験者(留学生を除く)に実施しているため、入学後の 2 年次春学期終了時に、再度同様の問題(学力テストに類似した問題)に取り組ませることを試みている。未だ上手く機能していないが、入学時との学力水準を比較することで、プログラムの有効性について検証可能となるよう、取り組んでいる。

【資料 2-6-7 基礎学力向上プログラム資料】

これらの活動を通して、経営学部の各委員会が年度末に総括委員会を開催しており、デ

ータなどを確認し、それを今後の FD 活動へと活かすことにしている。

〔看護学部〕

看護学部では学部長を委員長とした FD・評価委員会が中心となり、教育目的の達成状況を点検・評価するために、経営学部と同様に授業最終日に学生に対して「授業アンケート」を行なっている。

授業アンケート結果は教員にフィードバックされ、それに基づいて教員は教育の点検・評価を行ない、「授業担当教員所見票」に記載する。授業アンケートに対するフィードバックコメントを教員に義務付け、それを教育内容・方法及び学修指導などの改善に結びつけている。

【資料 2-6-8 担当教員所見票】

実習・ゼミを除く全科目の授業アンケートの結果は、図書館カウンターに設置して公開しており、閲覧を可能としている。また、これらの結果を踏まえ、領域毎で授業評価を共有し、次年度の授業改善に向けて検討を行なっている。

臨地実習科目については、実習終了後に領域毎のまとめの報告を行ない、全教員で共有している。さらに病院や施設との評価会や報告会を設け、実習の振り返りを行なっている。

学部では「看護職者に求められる幅広い教養基盤に支えられた豊かな人間性を涵養することにより、地域社会の保健・医療・福祉の向上に積極的に貢献できる専門職者を育成する」目的から、学生が看護師・保健師の国家試験受験資格を得て、全員が国家資格を取得することを目指している。

看護学部では、看護師等国家試験合格者数及び合格率が、学部として外部から評価されるとともに、学部教育成果としての評価基準にもなりえている。

そのために、必要な教育課程を編成し、看護師・保健師の養成に必要な教育内容を提供しており、看護師・保健師国家試験の模擬試験の内容や結果を教員間で共有し、各領域で国家試験出題傾向、授業との整合性や教育内容の見直しなどを行なっている。

近年の看護学部の国家試験合格率(新卒者)は、看護師については平成 25(2013)年度が 91.5%、平成 26(2014)年度が 95.3%、平成 27(2015)年度が 92.3%であり、全新卒者の平均合格率は全国平均と大差はなかった。また、保健師では、平成 25(2013)年度が 60%、平成 26(2014)年度では 98.6%、平成 27(2015)年度が 63.8%である。年度によって波が生じているが、保健師については選択制ではなく、希望者受験のためである。

これらの国家試験対策に関しては、キャリア・進路委員会を中心に、全教員が一丸となって、きめ細かい学修指導と改善活動を行ない、指導効果の安定と向上に努めている。

平成 28(2016)年度から、経営学部の「学生アンケート」と同様に、看護学部においても「学生アンケート」による学生からの各種意見、学修や生活状況の調査も併せて実施を行ない検証することとしている。

以上のように、本学では各学部が主体となり教育目的の達成状況の点検・評価を行なっている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

〔経営学部〕 〔看護学部〕

経営学部及び看護学部では教育成果の評価ならびにフィードバックを実施しているが、評価の指標の設定と教育成果の測定分析について改善していく必要がある。

本年度から各学部には散在する各種データ、アンケートやインタビュー手法などを用いた仮説検証分析による評価を実践できるしくみを段階的に構築していく予定である。中期的には、教育に関する情報集約から導き出された評価分析に基づき、的確な意思決定、実効性の高い企画と活動を行ない、大きな教育成果を生み出すための機能を構築していく予定である。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生生活を支援するための組織として、事務局組織に学生支援室、学生支援部を設置しており、教学組織には、経営学部には「学生生活委員会」、看護学部には「学生委員会」を設置している。

学生支援部は中津川及び瑞浪キャンパスに設置しており、教務及び履修など以外に学生生活全般に対応できるよう、奨学金をはじめ、厚生、課外活動、学生寮、就職関係などのサポート業務に職員を配置している。

また、経営学部に限っては学生支援室中津川学生支援部に留学生支援課を設置し、専従の職員が中心となって留学生のサポート業務を行なっている。

【図表 1-3-1 中京学院大学 組織図】

両キャンパスの学生支援部では、大学周辺の下宿・アパートなどの居住環境を良好に保つための紹介も行なっている。さらに学生の授業に支障をきたさない範囲内で、大学に依頼されたアルバイト先などの紹介を行なっている。

学生サービスを支援する教学組織として、経営学部では「学生生活委員会」、看護学部では「学生委員会」を設置し、学生指導に関する事、学生の福利厚生に関する事、その他学生生活に関する事を審議し、その遂行にあたっている。

委員会は、学長が指名した委員長(教員)、委員(教員)、及び学生支援部職員をもって構成されており、定例及び定期的に会を開催している。ただし、緊急を要する重要な事案が生じた場合は臨時に開催し、対応を図るようにしている。

【資料 2-7-1 平成 28 年度 委員会等組織図(経営学部・看護学部)】

看護学部では女子学生の比率が高く、配慮を要する側面があるため、学生委員会だけではなく、学生相談室、アカデミックアドバイザー教員、学生支援部による生活・健康・学

修相談などの支援体制を整えている。

このように学生サービス全般の第一の窓口として、各キャンパスの学生支援部が機能を果たしており、各学部委員会活動と連携を図ることで、教学組織と事務局組織の協働がなされる体制である。

【資料 2-7-2 アカデミックアドバイザー担当表】

また、両キャンパスともに外傷や発熱など体調不良の学生に対して、学生支援部から関係医療機関への連絡又は救急車の要請を行なうこととしている。

震災及び火災などの緊急時の避難体制については、キャンパス全図と避難経路などを作成しており、留学生用として外国語表記の掲示も行なっている。

大学内の防災対策は事務局総務部が担っており、各キャンパスで避難経路の確認及び周知が行なわれている。

【資料 2-7-3 掲示資料「地震発生時マニュアル」】

【資料 2-7-4 経営学部 学生ハンドブック P. 12】

【資料 2-7-5 看護学部 学生ハンドブック P. 23】

学内のハラスメント防止の取り組みに関しては、キャンパス内のポスター掲示と学生ハンドブックをもとにオリエンテーションで周知を行なっている。

セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントなどを含んだ総合的なハラスメント防止対策を図るようにしている。学生の相談窓口を各キャンパスで公表しており、ハラスメントが発生した際の受付窓口として機能するようにしている。

【資料 2-7-6 経営学部学生ハンドブック P. 79】

【資料 2-7-7 看護学部学生ハンドブック P. 17】

ハラスメントの防止から発生した場合に至るまでの対処方法については、学園規程「人権委員会規程」に則った対応を行なうこととしている。

【資料 2-7-8 学校法人安達学園諸規程集(人権委員会規程 人事-19)】

本学の奨学生制度については、本学独自の奨学生、日本学生支援機構及び他団体が扱う奨学生がある。

【資料 2-7-9 経営学部 学生ハンドブック P. 40】

【資料 2-7-10 看護学部 学生ハンドブック P. 25】

各キャンパスの学生支援部に奨学金担当職員を配置しており、日本学生支援機構の奨学金の窓口となっている。1年次生には高校からの該当学生以外を含め、4月のオリエンテーションなどで奨学金に関する説明を行なっている。

本学独自の奨学生制度は、入学した学生の実情によって各学部間で異なりがある。奨学生の管理は各キャンパスの総務部が主体となり、学生支援部と連携して管理を行なっている。各学部の奨学生制度は以下のとおりである。

〔経営学部〕

経営学部の奨学生制度としては、日本学生支援機構と地方公共団体の奨学金がある。また、本学独自の奨学生制度が入学時からの授業料等減免制度に類して運用されている。

この制度にはスポーツ区分と学業成績区分、系列校区分などがあり、スポーツ区分は一能一技に秀でたスポーツ業績を有する者及び、4年間クラブに在籍し、スポーツと共に経営学を学ぶ意欲が高い学生に対し、AO入試一能一技スポーツ部門にて選考される。また、学業成績区分は高等学校で一定の学力を有する者を対象とし、評定平均値によって支給額が変わるが、AO入試学業区分にて選考され、入学後2年次修了時には講義への出席状況と成績などによる審査を実施している。

【資料 2-7-11 中京学院大学 奨学生制度に関する規程】

また、同学部では留学生を対象とした学費減免制度なども実施しており、留学生の経済的な側面を配慮した措置を講じている。

【資料 2-7-12 中京学院大学 経営学部外国人留学生の授業料減免規程】

【資料 2-7-13 中京学院大学 外国人留学生が本学経営学部へ入学する際に納入する入学金の特別措置に関する規程】

〔看護学部〕

看護学部の奨学制度としては、学業成績が優秀な者に対して、その就学を容易にし、本人の能力を伸ばさせ、優れた人材を育成することを目的に「看護学部 特別奨学制度」を、また、経済的困窮者に対して「看護学部 奨学生制度」を設けて経済的支援を行なっている。

「特別奨学制度」は、1年次については入学試験の結果の上位者、2年次以上については、前年度の成績上位者のそれぞれ各学年1割程度の学生に対して授業料の全額又は半額を免除している。「奨学生制度」では、本人からの申請に基づき、経済的理由により就学が困難であり、成績、人物ともに優秀であると認められる学生に対して、選考のうえ月額50,000円を貸与している。返還については、卒業後4年以内に貸与額の半額を返還することとなっている。

【資料 2-7-14 中京学院大学 看護学部奨学生制度規程】

【資料 2-7-15 中京学院大学 看護学部特別奨学制度規程】

本学のクラブ活動、サークル活動、その他課外活動などの現状については、両キャンパスによって特色が異なっている。そのため、課外活動の支援内容は、各キャンパスの学生に応じた状況となっている。

各学部のキャンパス別の活動など詳細については以下のとおりである。

〔経営学部〕

経営学部のある中津川キャンパスにおいては、体育系クラブ活動に力を入れており、運動クラブが多く設置されている。

現在、「硬式野球部」、「軟式野球部」、「男子ソフトボール部」、「女子ソフトボール部」、「男子卓球部」、「女子卓球部」、「空手道部」、「レスリング部」、などが活動しており、世界、全国各種大会で活躍するなど、体育系クラブ活動が活性化している。その功績をたたえ、学内においてもスポーツ特別賞を設定し、卒業時に顕彰している。

各運動クラブを支援するための予算措置としては、クラブ監督会議によって運営されている。内規による算定基準に基づいたクラブ活動費補助体制を整えており、クラブの在籍

学生数、クラブ活動業績、所属クラブ学生の学修状況などの内容に応じて、公平性を期して配分するようにしている。

【資料 2-7-16 2017 Club Guide】

【資料 2-7-17 安達学園同窓会報 ChuKyo 倶楽部 P.12】

また、クラブ活動の監督・コーチは学生支援部又は総務部の兼務職員として配属していることから、個々のクラブ所属学生の全般の把握が可能となっており、適宜開催されるスポーツ部監督者会議では各クラブの要望、クラブ所属学生の生活・学修状況などの情報共有を行ない、支援の在り方を検討している。

〔看護学部〕

看護学部のある瑞浪キャンパスの課外活動は、同好会活動が主となっている。同好会は、看護学部と短期大学の学生が主体となって活動運営している。

同好会を結成したい場合は、「瑞浪キャンパス同好会活動要領」の規定に従い、書類を揃えて学生支援部へ提出することとしている。

瑞浪キャンパスの現在の各種同好会は、「バサラサークル」、「中京学生寮『思いで作ろう会』」、「バトミントン」、「バスケサークル」、「バレーボールサークル」、「天文同好会」、「陽だまりサークル」、「みんなで楽しく歩こう会」、「マコモ同好会」、「製菓同好会」、「手話サークル「まっぼっくり」」、「どんぐりころころ」、「マンガ研究会」、「Active」、「学生生活を盛り上げ隊」、「チアダンスサークル」、「歌おう！さわごう！カラオケサークル」、「プラスバンド」、「軽音サークル」などが活動している。

同好会費の予算に関しては、「同好会費使用方法について」及び「瑞浪キャンパス同好会費配分についての内規」を作成し、学生自治会が管轄して運用している。さらに課外活動の活発化のために学生委員会が支援している。この課外活動「同好会」活動を支援するために、一律金として 50,000 円を支給し、特別手当として各同好会からの活動計画及び予算請求に応じて活動資金として認められた金額（0 円～120,000 円）を分配し、活動の活性化を促している。

【資料 2-7-18 中京学院大学ホームページ抜粋（瑞浪キャンパス同好会一覧）】

【資料 2-7-19 平成 27 年度中京学院大学瑞浪キャンパス同好会予算一覧表】

秋に開催される中京学院大学大学祭は、新学期始めに学生の中から大学祭実行委員を募集し、教員や学生支援部職員のサポートを受けながら活動する。

大学祭の支援金をはじめとする活動内容は、大学祭実行委員が企画立案後、事務局学生支援部、学生委員会及び学生生活委員会において最終的に確認している。大学祭の模擬店には地域からの出店や地元高等学校からの参加も恒例であり、留学生は毎年模擬店を出店し出身国の食文化を地域に発信している。

その他の学生支援に関しては、学修に励む学生、資格取得を目標に課外活動に励む学生のために、図書メディアセンターや同コンピュータールームなどで自主的に勉強ができる環境づくりに努めている。

館内にはコンピュータ及び情報処理分野に関し、専門的知識に優れた専従職員が配置されており、学生からコンピュータの取り扱いに関する相談や支援を行なっている。

【資料 2-7-20 経営学部 学生ハンドブック P. 28】

【資料 2-7-21 看護学部 学生ハンドブック P. 29】

本学では学生の安全確保に資するため、各キャンパスに保健室を設置しており、学内での急病、体調不良、けがなどの簡単な応急処置が行なえるようにしている。

各キャンパスの保健室には専任スタッフは配置されていないが、委員会の教員及び学生支援部の担当者が定期的に点検、補充、整備、清掃を実施している。利用の際は、学生支援部に申請し、学生支援部で鍵を借り、使用後は学生支援部へ鍵を返却する。

体の調子が悪い時、気分が悪い時に一時的にベッドに休むことができ、けがなどの手当てができる救急用備品がある。しかし、保健室で対応できない場合は、他の医療機関を受診することとしている。また、瑞浪キャンパスにおいては、看護職免許を有する教員が学生支援部より相談を受けた際、対応することもあるが、基本的には近隣の医療機関(学校医の所属)への速やかな受診と保護者への連絡を行なっている。なお、学生は入学と同時に「Will 一般社団法人日本看護学校協議会共済会の総合補償制度」に加入させ、臨地実習などの通常の学生生活外での万が一に備えている。

【資料 2-7-22 経営学部 学生ハンドブック P. 48】

【資料 2-7-23 看護学部 学生ハンドブック P. 49】

また、両キャンパスにはAEDを体育館などの主要箇所に設置しており、AEDの使用方法については、各キャンパスの職員間で共有済みである。

【資料 2-7-24 経営学部 学生ハンドブック P. 4 AED 設置場所】

学生の健康保持のための健康診断、健康相談に関しては、学校保健安全法に基づき毎年4月の月上旬に、学生及び教職員を対象に健康診断を実施している。

健康診断の実施に関しては、プライバシーや人権の保護に十分に配慮して行なっており、実施機関から届いた健診結果は、学生支援部を通して学生本人に返却されている。

さらに要精密検査の対象者には、学校医による事後措置の指示のもとに、受診勧奨を行ない、学校医や専門機関と連携してフォローアップを実施している。

看護学部に限っては、その教育課程において医療施設実習を行なう必然性から、学生委員会の感染予防・管理委員が感染予防(予防接種)の自覚をもたせる指導を継続的行なっている。新入生に対し4月の健康診断時にツベルクリン反応検査、HBs抗原・HBs抗体検査、麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘の抗体価検査を実施し、対象学生に対してワクチン接種の推奨をしている。

全学年の学生に配布している健康管理ファイルを学生個々が活用することで、感染予防に対する自覚と行動を喚起している。

インフルエンザの集団感染の予防も喚起しており、小児感染症・B型肝炎ワクチン及びインフルエンザワクチンの予防接種を希望する学生に対し、学校医と連携して集団接種を実施している。

【資料 2-7-25 看護学部 学生ハンドブック P. 22】

両キャンパスともに健康増進に関しては、オリエンテーション時に周知を行ない、両キャンパスの学生食堂や学内掲示板に健康な生活を送る啓発としてポスターなどを掲示するよう努めている。

本学では、学生生活を送るうえで出会うさまざまな諸問題に対し、学生が相談できる機関として、各キャンパスに学生相談室を設けている。

学生相談室は、学業、進路、学生生活、対人関係、健康問題など、学生の悩みや困難に対して、カウンセリングを中心とした専門的な支援や教育的支援を行ない、必要と診断されれば発達検査・心理検査を行なうこともある。

瑞浪キャンパスは専任の担当者が常駐し、中津川キャンパスでは臨床心理士資格を持つ非常勤カウンセラーが毎週月曜に駐留している。

また、カウンセリングを実施するうえで、必要性が認められれば医療機関へ紹介することも行なっている。自他の心身に重大な危険があると判断される場合や、法で定められた場合は例外とし、相談者自身の同意を得ずに相談内容が他へ漏えいしないよう注意し、相談室への来室者が特定されないよう、学生の利用に配慮している。

【資料 2-7-26 経営学部 学生ハンドブック P. 48】

【資料 2-7-27 看護学部 学生ハンドブック P. 16】

【資料 2-7-28 中津川キャンパス学生相談室利用記録】

【資料 2-7-29 瑞浪キャンパス学生相談室利用記録】

特に近年、経営学部のある中津川キャンパスでは、心に問題を抱える学生の増加がみられるようになってきている。そのため、少人数制の中で、学生支援部とゼミ担当教員が学生に対して学生相談室の利用を促している。しかし、利用者はほぼ無く、さらに学部としても心的支援対象者の把握が十分に出来ていない現実に対する危機感もあり、平成27(2015)年度後半に学生支援部主導によるUPI(University Personality Inventory)の検査を実施した。

結果、受診した学生 483 人中、懸念される学生のうち 12 人がカウンセラーと相談を受けた。

中津川キャンパスでは、このように心に問題を抱える学生に対処するため、大学入学時以前の学生の健康状態（心的部分を含む）の把握が可能となる情報を入学書類に含めることについて学生生活委員会より上申され、共通認識のもとに対応していくこととしている。

【資料 2-7-30 UPI 調査票】

本学は、経営学部、看護学部共に少人数教育を基本として実践しているため、教職員と学生間のコミュニケーションが良好であり、一人ひとりの学生に目配りが出来る教育環境にある。

各学部のあるそれぞれのキャンパスでは、教学組織である学生生活委員会及び学生会が主体的に学生の意見や要望を汲み取るよう活動している。

各学部の活動など詳細については以下のとおりである。

〔経営学部〕

経営学部では学生生活委員会が主体となり、学生の意見や考えを汲上げるべく、支援活

動を検討している。

また、学生生活委員会とFD評価委員会が連携して「学生アンケート」を年一回実施している。平成27(2015)年度は学生満足度に関するアンケートを実施した。

アンケート内容としては、キャンパスライフ、課外活動、学生生活支援なども盛り込んでいる。

アンケート結果は「%」表示化され、前年度との比較データも付され、全教員にメール配信を行っており、学生の考えや意見を確認している。

学生生活委員会では、敷地内食堂(グリーンハウス)2階の売店に「ひとことボックス」を設置している。学生からの投稿数は少ないが、「学生アンケート」からくみ取った意見とあわせて活用している。

直近の2年間では、バス利用学生からの要望により、通学バスの時間変更、食堂(グリーンハウス)及び1号館・2号館・特別教室のトイレの改善などの要望に対して支援を行ない、管理部門の総務部によって措置が講じられた。

その他、オフィスアワーも学生の意見をくみ取る手段として活用しており、学修以外に学生生活全般にわたる質問もされている。

キャンパス内は、学生の動向を把握しやすい環境に恵まれているため、キャンパス内外でのマナー、路線バス内でのマナー、教室・廊下・ラウンジ・特別教室内・図書館内でのマナー、駐車マナーに違反する学生に注意と改善を促すことが共通認識となっており、学生の生活指導を展開している。

【資料 2-7-31 経営学部 学生アンケート】

【資料 2-7-32 学生生活委員会議事録】

[看護学部]

看護学部においても、教職員と学生間のコミュニケーションが良好であり、アカデミックアドバイザー担当教員をはじめとして、教学組織である学生委員会の各担当教員を通して学生から直接的に意見を聴き、学生のニーズに沿ってサービスを行なっている。

看護学部には、学生が中心となって自主活動する学生会組織を設置している。学生会は、各種の委員会組織から構成されており、教学組織の学生委員会の教員が担当別に支援を行なっている。

学生会組織は、会則をもとに運営がなされており、学生ハンドブックにも具体的に掲載している。

【資料 2-7-33 看護学部 学生ハンドブック P. 38】

学生生活における学習意欲の向上のために、学生会に学習向上委員会が設置されており、実行主体を学生に委ねている。

学生は主に3~4年生を対象に学習関連の企画を立案し、計画実行をしており、担当の教員は学生の意見に基づき、助言と支援を行なっている。

学生生活委員会は、委員会の活動に関心をもち、楽しく活動できるように支援することを目標に活動を行なっている。

また、学校行事委員会は、学生が学校生活を楽しみ、同学年のみでなく上級生や下級生と交流してコミュニケーションやレクリエーションができるよう、学生の中心になって各種

の行事を実施している。

これらの学生会活動では、各種のアンケートを実施しており、アンケート結果をもとに、学生が主体的に希望する企画や運営を実施していくことが出来るように教員がサポートしている。

【資料 2-7-34 学生委員会への報告 学生委員会 資料】

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

[経営学部]

経営学部では留学生数の増加に伴い、学生生活全般の支援をより細部にまで配慮する必要がある。留学生の生活状況について全教職員が把握することができるよう、各講義時の学生の変化を共有化し、FD・SD 活動を通して留学生へのパーソナルサービスを活発化させていく予定である。

保健室、学生相談室が設置されており、学生の心身にかかわる健康支援体制が確立できているが、学生相談室の活用は十分とはいえない。学生相談室については、待ちの体制ではなく、教職員の連携のもとに教職員側から積極的に働きかける姿勢で予兆のある学生の予防と支援に努めていく。

特に学生の心身面に対応できる専門性を持ったスタッフの職能に投資するとともに、UPI などの心理検査の実施を拡充していくことも検討していく。

[看護学部]

看護学部については、主として各委員会活動においてアンケート調査を実施し、その結果を基にした改善活動を行なってきたが、学部全体的として学生の考えや実状をより把握するために、平成 28(2016)年度に「学生生活アンケート」を実施していく。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 28(2016)年 5 月 1 日現在の本学の経営学部・看護学部の教員配置については、大学設置基準で求められている教員数は全体で 40 名に対して、現員は 45 名であり、いずれの学部においても基準を上回る教員を配置している。教授数も設置基準上の 20 名に対して、現員 21 名(学長を除く)であり基準を上回っている。

【データ編表 F-6】

経営学部の教員の現員数は、データ編「表 F-6」及び下記「図表 2-8-1」に示すとおりであり、大学設置基準で定められている必要教員数及び教授数について基準を満たしている。

また、専任教員の確保状態については、同学部においては「教養科目」、「キャリア科目」、「専門教育科目」と科目分野ごとに担当しているわけではないため、主に担当している科目に基づき分野ごとに分けると「図表 2-8-1」に示すとおり、主に専門教育科目分野を担当する専任教員が 10 人、教養科目分野を担当する専任教員は 8 人である。キャリア科目分野において専任教員が配置されていないが、多くの科目担当は専任教員が行なっている。また、専門教育科目分野においては、本学部の教育上主要な科目である必修科目について、専任教員が担当しており（年平均 100%）、専任教員を適切に配置している。

図表 2-8-1 「経営学部 職位科目別教員構成」 (H28.5.1 現在)

| 分野 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 兼任講師 | 非常勤講師 |
|--------|----|-----|----|----|------|-------|
| 教養科目 | 6 | 1 | 1 | | | 9 |
| キャリア科目 | | | | | | 2 |
| 専門教育科目 | 6 | 3 | 1 | | | 3 |
| 計 | 12 | 4 | 2 | | | 14 |
| | 18 | | | | | |

(設置基準による教員必要数：経営 14、看護 12、大学 14：計 40)

(設置基準による教授必要数：経営 7、看護 6、大学 7：計 20)

看護学部の教員の現員数は、「図表 2-8-2」に示すとおりであり、大学設置基準で定められている必要教員数及び教授数について基準を満たしている。

専門教育科目に関しては、領域ごとに担当教員を配置し、各授業科目が円滑に実施出来るよう配慮している。

基本教育科目の「人間哲学と道德倫理」、「国際社会と国際貢献」及び「基礎ゼミナール」を除く担当教員に専任教員の配置が無いことは課題であるが、経営学部及び中京短期大学部の専任教員をあてることで、大学の教育目的に配慮している。

また、臨地実習に関しては、臨地実習指導講師として 3 名の指導者を配置し、実習指導の充実を図っている。

看護学部のカリキュラムは、「基本教育科目」「専門基礎科目」「専門教育科目」の三つの科目分野に区分され、専門教育科目の各領域に関する授業科目は、それぞれの領域の担当教員が受け持っている。よって、一部の教員に授業時間数が大きく偏るといったことはない。

図表 2-8-2 「看護学部職位領域別教員構成」 (H28.5.1 現在)

| 領域 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 兼任講師 | 非常勤講師 |
|---------|-----------|-----|----|----|------|--------------------|
| 基本教育科目 | 1 | | | | 2 | 25 (臨地実習指導講師除く) |
| 専門基礎 | 1 | | | | | |
| 基礎看護学 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| 成人看護学 | 1 | 2 | | 1 | | |
| 老年看護学 | 1 | | 1 | 1 | | |
| 精神看護学 | 1 | 1 | | 1 | | |
| 小児看護学 | | 1 | 1 | | | |
| 母性看護学 | | 1 | 1 | | | |
| 在宅看護学 | 1 | 1 | | 1 | | |
| 公衆衛生看護学 | 1 | | | 2 | | |
| 統合看護学 | 2 | | | | | |
| 計 | 10 | 7 | 4 | 7 | 2 | 25 |
| | 29(学部長含む) | | | | | |

(設置基準による教員必要数：経営 14、看護 12、大学 14：計 40)

(設置基準による教授必要数：経営 7、看護 6、大学 7：計 20)

※兼任講師は、経営学部及び中京短期大学部の専任教員。

※大学全体の教員数は、54名で内教授が23名であり設置基準を満たしている。

看護学部においては、専門領域ごとに主任教員を配置し、領域長による打合せ会を行なうなど、専門教育の充実に努めている。

【資料 2-8-1 (教授会資料) 看護学部教員構成】

本学は看護学部と経営学部のキャンパス立地が地理的に離れており、教養科目を担当する経営学部所属教員が看護学部教養科目の一部を担当しているが、現実的に非常勤講師に頼らざるをえないのが実状である。

教員組織を活性化するための適切な措置として、年齢などの偏りを防ぐために、任期制や公募制を取り入れてきた。原則として公募制を実施しているが、看護学部の教員確保が困難な実状もあり、公募制と内部教員による推薦による採用とを併用している。

専任兼任の比率については、大学全体でみると専任教員 54名(看護学部助手 7名含める)に対して兼任教員は 39名であり、看護学部において専任教員率 59.0%、経営学部において専任教員率 56.2%となっている。看護学部においては専門教育の専任率が高く、**基本教育の選任率は低くなっているが**、全体としては相対的に高い専任率である。

全学の職位別年齢構成は、平成 28(2016)年 5月 1日現在において、66歳以上教員が 54名中 8名であり、14.8%となっており、少し高い傾向にあるが、今後の採用計画において是正していく予定である。その他の年齢バランスは以下の表に示す通り、バランスの取れた配置となっている。

図表 2-8-3 「大学全体職位年齢別教員構成」 (H28.5.1 現在)

| | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 助手 | 合計 |
|-----------|----|-----|----|----|----|----|
| 71 歳以上 | 3 | | | | | 3 |
| 66 - 70 歳 | 5 | | | | | 5 |
| 61 - 65 歳 | 2 | 2 | | | | 4 |
| 56 - 60 歳 | 6 | 2 | | 1 | | 9 |
| 51 - 55 歳 | 3 | 1 | 1 | 2 | | 7 |
| 46 - 50 歳 | 1 | 2 | 3 | 3 | 1 | 10 |
| 41 - 45 歳 | 3 | 3 | 1 | 1 | 4 | 12 |
| 36 - 40 歳 | | 1 | | | 1 | 2 |
| 31 - 35 歳 | | | 1 | | 1 | 2 |
| 30 歳以下 | | | | | | 0 |
| 合計 | 23 | 11 | 6 | 7 | 7 | 54 |

経営学部の専任教員の年齢構成については、平均年齢 54 歳であり、「図表 2-8-4」及びデータ編「表 2-15」に示すとおり、全体として特に偏った配置とはなっていない。ただし、多少高年齢の教員が増加しているため、平成 28(2016)年度において中長期的な教員構成の展望に基づく教員構成の再考を行なう。

図表 2-8-4 「経営学部 専任教員の年齢別構成」 (H28.5.1 現在)

| 職位 | 71 歳以上 | 61～70 歳 | 51～60 歳 | 41～50 歳 | 31～40 歳 | 30 歳以下 |
|-----|--------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 教授 | 3 | 4 | 2 | 3 | 0 | 0 |
| 准教授 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| 講師 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 助教 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 3 | 4 | 2 | 8 | 1 | 0 |

看護学部の専任教員の年齢構成については、「図表 2-8-5」に示す通り、特に偏った配置とはなっていない。

図表 2-8-5 「看護学部 専任教員の年齢別構成」 (H28.5.1 現在)

| 職位 | 71 歳以上 | 61～70 歳 | 51～60 歳 | 41～50 歳 | 31～40 歳 | 30 歳以下 |
|-----|--------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 教授 | 0 | 3 | 7 | 1 | 0 | 0 |
| 准教授 | 0 | 2 | 3 | 1 | 1 | 0 |
| 講師 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 |

| | | | | | | |
|----|---|---|----|----|---|---|
| 助教 | 0 | 0 | 3 | 4 | 0 | 0 |
| 助手 | 0 | 0 | 0 | 5 | 2 | 0 |
| 合計 | 0 | 5 | 14 | 14 | 3 | 0 |

教育担当時間の配分については、各学部長のもとに特定教員に過度に偏るということがないよう適切に配分するようにしている。

教員の学位の種類及び分野と担当する学科目や専門分野との整合性については、「中京学院大学教員資格審査会規程」「中京学院大学教員資格審査会規程細則」に基づき、学長及び学部長のほか教授会が推薦した教員3名による教員資格審査会によって妥当性が審議され、常任理事会に答申後、理事長が決定している。

【資料 2-8-2 学校法人安達学園諸規程集(中京学院大学教員資格審査会規程 人事-6)】

【資料 2-8-3 学校法人安達学園諸規程集(中京学院大学教員資格審査会規程細則 人事-7)】

教員の採用・昇任については、「中京学院大学教育職員任用規程」と「中京学院大学教員資格審査会規程」によって規定されている。

教員の採用は、「中京学院大学教育職員任用規程」に基づいて以下の手順に従って行なっている。

- (1) 学長、学部長及び学科長等との協議
- (2) 公募または各学部教授会による推薦協議
- (3) 学部長、学科長及び人事部長等による書類審査、面接
- (4) 中京学院大学教員資格審査会規程による職位判定
- (5) 常任理事会による承認
- (6) 理事会及び各学部教授会への報告

公募にあたっては「研究者人材データベース (JREC - In) を主な公募手段としている。

例年、9月に行なう勤務調査において、在職教員に対して次年度の継続希望を確認したうえで、欠員が生じる専門分野を学長、学部長及び人事部長において協議した上で、次年度採用計画を立案し、それに基づき公募を行なう手順である。原則として公募を基本とはしているが、看護学部においては全国的な設置数の増加に伴って教員不足であり、在職教員による推薦も取り入れている。

教員の昇任は、「中京学院大学教育職員任用規程」に基づいて行なっており、以下の手順に従って、昇任手続きを進めている。

- (1) 学長、学部長及び学科長等との協議又は各学部教授会による推薦協議
- (2) 中京学院大学教員資格審査会規程による職位判定
- (3) 常任理事会による承認
- (4) 理事会及び各学部教授会への報告
- (5) 理事長名による辞令交付

採用及び昇任ともに、「中京学院大学教員資格審査会規程」に基づき、教員資格審査会が開催され、最新の「教育研究業績書」の審査が行なわれ、「中京学院大学教員資格審査会規程細則」の基準において職位を決定している。

【資料 2-8-4 学校法人安達学園諸規程集(中京学院大学教育職員任用規程 人事-2)】

【資料 2-8-5 学校法人安達学園諸規程集(中京学院大学教員資格審査会規程 人事-6)】

【資料 2-8-6 学校法人安達学園諸規程集(中京学院大学教員資格審査会規程細則 人事-7)】

本学の FD 活動についてであるが、平成 27(2015)年度に新学長への体制への移行があり、全学 FD・SD 研修会を開催し、全学部の教職員を対象に平成 26(2014)年度の振り返りと教育改善活動の推進についてレクチャーならびに実践に向けた共有化が行なわれた。

【資料 2-8-7 中京学院大学 全学 FD・SD 研修会 資料】

経営学部及び看護学部ともに「授業評価アンケート」を実施している。

アンケート結果は事務的に処理された後、各教員に周知され、教員はそれに基づき授業改善案を書くことになっている。また、アンケート結果及び授業改善案は図書館や中京学院大学ポータルサイト(学内 WEB 共有)で学生に公開し、教職員と学生が閲覧できるようにしている。

FD 活動については、各学部において主体的な取組を行なってきたが、実施内容や方法に学部間の違いがある。この FD 活動の主体的な取組の良い面を継続しつつ、大学として実効性の高い実践的工夫を共有化していくことを想定している。

また、新任の教員の研修に関しては、任用時に辞令交付式後に研修会を実施している。

なお、FD 活動に関する各学部の具体的な活動及び各学部の教養教育の実施体制に関する状況については以下のとおりである。

〔経営学部〕

経営学部の FD 活動として、個々の教員の自己点検・評価を実施しており、「教育活動」「研究活動」「地域貢献」「管理・運営」という四つの視点を採用し、まずは年度の初めに各教員がそれぞれの「今年度の目標設定」を書くことになっている。「教育活動」は教育上の工夫や教材の作成など、「研究活動」は著書や論文執筆など、「地域貢献」は社会活動など、「管理・運営」は学内業務や委員会活動などが評価項目となっている。教員は自分の活動力を項目別に配分割合を示すために、「今年度の目標設定」の中に「重点配分」を記入する欄がある。重点配分は上記の四つの項目に合計 10 点を配分する。

この点数は教員の自己判断によるものとしており、各教員は当年度の大まかな活動目標を設定する。

「今年度の目標設定」にもとづき、年度末に自己評価活動を実施しており、各教員は「教員の自己点検・自己評価票」を作成し、それを FD・評価委員会に提出することとしている。

【資料 2-8-8 教員の自己点検・自己評価票】

「教員の自己点検・自己評価票」には、達成度を記入する欄があり、上記の四つの項目それぞれについて、当年度の活動全般について達成度を 10 段階評価で記入する。そのうえで総合点を自己評価することとしている。

このように教員は毎年、自己点検・自己評価を行ない、FD・評価委員長がとりまとめ、学部長の確認を受けている。教員の「教員の自己点検・自己評価票」は学内WEB上で共有することになっている。

【資料 2-8-9 中京学院大学ポータルサイト画面コピー資料】

また、学部において毎年授業公開を実施してきたが、平成 27(2015)年度からは「授業評価アンケート」の他、新たに教員の授業風景のビデオ撮影を実施した。ビデオカメラ撮影は原則として、各教員が担当している授業のうち受講学生数の最も多い授業を対象とし、撮影時間は 15 分程度で行ない、撮影画像を個々の教員が自らの目で客観的に自身の授業を分析することに主眼を置いた取り組みである。

さらにビデオを撮影する科目は「授業評価アンケート」の対象科目と重なるように措置を施して実施をした。撮影されたビデオは授業評価アンケート結果と同時に教員に渡され、教員は自らの撮影画像とアンケート結果を分析したうえで、気付いた箇所をもとに授業改善レポートを作成している。

これは個々の教員の講義技術に関する FD 活動であるが、以下は学部として実施している FD 活動である。

学部では、毎年「学生アンケート」を実施している。このアンケートは主として学生の満足度を調査するものであると同時に、質問項目の中に FD や授業評価にかかわるものも盛り込んでいる。アンケート結果は全ての教職員に配信を行ない、アンケート結果に関して教員の懇談会を開催している。

また、アンケート結果に関して学生の意見を傾聴する必要があるとの認識から、学生との懇談会も開催する予定である。

委員会活動については、各委員会に年度初めに年次計画書を提出してもらい、それに基づいて年度末に当年度の総括委員会を開催して自己点検を実施するように改善した。総括委員会においては、「学生アンケート」の結果を考慮した議論を行なうようにしている。

また、平成 28(2016)年 6 月には委員長会議を開催し、年次計画書による情報共有を行ない、学部全体の FD 活動に資するようにした。

【資料 2-8-10 委員会年次計画書】

教員がインタラクティブティーチングを学ぶための「FD・SD 研修会」を図書メディアセンターと FD・評価委員会が共催している。教職員が教材のビデオを見ながら気軽に参加し、コメントできる機会としている。

【資料 2-8-11 公開 FD・SD 講習会のお知らせ】

経営学部では新しい 3 つのポリシーを策定しており、それに基づいて、新カリキュラムの検討を開始している。これらを策定することそのものが学部全体の FD 活動であるとの認識から、FD・評価委員会が主催する「FD・SD 研修会」（上記のインタラクティブティーチングを学ぶための「FD・SD 研修会」とは別の研修会）と「新カリキュラム検討会議」を実施した。これら二つの会議の眼目は、主として、日本の大学教育の現状を踏まえたうえで、学生に学士力をどのようにして育成していくかという点であった。そのための手段として、学生が主体的かつ能動的に学ぶ姿勢をいかに各科目において引き出していくか、またカリキュラムとしては、問題解決型の講義をどのように設定していくのかについて議題

となっている。現時点において、経営学部の「ディプロマポリシー」に記載のある「俊敏な意思決定」や「幅広い寛容性」などといった言葉の定義に対し、いかにして具体的なものにしていくのかについて、「カリキュラムポリシー」に則した検討が今後の課題である。

次に経営学部の教養教育実施のための体制であるが、特段の必要性に応じてプロジェクト形式で実施してきている。平成 23(2011)年度秋学期より、前学部長が中心となり、1・2年生を対象とした「基礎学力向上プログラム」を 2 年間に亘る体系的な教養科目を導入、稼働してきている。

「基礎学力向上プログラム」は、国語・英語・数学を連動させた教材で学修し、知識を統合活用できるようにし学修意欲を高めさせることを意図しており、教養教育として導入した。

「基礎学力向上プログラム」に関する方向性、講義内容の確立、テキストの作成などは、当初より 4 つの分野を担当するワーキンググループの形で進めてきた。各分野のワーキンググループは必要に応じて定期的に講義の運営や教材の修正・改編について検討し、当時の学部長のもとに担当責任体制をとっていた。

平成 27(2015)年度に新学長・新学部長への体制移行があったが、これらの教養教育についての体制整備は平成 26(2014)年度を踏襲してきている。

〔看護学部〕

看護学部では「学生の授業評価アンケート」「FD 研修会」を毎年実施している。学生の授業評価アンケートは毎学期実施し、教科担当者の所見を付して、全学生及び教職員が閲覧できるよう図書メディアセンターに設置することとしている。

FD 研修会は、毎年「日本私立看護系大学協会」が主催する大学新任教員を対象とした研修会を活用し、大学新任教員として必要な資質・能力について研修を積ませるために、若手(新任)教員を派遣することとしている。また、研修終了後には学部内に研修内容を共有するための伝達講習を義務付けている。平成 27(2015)年度はこの研修に 3 名の新任教員を派遣し伝達講習を実施した。なお、新任教員に対しては、この研修以前に、着任時の新任オリエンテーションを実施し、学科の委員会組織、領域等に関わるこれまでの活動内容及び当該新任教員に期待する事項などを学部長、学科長及び委員長が伝達し大学教員としての自覚と自身の役割についての認識を深めることとしている。

個々の教員へは週 1 日の研究日及び学生が夏期休暇の時期に約 1 か月の自宅研修日を保障することによって、それぞれの専門教育分野や関心の高い研究分野について、研修に参加するなど研究や学会発表等を盛んに行なっている。

看護学部では、平成 22(2010)年度の開設以来、統合カリキュラムにより看護師及び保健師養成を行なってきたが、全国的な諸般の事情により平成 27(2015)年度入学生より保健師養成を選択制に変更した。それに先駆け、平成 24(2014)年 11 月よりカリキュラム検討委員会が設置され教養科目の見直しを含めカリキュラムの検討がなされてきたところである。

現在の教養教育を担当する専任教員は 2 名であるが、他に経営学部専任教員と短期大学部専任教員が担当する科目が複数あり、今後はこれら中京学院大学の専任教員を中心として、教養教育全体の統括運営を検討していく必要がある。

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

〔経営学部〕

本年度は中期計画に則し、経営学部の FD 活動として 3 つのポリシーとその具現化に継続して取り組むとともに、「カリキュラムポリシー」に則した新カリキュラム策定の検討を継続して実施していく計画である。

ならびにリメディアル教育及び初年次教育も含めた教養教育は検討課題であるため、教養教育の企画実施に向けた経常的な組織体制の確立を検討する。

〔看護学部〕

専門領域の教育研究活動に専念できるよう、可能な限り近隣の実習施設を開拓するとともに、臨地実習指導教員等の非常勤教員を引き続き確保し教育環境を整備する。同時に、資質・能力向上への組織的な取り組みを充実させると共に、教養教育実施のための体制について専任教員を中心に整備し、非常勤教員と目的を共有しながら教養教育の推進を図る仕組みについて検討・実施していく。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は中津川キャンパスと瑞浪キャンパスの 2 カ所を有している。中津川キャンパスは平成 5(1993)年に経営学部単科大学として中京学院大学が開学した礎の校地であり、瑞浪キャンパスは旧来の中京短期大学の校地校舎を平成 22(2010)年の看護学部開学とともに短期大学と共用している校地である。

そのため、両キャンパスの施設設備はそれぞれ独自に異なっている。各キャンパスには、事務局組織として総務部とその人員が配置されており、施設設備の全般的な管理及び営繕業務を担っている。

【資料 2-9-1 中京学院大学 施設等利用規程】

図書館については各キャンパスに設置されており、中京学院大学図書メディアセンター（以下、図書メディアセンターという。）として統括管理している。

図書メディアセンターには、中京学院大学図書メディアセンター長（以下、センター長という。）、図書メディアセンター事務室長（以下、事務室長という。）の 2 名が配置されている。

図書メディアセンターには、事務組織が設けられ、現在は、事務室長と司書を含めた職員が配属されている。センター長は図書メディアセンターに関するすべての業務を統括している。

図書メディアセンターは、経営学部図書・出版・研究倫理委員会、看護学部図書館運営委員会、中京短期大学部図書紀要委員会と連携した運営を行なっている。

本学の2学部2キャンパスの各教育環境及び施設設備環境などについては以下の通りである。

【資料 2-9-2 中京学院大学 図書メディアセンター規程】

〔中津川キャンパス〕

中津川キャンパスには経営学部を設置しており、学部の収容定員は、640人(入学定員150人、3年次編入学定員20人)である。

大学設置基準において定める校地の基準面積は、学生一人当たり10㎡となっているところ中津川キャンパスの校地面積は、約52,202㎡であり基準を十分満たしている。

運動場は、キャンパス内にあり、6,722㎡を有している。

校舎面積は、9,087.8㎡あり、大学基準面積が大学(看護学部を含む)として8,362.2㎡であり、大学設置基準を十分満たしている。

※(参考)大学設置基準面積(看護学部320人定員： $(320-200) \times 992 \div 200 + 3,966 = [4,561.2 \text{ m}^2]$ 、経営学部640人定員= $[3,801 \text{ m}^2]$ 4,561.2㎡+3,801㎡=8,362.2㎡)

教室等については、収容人数200人程度の教室2室とそれ以下の教室18教室、コンピュータ演習室3室、演習室10室、自習室3室(コンピュータ自習室1室を含む)を備えている。また、コンピュータ自習室のほかにグループ学習室2室があり、内1室については、学生同士がディスカッションなどを行なえるような環境を整備した。

なお、教室環境としては、全教室においてパソコンによる資料提示ができるようになっている。

中津川キャンパス図書メディアセンター図書館については総面積1,236.88㎡、閲覧スペース670㎡の広さの施設であり、中津川キャンパス全体の南中央に位置している。その西側には図書メディアセンター特別教室館があり、これらの南側には約30台の駐車場がある。図書館には、現在103,279冊の蔵書があり、その内、開架図書は51,446冊である。定期刊行物は、内国書が25冊、外国書が3冊である。視聴覚資料の所蔵数は2,085点、データベースの契約数は2件となっている。

コンピュータ等のIT施設に関しては、図書メディアセンター特別教室館及び図書館に設置されており、特別教室館にはコンピュータ演習室3室とメディアオアシス(コンピュータ自習室)1室がある。それぞれ、第1コンピュータ演習室33台、第2コンピュータ演習室69台、第3コンピュータ演習室41台、メディアオアシス17台、計160台のコンピュータが設置され、授業はもちろん、授業が無い場合には学生が自由に利用できるような環境が整えられ、自習や資格取得に利用されている。第3コンピュータ演習室については、情報関係科目のみではなく、語学又は会計科目の授業にも利用されている。さらにキャンパス内全館で無線LANが配備され、申請によりWi-Fi通信も利用可能であり、情報機器の活用環境は整っている。

情報関連業務については、学園本部情報システム部において、学内の情報関連機器、情報ネットワーク及びシステムなどを一元管理している。

図書メディアセンター図書館の開館時間は原則として9時から18時までとなっており、

特に必要な場合（試験期間など）は開館時間を延長している。1 階はラーニング・コモンズ、2 階は閲覧室となっている。ラーニング・コモンズには、書籍などの印刷物のみではなくパソコンなどの電子機器を配置し、学生が様々な情報を用いて議論をし、理解を深めるようなグループ学習が可能な場となっている。

【資料 2-9-3 中京学院大学 図書メディアセンター利用規程】

【資料 2-9-4 中京学院大学 図書メディアセンター ラーニング・コモンズ利用内規】

平成 27(2015)年度は、このラーニング・コモンズを利用して、館内イベントを企画・実施している。IT パスポート試験対策講座や P 検、SPI 対策講座などの各種講座を試験時期にあわせて実施しているだけでなく、毎週金曜日 15 時からライブラリーカフェも開かれ、コーヒーなどの無料提供が行なわれている。6 月には浴衣着付け教室、7 月にはフォトコンテスト、10 月にはヨガ教室なども開催している。さらに保健所と中京学院大学の共催で健康メニューについての講演会や NTT ドコモのアプリ開発コンテスト講座、学内教職員対象の FD・SD 研修会なども実施している。

また、ここには教員及び学生支援部職員を配置し、学生からの相談、学修指導、就職指導、資格取得支援も行なえるようにしている。

体育施設については、体育館 1,102.5 m²、第 3 体育館 319.5 m²、ゴルフ練習場 163.06 m²があり、クラブ活動や行事に広く利用されている。

【資料 2-9-5 ラーニング・コモンズイベント資料】

平成 28(2016)年 4 月からの「障害者差別解消法」の施行により私立大学においても努力義務が発生しているが、現在のところ、身体的障がい者への支援は該当学生とコミュニケーションが図られており、学生に配慮した対応に努めている。

キャンパス内の全バリアフリーは未完成であるが、トイレの車椅子対応等を行なっている。しかし、今のところこれを利用する対象学生はいない。また、携帯用の段差除去設備も備えている。これについても同様に対象学生がいなかったため、今年度は使用されなかった。その他の障がい者に対する対応としては、一部に手すりやスロープなどを設置しているが、全建物にわたっての障害者用支援対策は十分には整備されていない。ただし、建物の 1 階についてはポータブルスロープを準備し、対応することとしている。

学生寮については、遠方から入学する学生のために大学敷地内に 1 棟と敷地外に 1 棟(賃貸)を設置している。共に男子専用であり、入居可能者数は相部屋 22 名、個室 30 名となっている。

FD・評価委員会が中心となって進めている学生アンケートにおいて、施設設備に関する学生からの意見収集を行っており、簡易な設備増設や修繕については、施設管理担当部門の総務部が対処している。予算規模の大きな要望などについては、総務部が検討のうえ、事業計画化を行なって改善するよう努めている。

【資料 2-9-6 経営学部学生アンケート】

中津川キャンパスの施設設備の維持保全については、学園において「固定資産等調達管理規程」「防火及び防災管理規程」「情報管理規程」「情報セキュリティ規程」が整備されており、各規程に基づき対策を講じている。

固定資産及び物品（消耗品）についての維持管理は、「固定資産等調達管理規程」に基づ

いて管理責任者、調達方法、管理業務などを定めてあり、それぞれ固定資産台帳管理をしている。固定資産については、年1回の現品棚卸しを実施し、現物確認も行なっている。

【資料 2-9-7 学校法人安達学園諸規程集(固定資産等調達管理規程 総務-5)】

【資料 2-9-8 中京学院大学 防火及び防災管理規程】

【資料 2-9-9 学校法人安達学園諸規程集(情報管理規程 業務-5)】

【資料 2-9-10 学校法人安達学園諸規程集(情報セキュリティ規程 業務-8)】

火災防止対策については、安達学園の定める「防火及び防災管理規程」の規定に基づき、各建物の防火管理者を定め、消防計画を定めるとともに定期的に消防用設備の点検、更新を実施している。

学内各校舎の耐震への対応として、耐震診断結果が基準値に満たなかった旧耐震基準の建物に対して平成24(2012)年度内に耐震改修工事を終了し安全性を確保した。これは安達学園創立50周年事業のもとに施工を行なったものである。

図表 2-9-1 「中津川キャンパス内の施設概要」

| 建物名 | 延べ床面積 | 主要施設等 |
|-------------|--------------------------|--|
| 1号館 | 1,499.52 m ² | 教室棟 |
| 2号館 | 1,138.25 m ² | 教室棟 |
| 3号館 | 393.90 m ² | 課外活動施設 |
| 4号館 | 330.41 m ² | 1階-留学生支援課事務室、2階-会議室 |
| 5号館(クラブハウス) | 243.00 m ² | クラブハウス、トレーニング室 |
| 6号館 | 1,165.50 m ² | 1階-学生支援部事務室 2階-学長室、学部長室、会議室、非常勤講師控室、総務部事務室 3階-教室(視聴覚教室) |
| 特別教室館 | 1217.68 m ² | 1階-コンピュータ演習室、メディアオアシス(コンピュータ自習室)、メディアセンター事務室 2階-コンピュータ演習室 3階-教室(視聴覚教室) |
| 図書館 | 1,236.88 m ² | 1階-ラーニング・commons 2階-閲覧室 |
| 第一研究室棟 | 618.60 m ² | 個人研究室 |
| 第二研究室棟 | 618.60 m ² | 個人研究室 |
| 演習室棟 | 617.80 m ² | 1階-自習室、グループ学習室 2階、3階-演習室 |
| 体育館 | 1,102.50 m ² | 体育館 |
| 第3体育館 | 319.50 m ² | 課外活動施設 |
| ゴルフ練習場 | 163.06 m ² | 課外活動施設 |
| グリーンハウス | 634.60 m ² | 1階-食堂、2階-物品販売コーナー、レストルーム(学生控室) |
| さつき寮 | 617.80 m ² | 男子学生寮 |
| 計 | 11,917.60 m ² | |

〔瑞浪キャンパス〕

瑞浪キャンパスには看護学部を設置しており、学部の収容定員は、320人(入学定員80人)である。

大学設置基準において定める校地の基準面積は、学生一人当たり10m²となっているところ瑞浪キャンパスの校地面積は、21,978m²であり基準を十分満たしている。ただし、校

地は併設の中京短期大学部と共用としている。

運動場は、瑞浪キャンパスから 3 kmほど離れた場所に 40,489 m²を有している。

同キャンパスからは離れた場所にあるが、現在の本学教育課程において屋外運動場を使用する授業科目はなく、また、キャンパス内に体育実技室を設置しており、教育研究上支障はない。

校舎面積については、専用校舎面積 2,109.4 m²、共有校舎面積 6,159.9 m²と瑞浪キャンパスだけで 9,443.4 m²の校舎を有しており、設置基準面積が大学(経営学部含む)として 8,362.2 m²であるため、大学設置基準を十分満たしている。

※(参考)大学設置基準面積(看護学部 320 人定員: $(320-200) \times 992 \div 200 + 3,966 = [4,561.2 \text{ m}^2]$ 、経営学部 640 人定員 = $[3,801 \text{ m}^2]$ 4,561.2 m²+3,801 m²=8,362.2 m²)

教室については、普通教室は看護学部専用教室を大教室 1 室、普通教室 2 室及び専用実習室を備え、これに中京短期大学部と共用の教室をあわせると講義室 17 教室、演習室を 11 室、実験室 1 室、コンピュータ演習室 1 室、看護実習室 3 室を完備している。

普通教室では、電子黒板(ホワイトボード)一体型の単焦点プロジェクタを常設した教室が 4 室あり、常設していない教室では移動式のプロジェクタ 7 台にて対応している。

看護学部の専用実習室の 3 室は「第 1 看護実習室」「第 2 看護実習室」「第 3 看護実習室」とし、第 1 看護実習室を基礎看護学領域、第 2 看護実習室を成人・老年・精神・在宅・公衆衛生の各看護学領域、第 3 看護実習室を小児・母性の看護学領域がそれぞれ専用で使用している。また、それぞれの実習に必要な機器備品類も各実習室に完備しているため、使用しない際は常に施錠し、セキュリティ措置を施している。

図書館は、図書メディアセンターとして中京短期大学部との共用で面積 576.8 m²に 1 階 68 席、2 階 98 席の図書閲覧室を整備している。看護学部の蔵書数は 10,803 冊、学術雑誌 43 種を所蔵している。視聴覚資料 428 タイトル、データベース契約数は 3 件である。また、2 階には平成 26(2014)年度にパソコンを 32 台増設し、合計 50 台のパソコンを設置して情報検索室としても利用している。

図書メディアセンターが管理する情報検索室は、図書メディアセンター 2 階の他に、3 号館の学生支援部に隣接した位置に 10 台の検索性パソコンを設置した情報検索室を設置している。なお、中京短期大学部の学生も含めて考えるとスペース及び台数ともに不足しているため、平成 26(2014)年度から学内 Wi-Fi 設備を学生に開放しており、タブレット端末などの学生が個人で保有する携帯端末に対して、インターネット環境を整備している。

なお、7 号館 1 階のコンピュータ演習室(学生用パソコン 48 台)は、講義で使用しない時間帯及び夜間 20 時まで学生に対して開放している。

図書館の開館時間は、朝 9 時から 18 時までとしているが、看護学部学生の学内実習日には、希望により 19 時まで開館時間を延長して、対応することがある。

図書館のセキュリティについては、平成 25(2013)年度にセキュリティセンサーを館内入口に導入し、図書の紛失事案に対応した。

障がい者に対する対応としては、一部に手すりやスロープを設置しているが、全建物にわたっての障がい者用支援対策は整備されていない。

瑞浪キャンパスの敷地は、山の尾根の傾斜地に面して各建物が配置されてある地形的関係上、障がいによっては、大きく利便性を欠く校舎配置であることは否定できない。

そのような状況下においても主として授業を行なう敷地の校舎にあつては、スロープの設置を行なうなど、可能な限り対応している。

瑞浪キャンパスの施設設備の維持保全については、中津川キャンパスと同様に「固定資産等調達管理規程」「防火及び防災管理規程」「情報管理規程」「情報セキュリティ規程」の各規程に基づき対応している。

固定資産及び物品（消耗品）についての維持管理は、固定資産等調達管理規程に基づいて管理責任者、調達方法、管理業務などを定めており、固定資産台帳により管理を行なっている。固定資産については、年1回の現品棚卸しを実施し、現物確認も行なっている。

火災防止対策については、安達学園の定める「防火及び防災管理規程」の規定に基づき、各建物の防火管理者を定め、消防計画を定めるとともに定期的に消防用設備の点検、更新を行なっている。

キャンパス内の各校舎の耐震化は、安達学園創立 50 周年事業として順次対応を済ませた。平成 21(2009)年度内に、耐震診断の結果基準値に満たなかった 2 号館、4 号館、5 号館、12 号館のすべての校舎について耐震改修工事を完了している。

図表 2-9-2 「瑞浪キャンパス内の施設概要」

| 建物名 | 延べ床面積 | | 主要施設等 |
|-------|-------------------------|-------------------------|--|
| | 看護学部専用 | 共用 | |
| 1 号館 | 0 m ² | 139.47 m ² | 2 階・会議室(教授会会場) (1 階学園本部部分除外 : 154.49 m ²) |
| 2 号館 | 544.94 m ² | 39.21 m ² | 2 階・第 2 看護学実習室 3 階第 1 看護実習室 |
| 3 号館 | 30.8 m ² | 555.45 m ² | 1 階・食堂 2 階・情報検索室、学生支援部事務局、看護教員更衣室 |
| 4 号館 | 0 m ² | 48.65 m ² | 短期大学部教員研究室棟、非常勤教員控室 |
| 5 号館 | 140.85 m ² | 979.79 m ² | 1 階・学長室、学部長室、第 1 調理実習室 2 階・事務局、基礎科学実験室 3 階・助手室、女子更衣室 |
| 6 号館 | 0 m ² | 392.6 m ² | 学生ホール |
| 7 号館 | 671.74 m ² | 3,048.37 m ² | 1 階・図書メディアセンター閲覧室、コンピュータ演習室 普通教室、第 3 調理実習室 2 階・図書メディアセンター情報検索室 普通教室 4 室(内 2 室看護学部専用)、演習室 3 階・看護学部専用大教室、教養普通、演習室 4 階・教養大教室、演習室 |
| 8 号館 | 0 m ² | 614.32 m ² | 中京短期大学部音楽関係教育棟 2 階・共用大教室 |
| 9 号館 | 0 m ² | 395.2 m ² | 体育実技室 |
| 10 号館 | 0 m ² | 252.3 m ² | 美術工作室 |
| 12 号館 | 721.11 m ² | 0 m ² | 看護学部教員研究室棟 |
| 14 号館 | 0 m ² | 706.48 m ² | 男子学生寮 |
| 計 | 1,989.46 m ² | 7,329.93 m ² | 校舎面積合計 9,319.39 m ² |

看護学部と中京短期大学部の共用キャンパス施設の特徴は次のとおりである。

図表 2-9-3 「共用キャンパス内 主な施設の特徴」

| 施設名 | ㎡数 | 主な特徴 |
|--|---------------------------------|---|
| 看護実習室 第1看護実習室 第2看護実習室 第3看護実習室 | 208.3 ㎡ 162.38 ㎡ 137.44 ㎡ | 本学部の看護実習室は3室あり2号館の2階に成人、老年、在宅、公衆衛生、精神看護学の5領域の実習を行なう第2看護実習室、3階に基礎看護学実習を行なう第1看護実習室を設置している。さらに7号館2階に母性、小児領域の実習を行なう第3看護実習室を設置している。それぞれの実習室には、領域ごとの実習で必要となる実習用機器備品を多数完備し、学生の実習授業をハード面で支援している。 |
| 図書メディアセンター 1階(書庫含む) 2階 | 371.71 ㎡ 205.07 ㎡ | 図書メディアセンターは、1階が閲覧スペース、2階が情報検索室と閲覧スペースとなっており、看護学部の平成27年度末の蔵書状況は次のとおりである。 和書 62,954 冊、洋書 4,581 冊、雑誌タイトル数 116 情報検索室には、情報検索用コンピュータ 50 台を設置しており、これに3号館にある情報検索室のもの 10 台を加えると 60 台となる、短期大学部を含めた収容定員から見ると約 10 人に 1 台の設置台数となる。また、学内には申請により Wi-Fi 通信も利用可能であり、情報機器の活用環境は整っている。 図書メディアセンターの開館は平日のみで 9 時から 18 時としているが、看護学部の実習期間中は、閉館時間を 19 時にするなど、看護学部学生の学修支援に協力している。 |
| 学生ホール (6号館) | 392.6 ㎡ | 平成 25 年度から学生が授業の無い余暇時間を過ごす空間として、学生ホールを設置した。 この学生ホールでは、空き時間の自習や昼時となると昼食をとる学生を多く見かける。ただし、学生数が短期大学部を含めて 600 名を超える現在では時間帯により稼働率が高い。 ホール内に売店を設置し、学生生活に配慮している。 |
| 学生寮 (14号館) (女子学生会館) | 706.48 ㎡ 2,247.85 ㎡ | 遠方から入学する学生のために学生寮を大学敷地内に 1 棟(男子専用)と敷地外に 1 棟(賃貸：女子専用)を設置している。 入居可能者数は男子寮が 50 名(相部屋)、女子寮が 102 名(個室)となっている。 |

以上のように中津川キャンパスと瑞浪キャンパスに関しては、それぞれの学部教育環境にあわせた整備と管理が行なわれている。

本学では、教室などの教育施設設備の現状と制約の中、授業を行なう際の学生数について各学部が一定の配慮を行なっている。

中津川キャンパスにある経営学部では1学年の定員は150人(3年次編入学生数を除く)であるため、多くの授業が少人数クラスで行なわれている。3年生の「専門テーマゼミ」や、4年生の「専門卒業研究」といった専門の演習科目については、履修できる学生の上限を20人までのクラスサイズとして、レポートや論文作成の指導が十分に行なわれるようにしている。また、初年次教育として行われている基礎学力向上プログラムに関する科目(「基礎ゼミ」、「教養ゼミ」、「日本語表現」、「就業力ゼミ」、「基礎英語」)については、学生個々の取り組みについて教員がチェック出来るようにクラス分けを実施し、50人程度までの少人数で授業を行なっている。

ただし、「経営学」、「経済学」、「会計学」といった専門の必修科目については履修

学生が多く、200人を超えるようなケースが生じる。これまで教員個々の判断により学生補助（SA）が配置され、教育効果を保つような努力が行なわれてきたが、教務委員会における協議を経て、履修学生の多い授業では積極的にSAを採用するようになった。同時にSA採用に関する規程も整備することにより、SAを採用する授業の増加を図っている。

瑞浪キャンパスにある看護学部では、学部専用講義室として160人収容の大教室1室、55人程度収容の教室2室を完備している。授業はゼミナール、実習科目は15人以下の少人数のクラスで授業を行ない、教育効果に配慮をしている。

「援助論」の授業ではクラスを2つに分け、別時間帯でそれぞれ同じ項目を複数の担当教員が教授するなどの工夫によって教育内容に見合った学生数の管理を行なっている。

また、ゼミナールなどは演習室を利用し、7～8名の少人数での授業を行なっており、クラスサイズで40人以下の講義の割合は全体で約5割、70人以下の講義の割合は約7割を占めており、講義、演習、実習などの形態ごとに、学生数の適切な管理に努めている。

（3）2-9の改善・向上方策（将来計画）

本学の現状は、施設設備面の老朽化に伴い、教育環境の維持と管理が主体となっている。

教育目的を実現していくために、キャンパス全体のランドデザインを策定し、そのうえで中長期的施設設備の充実化に向けた計画を策定していく必要を強く認識しているため、担当部局を中心として作業を行なう予定である。

なお、障がい者としての差別の解消の推進に関する法律の実施に伴って、特に看護学部に関しては専門職業人養成の観点から、今後の障がい者の受け入れについて、明確な方向性を示すことを検討していく。

全学的な障がい者への施設設備的対応については、バリアフリーのみに関わらず、まず大学としての体制整備が必要な事項であるため、キャンパスデザイン及び中長期的施設設備計画の策定に組み入れて検討していくこととする。

以上については平成29(2017)年度に向けてそれらの骨子を固める予定である。

【基準2の自己評価】

本学は、建学の精神、使命・目的等に基づいて、学部、学科ごとに明確に「アドミッションポリシー」を定めている。学生募集ならびに入学者選抜試験はこれに即して実施しており、入学生の定員充足率も近年安定してきている。

教育課程については、学部学科ごとに教育目的に即したカリキュラムを編成しており、さらに3つのポリシーを明確に定め、その一体的内容の妥当性について検討活動を行なっており、FD活動も継続的に取り組んでいる。

単位認定、進級及び卒業に関しては学則に明確にうたわれ、学部ごとに定める事項は学部規程を中心に定め、厳正に運用している。

また、本学は大学設置基準をふまえた教員数、校舎敷地等を有し、授業の改善、学生の学修支援、キャリア支援及び各種サービス体制を整え、教職協働体制で実践しており、常に学生にとって最善の教育環境を整えるよう努めている。

以上のことから本学は基準2を満たしていると判断する。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、「学校法人安達学園寄附行為」（以下、寄附行為という。）及び「中京学院大学学則」（以下、学則という。）に基づき、私立学校法に則って大学教育事業を経営運営している。

寄附行為第 3 条・学則第 1 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行ない、社会に貢献する人材を育成する事を目的とする。」「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かで幅広く深い教養を修得させるとともに、学部及び学科の専攻に関わる専門の学術を教授研究し、併せて品性のかん養に努め、国際化の新時代に向かって国家及び社会に貢献する有為な人材を育成する。」と定めており、教職員はこれらの使命・目的を実現するべく規程や法律を遵守し適正に運営されている。

また、全教職員に配布している教職員手帳 P. 6 に「いかなる時代にも果敢に挑戦する人材の育成 = 実社会へ“真の実践力”をもった人材の輩出=」することを使命と定めている。

【資料 3-1-1 教職員手帳 P. 6】

【資料 3-1-2 学校法人安達学園 寄附行為】

【資料 3-1-3 中京学院大学 学則】

中京学院大学(以下、本学という。)を設置する学校法人は、寄附行為及び「理事会細則」に基づいた管理運営体制が整備されており、理事会の諮問機関として評議員会及び常任理事会を設置し、方針策定に関する助言などを行なっている。

学校法人の法定監査機関として監事を置き、法人の業務・財産の監査を行なっている。

理事会・評議員会・常任理事会・監事監査については、定期、適時に開催しており、諸規程も整備され、堅実に法人の経営監理を実施している。

経営部門については、理事会を最高意思決定機関として位置づけ、その諮問機関として評議員会、常任理事会を設置している。理事会のもとに管理運営に必要な事務組織として学園本部を置き、その目的を達成するための管理運営体制を構築している。

学園本部は、教育組織や大学事務局と連携して、毎年「事業計画書」を策定し、施策を実施している。

また、教育機関としての社会的使命と目的を実現するため、中期経営計画プロジェクトチームを平成 27(2015)年 6 月に発足させ「学校法人安達学園 中期計画 2015(平成 28 年度～平成 32 年度)」を策定し、安定的な経営と教育研究のさらなる向上に努めている。

この中期計画の重点項目として、教育面においては、①学習成果の保証②教育・研究力の向上③地域連携活動の推進を定め、教育機関としての規律や安定性を含んだ総合的な計画となっている。

また、基幹部門では、①経営効率化による財政基盤の安定化②組織改編によるガバナンス強化③計画的な施設設備の整備④地元地域の基盤強化を定め、経営面の強化を中心に中期目標としている。

平成 28(2016)年度は中期計画に基づき、全学的に活動が開始される。

【資料 3-1-4 学校法人安達学園諸規程集（理事会細則 経管-2）】

【資料 3-1-5 学校法人安達学園諸規程集（常任理事会規程 経管-3）】

【資料 3-1-6 学校法人安達学園諸規程集（組織、管理及び事務分掌規程 組織-1）】

【資料 3-1-7 常任理事会議事録（平成 27 年 6 月 16 日）】

【資料 3-1-8 学校法人安達学園 中期計画 2015(平成 28 年度～平成 32 年度)】

【資料 3-1-9 中期経営計画 PJ 議事録】

本学は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする関係法令、告示を遵守し、適切に運営されている。

また、監事監査はもちろんのこと、内部監査室を設け、監事と連携をとり「監査規程第 4 条」のとおり、業務監査・財産の状況監査を行なっている。

【資料 3-1-10 学校法人安達学園諸規程集（監査規程 経管-17）】

火災・地震・その他の災害の予防、ならびに災害発生時の安全確保及び被害軽減を図ることを目的として、学園諸規程「防火及び防災管理規程」「危機管理規程」の他、大学の諸規程としても「防火及び防災管理規程」を定め、キャンパスごとに防火管理者を置き、防火管理者講習会に参加し、未然防止活動と発生時の危機管理体制の準備をしている。

敷地内の安全管理として、瑞浪キャンパスでは、夜間の警備員巡回、防犯カメラの設置、施錠後のセキュリティーシステムの導入など、不測の事態を防ぐための未然の体制を整えている。

また、心肺停止状態蘇生のための AED（自動体外型除細動器）の設置を行なっており、災害などにも備えて、備蓄品や緊急時に飲料水が確保できる自販機の設置も行なっている。

【資料 3-1-11 中京学院大学 防火及び防災管理規程】

【資料 3-1-12 学校法人安達学園諸規程集（防火及び防災管理規程 総務-6）（危機管理規程 総務-16）】

学内の環境保全や衛生については、「衛生委員会規程」に基づき、衛生管理者や産業医を定め、学内における安全確保と健康の保持増進を図り、快適な職場環境の形成を促進している。また、CO2 排出削減や省エネルギー対策として、空調機の入替、クールビズ運動、省エネ照明器具への入替など、順次取り組んでいる。

人権への配慮については、学園諸規程「人権委員会規程」「ハラスメント防止等に関する規程」を定め、相談員の配置や研修会、リーフレットなどを全教職員及び学生に対して配

布又は掲示し、ハラスメント防止の啓発活動や人権侵害の防止に努めている。

図表 3-1-1 「人権委員会実施状況」

| | |
|----------|---|
| 人権委員会開催日 | H26/7/30・11/10・H27/2/19 H27/10/29 H28/4/19 |
| 実施内容 | パンフレット「ハラスメント防止と根絶に向けて」発行 |
| | ポスター設置 |
| | 相談窓口担当者への研修会 |
| | 大学教職員への研修会 |
| 今後の活動や課題 | 昨今の状況として SNS を利用した言葉の暴力が問題視されている為、SNS 対応の基本方針を策定する。 |
| | 現状としては、実際に相談窓口に来ない場合も想定されるため、未然に防ぐ啓発活動が大切である。 |

安全への配慮については、学園諸規程「防火及び防災管理規程」「危機管理規程」の他、大学の諸規程としても「防火及び防災管理規程」を定め、キャンパスごとに防火管理者を配置し、防火管理者講習会に参加している。

また、経営学部の学生が中心となって 2009 年に「災害時支援隊（機能別消防団）」を発足し、救急救命の講習や水防訓練、市の分団と消防車で市内を循環し火災予防について啓発、広報などを行なっている。

【資料 3-1-13 中京学院大学 衛生委員会規程】

【資料 3-1-14 学校法人安達学園諸規程集（ハラスメント防止等に関する規程 総務-8）】

【資料 3-1-15 中京学院大学 防火及び防災管理規程】

【資料 3-1-16 学校法人安達学園諸規程集（人権委員会規程 人事-19）】

【資料 3-1-17 学校法人安達学園諸規程集（防火及び防災管理規程 総務-6）（危機管理規程 総務-16）】

本学は、大学機関として、社会的責任とともに説明責任を果たしていくうえで、学校教育法施行規則に基づく教育情報の公開及び私立学校法に基づく財務情報公開を行なっている。情報公開は大学ホームページを中心に行なっており、中期計画、学部設置履行状況報告書、機関別認証評価結果及び自己点検評価報告書などについても公開を行なっている。

なお、「財務情報公開規程」を定め、各学校の事務室に備え付けており、ステークホルダー等の閲覧に供する環境を整えている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性は、十分維持されており、適切に対応している。平成 27(2015)年度に策定された「学校法人安達学園 中期計画 2015(平成 28 年度～32 年度)」につい

て、今後全教職員に周知すると共に、執行状況の確認や課題などを再精査していく必要がある。

監事によるチェック機能体制が強化されている一方で、指摘された業務に対する改善提案体制が遅れている為、今後さらに迅速かつ適切な業務改善や提案が出来る様、内部監査室の強化を図る。

環境保全や安全への配慮については、教職員はもちろんのこと、学生たちの防災意識向上に努め、災害時における避難所としても機能するよう防災備品などの整備を図る。

各種情報の公表については、大学ホームページの更なる充実を図り、情報の公開をより積極的に行なう予定である。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

最高意思決定機関として理事会を設けており、理事会は年2回の定例会と臨時会を開催している。また、理事会から委嘱を受けた機関として常任理事会を設置し、原則として毎月1回開催がなされ、急を要する場合には臨時に開催されることがある。

理事会、常任理事会で決議された内容は、執行部会で報告され、各校・各キャンパスに伝達される仕組みになっており、意思決定から各キャンパスへの伝達はスムーズに行なわれている。

【資料 3-2-1 学校法人安達学園 寄附行為】

【資料 3-2-2 学校法人安達学園諸規程集（理事会細則 経管-2・常任理事会規程 経管-3）】

本学園の理事会は寄附行為に基づき、理事9人以内で構成され、理事のうち1人は、理事の互選により理事長とし、理事長を補佐するための副理事長を置いている。また、理事会には監事2人が出席し、意見を述べる体制を整えている。

理事会の定例会は、3月と5月に開催しており、平成27(2015)年度においては、臨時理事会を12月に開催している。3月の定例理事会は主として予算事業計画、5月の定例理事会は決算及び事業報告が審議事項である。なお、理事会・評議員会は理事長が招集を行ない、議長を務めている。

理事長は、予算案と事業計画については、あらかじめ評議員会の意見を求め、その後同日に理事会を開催し、予算について決議を得ている。事業報告と決算案については、毎会計年度終了後2ヶ月以内に監事の監査を受け、理事会を開催のうえ決算審議を行ない、また、同日に評議員会に報告し、その意見を求めて評価を得ている。

理事については、学内関係者である常勤理事4名、学外関係者4名の計8名で構成しており、各理事は財務担当、教学担当、人事・労務担当、入試広報担当などの担当別に職責

を明確にしている。

理事は学園関係者だけに偏ることなく、元市長、弁護士、県議会議員、民間企業経営者などの学外の識者によって構成されており、その選任は法令（学校教育法、私立学校法）と寄附行為に則り、適切に選任されている。

また、理事長は寄附行為第 43 条に基づいて策定された「理事会細則」第 13 条に則り、理事会より決定を委任された審議事項及び諮問事項について常任理事会を開催し、その議長を務めている。常任理事会の設置は「常任理事会規程」に則って原則として毎月 1 回の開催がなされ、急を要する場合には臨時に開催することがある。

常任理事会は、学内の専任教職員理事を構成員とし、理事長及び学内常勤理事の協議機関として、幅広い事項について活発に議論が行なわれている。

【資料 3-2-3 学校法人安達学園 寄附行為】

【資料 3-2-4 学校法人安達学園 理事・監事 一覧】

【資料 3-2-5 学校法人安達学園諸規程集（理事会細則 経管-2・常任理事会規程 経管-3）】

理事会・評議員会は、私立学校法第 3 節（第 35 条～48 条）に則り、寄附行為に定められている。

理事の定数は 9 人以内であり、理事の互選により選任された理事長がいる。また、理事の選任区分は寄附行為第 11 条に定めており、学園長、大学学長、短期大学部学長のうち理事会が選任した者 1 人又は 2 人（1 号理事）、評議員のうち理事会において選任した者 2 人（2 号理事）、学識経験者のうち理事会において選任した者 1 人又は 2 人（3 号理事）この法人及び法人の設置する各学校の職員で理事会において選任した者 2 人（4 号理事）評議員会の意見を聞いて理事の過半数をもって選任した者（5 号理事）となっている。

理事長は、本法人を代表し、その業務を総理することになっている。なお、学校法人安達学園寄附行為第 3 章第 5 条第 3 項に基づき理事長は理事の内から副理事長 1 人を指名している。

また、本学園理事には、財務担当、教学担当、人事・労務担当、入試広報担当などの担当別に職責を明確にしている。

【資料 3-2-6 学校法人安達学園 寄附行為】

【資料 3-2-7 学校法人安達学園 理事・監事一覧】

図表 3-2-1 「理事会開催日」

| 理事会開催日 | 出席状況 |
|-------------------|--|
| 平成 27 年 5 月 21 日 | 現員数 8 名（出席 6 名 欠席 1 名 委任状出席 1 名） 監事 2 名出席 |
| 平成 27 年 12 月 18 日 | 現員数 8 名（出席 8 名）監事 2 名出席 |
| 平成 28 年 3 月 22 日 | 現員数 8 名（出席 8 名）監事 2 名出席 |
| 平成 28 年 4 月 27 日 | 現員数 8 名（出席 7 名 委任状出席 1 名）監事 1 名出席 |
| 平成 28 年 5 月 24 日 | 現員数 8 名（出席 7 名 委任状出席 1 名）監事 2 名出席 |

理事会の案内は、約 2 週間前に郵送し、出欠票を提出してもらっている。また、欠席をする場合においては、各議案事項について賛否を問う意思表示書により確認をしたうえで、委任状出席としている。

【資料 3-2-8 出欠票・意思表示書】

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会、常任理事会などの体制は整っており、十分機能しているが、私立学校を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、社会のニーズをより一層経営面に反映し、時代の変化に適切に対応していく必要がある。これまでの審議事項に加え、学生募集方針・法令遵守・中央教育審議会答申内容など、本学及び高等教育機関を取り巻く現況に関して情報提供、及び共有化を図り、活発な議論をする場として実効性のある意思決定を行なっていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度の学校教育法改正に伴い、本学においても学則及び関係規程の改正を行なった。このことにより、教授会の役割がより明確になったことに加えて、学長の責任体制についても規程の明文化を図った。具体的には今回の法改正で、学則、学部規程、教授会内規の一部改正を行ない、教授会は教育研究上の重要事項に対して審議し意見を述べるものとし、この意見を斟酌し学長が最終的に決定する体制を構築した。

また、教授会が審議すべき事項も学部規程内及び教授会内規に明確に定め、より大学の意思決定の権限と責任を明確にした。しかし、本学の場合、従前から体制整備を構築してきており、法改正に伴い規程改正によって厳格に明文化したことになる。

本学は、2 学部 2 キャンパス制となっているうえ、看護学部の学部組織体制の完成を優先してきたこともあり、大学としての全学的協議に関して認識が希薄であった。

この課題について、平成 27(2015)年度の新学長体制下において、両キャンパス及び学部運営のアンバランスな点に対して学長より全教職員に対して諮問がなされた。これを機に大学運営委員会を中心に協議し、大学として俯瞰的認識のもとに教育活動を実施する風土が醸成されつつある。

平成 27(2015)年度においては「大学運営委員会規程」、「自己点検評価委員会規程」の設置が行なわれ、全学的に取り組む事項が明確化された。

本年度及び次年度に向けて統一された事項は、定期試験受験資格に関する事項、学生の成績評価に関する事項、自己点検評価体制の全学化、休学中の学費に関する事項などである。

このように、学長によるリーダーシップのもとに、大学として統一すべき事項は標準化すべく、体制の整備が行なわれてきた。

本学が設置する学部は、経営学部と看護学部であり、各学部の人材養成の目的及び教育課程などの内容が大きく異なる。よって、現在全学教授会は設置していない。

ただし、全学的案件として意思決定すべき事項は、大学運営委員会において協議され、事項によっては学長から各学部へ諮問される。大学運営委員会において決定した事項は、各学部教授会において報告されることとなる。大学運営委員会の構成員は、学長、学部長、図書メディアセンター長、事務局長となっている。

平成 27(2015)年度は、大学運営委員会において、学長より各学部長に対して「ディプロマポリシー」「カリキュラムポリシー」「アドミッションポリシー」の3つの方針の見直しが諮問された。これは大学の使命と目的を再度認識し、この目的に沿ったポリシーを今一度点検表明することを狙いとしている。このように、学長のリーダーシップは大学の使命、目的に沿ったものとしての確な見識によって発揮がなされている。

【資料 3-3-1 中京学院大学 学則】

【資料 3-3-2 中京学院大学 経営学部規程・中京学院大学 看護学部規程】

【資料 3-3-3 中京学院大学 自己点検評価委員会規程】

【資料 3-3-4 中京学院大学 大学運営委員会規程】

【資料 3-3-5 大学運営委員会議事録】

学長は、中京短期大学部の学長を兼ねており、全ての学部学科を統括する立場にある。

平成 27(2015)年度は、中京短期大学部に短期大学部長を置き、学長は短期大学部を含めた3学部の学部長にそれぞれの学部運営を概ね委ねている。そのうえで大学運営委員会を統括し、各学部教授会に出席し、学部の教育活動の把握と意思決定を行なっている。

本学には、副学長を配置していないが、学部長が実質的な学部運営を支える仕組みがあり、学長の補佐として有効に機能している。

【資料 3-3-6 大学運営組織図】

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

本学では、全学的協議機関としての適切かつ有効な機能と体制をさらに構築していく必要性を認識している。

よって、中期計画にもアクションプランとして組み入れているが、平成 28(2016)年度から大学全学委員会組織の設立に向けた検討を行なうこととしている。

さらに大学運営委員会の機能を全学的審議決定組織として再構築することを検討していく予定である。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

管理部門と教学部門との連携については、常任理事会及び執行部会がその役割を果たしており、原則として常任理事会は毎月、執行部会は隔月に開催している。

常任理事会の現在の構成員は、理事長・大学学長・本部長兼大学事務局長・高等学校長の4名で構成されており、法人全体に関係する管理運営に関することから各校の教育に関する内容まで審議しているため、意思疎通は図られている。

また、執行部会の現在の構成員は、理事長・副理事長・学園本部長・学園総務部長・学園人事部長・学園情報システム部長・大学学長・大学学部長・短期大学部学長・短期大学部学部長・大学事務局長・高校校長・高校副校長・高校事務長・幼稚園園長・幼稚園事務長の13名（兼務者有）で構成されており、常任理事会で決議された内容報告や、常任理事会への審議依頼案件の検討など、学園全体の連携が円滑に行なわれている。

【資料 3-4-1 学校法人安達学園諸規程集（執行部会規程 組織-2）】

本法人におけるガバナンス機能の主体は、監事の監査業務及び内部監査室の内部監査業務である。監事及び内部監査室は、概ね毎月監査を実施している。

監査内容は多岐にわたり、学園の財産状況の監査・理事の業務執行状況・各校業務監査を行ない、適正に行なわれているかを検証している。

また、検証結果を監査報告書として、理事長及び内部監査室へ周知を図り、業務改善、ガバナンス強化資料として活用している。

【資料 3-4-2 内部監査室・監事合同監査一覧表】

【資料 3-4-3 学校法人安達学園諸規程集（監査規程 経管-17）】

監事の選考については、寄附行為第3章第12条に基づいて、本法人の理事、評議員及び教職員以外の者で、理事会で選出した候補者のうちから評議員会の承認を得て理事長が選任している。

また、監査内容については、学園諸規程集「監査規程〔経管-17〕」に基づいて、業務監査及び財産の状況監査を適切に行なっている。

【資料 3-4-4 学校法人安達学園 寄附行為】

【資料 3-4-5 学校法人安達学園諸規程集（監査規程 経管-17）】

監事は概ね毎月監査を行っており、学園の財産状況の監査・理事の業務執行状況・各校業務監査を行ない、適正に行なわれているかを検証している。

また、検証結果を監査報告書として、理事長及び内部監査室へ周知を図り、業務改善、ガバナンス強化のための資料として活用している。

なお、毎年5月に開催する理事会において、監事監査報告を行なっている。

図表 3-4-1 「監事定期監査実施状況」

| 監査日 | 監査項目（実績及び予定） |
|-------------------|--------------------------|
| 平成 27 年 4 月 16 日 | 施設管理規程の整備状況とその運用状況 |
| 平成 27 年 5 月 13 日 | 会計監査人（公認会計士）との合同監査 |
| 平成 27 年 6 月 3 日 | 株式会社 JUHO の状況 |
| 平成 27 年 8 月 21 日 | 入学条件の決定と学納金の納入管理 |
| 平成 27 年 9 月 2 日 | 科研費の管理状況 |
| 平成 27 年 10 月 21 日 | 文科省監事研修会 |
| 平成 27 年 11 月 6 日 | マイナンバーについて |
| 平成 28 年 2 月 4 日 | 予算の立案状況の検討（中長期的予算と次年度予算） |
| 平成 28 年 3 月 22 日 | 次年度監査計画の検討 |
| 平成 28 年 5 月 13 日 | 会計監査人（公認会計士）との合同監査 |

図表 3-4-2 「監事理事会出席状況」

| 理事会開催日 | 監事出席状況 |
|-------------------|------------|
| 平成 27 年 5 月 21 日 | 2 名中 2 名出席 |
| 平成 27 年 12 月 18 日 | 2 名中 2 名出席 |
| 平成 28 年 3 月 22 日 | 2 名中 2 名出席 |
| 平成 28 年 4 月 27 日 | 2 名中 1 名出席 |
| 平成 28 年 5 月 24 日 | 2 名中 2 名出席 |

【資料 3-4-6 内部監査室・監事合同監査一覧表】

【資料 3-4-7 監査事績報告】

【資料 3-4-8 理事会議事録（5 月）監事監査報告について】

評議員会については、寄附行為第 4 章第 20 条に定める諮問事項について評議員会の意見を聞くため、毎年 3 月、5 月に定例的に招集しているほか、必要がある場合に、その都度理事長が招集している。

また、私立学校法第 42 条及び第 46 条に基づき、3 月に行なわれる評議員会では、理事会開催前に翌年度の事業計画及び予算案などに関する意見を求めている。5 月に行なわれる評議員会では、理事会開催後に前年度の事業報告書、決算の報告及び監事からの監査報告に基づき意見を求めている。

【資料 3-4-9 学校法人安達学園 評議員一覧】

【資料 3-4-10 学校法人安達学園 寄附行為】

評議員会の選考については、学校法人安達学園寄附行為第 4 章第 21 条に基づいて下記のとおり適切に選考されている。

図表 3-4-3 「評議員選任条項」(平成 28 年 5 月末現在)

| | |
|---|--------|
| 評議員選任要件 | 人数 |
| (1)この法人及び法人の設置する各学校の職員(教員、その他の職員)のうちから選任されたもの 1 人以上、5 人以内 | 4 人 |
| (2)この法人の設置する学校を卒業した者で、年令 25 歳以上の者のうちから選任されるもの 2 人 | 2 人 |
| (3)理事のうちから選任された者 2 人から 3 人 | 2 人 |
| (4)この法人の前身たる学校法人梅村学園及びこの法人に関係ある功労者のうちから選任されるもの 4 人以上 | 6 人 |
| (5)この法人の設置する学校に在籍する学生、生徒、園児の保護者のうちから選任されるもの 2 人 | 2 人 |
| (6)学識経験者 3 人 | 3 人 |
| 評議員会は、23 人以内の評議員をもって組織する。(寄附行為第 19 条) | 19 人 |
| 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織する。(私立学校法第 41 条第 2 項) | 理事 8 人 |

図表 3-4-4 「評議員会開催状況」

| 評議員会開催日 | 出席状況 |
|------------------|---|
| 平成 27 年 5 月 21 日 | 現員数 21 名 (出席 15 名 欠席 1 名 委任状出席 5 名) 監事 2 名出席 |
| 平成 28 年 3 月 22 日 | 現員数 20 名 (出席 18 名 欠席 0 名 委任状出席 2 名) 監事 2 名出席 |
| 平成 28 年 4 月 27 日 | 現員数 19 名 (出席 14 名 欠席 0 名 委任状出席 5 名) 監事 1 名出席 |
| 平成 28 年 5 月 24 日 | 現員数 19 名 (出席 14 名 欠席 2 名 委任状出席 3 名) 監事 2 名出席 |

評議員会の案内は、約 2 週間前に郵送し、出欠票を提出してもらっている。また、欠席をする場合においては、各議案事項について賛否を問う意思表示書を確認したうえで、委任状出席としている。

【資料 3-4-11 出欠票・意思表示書】

理事長は法人を代表し、その業務を総理することが、学校法人安達学園寄附行為に規定されており、学園全般に関する重要事項を決定する機関として理事長統轄のもとに理事会、常任理事会、執行部会が行なわれ、全ての会の議長としてリーダーシップを発揮している。

【資料 3-4-12 学校法人安達学園 寄附行為】

教学面では各種委員会、教授会などで審議されたことが、執行部会、常任理事会を経て、理事会へ上申される。なお、事務局においても同様、部長会などで審議されたことが執行部会、常任理事会を経て、理事会へ上申されており、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営が図られている。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

理事会、常任理事会、執行部会それぞれの連携体制は整っており、有効かつ適切に機能している。今後は、執行部会と大学の各管理運営部門の連携強化を図っていくために、大学部長会などを活用し、学内の部門意見を吸い上げるボトムアップ体制を定着させていく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

寄附行為第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行ない、社会に貢献する人材を育成することを目的とする。」と規定されており、また、「学園諸規程集（組織、管理及び事務分掌規程 組織-1）」の第 1 条に、この寄附行為第 3 条に規定する目的を達成するために各組織及び人事を定め、その管理運営の適正を期することを目的と定めている。

大学の事務組織については、上記規程に基づき、事務局長のもとに総務部、学生支援室中津川学生支援部、瑞浪学生支援部）、入試広報部を置き、大学の事務運営を行なっている。

職員の組織図や人員配置については、「図表 3-5-1」の表のとおりである。また、組織の事務分掌についても「図表 3-5-2」のとおりである。

【資料 3-5-1 学校法人安達学園 寄附行為】

【資料 3-5-2 学校法人安達学園諸規程集（組織、管理及び事務分掌規程 組織-1）】

図表 3-5-1 「事務局組織図」（短期大学部所属職員を含める）



中京学院大学

| | | |
|--|-----------------------------|--|
| | | 留学生支援課長 1 名 課員 5 名(内 1 名非常勤) |
| | 瑞浪学生支援部 (10 名) | 部長 1 名 部長補佐 1 名 課員 8 名(内 3 名教員兼務、内 1 名非常勤) |
| | 入試広報部 (10 名) | 部長 1 名 部長補佐 1 名 課員 8 名(内 1 名教員兼務) |
| | 図書メディアセンター 事務室 (10 名) | 室長 1 名 事務 8 名(内 1 名教員兼務、3 名非常勤 2 名他部門兼務) |

図表 3-5-2 「事務分掌」

| 部門 | 内 容 |
|-------|---------------------------------|
| 総務部 | 1. 大学の主催する諸式典及び諸行事に関すること |
| | 2. 諸規程集及び学則に関すること |
| | 3. 補助金、助成金に関すること |
| | 4. 申請、届出に関すること |
| | 5. 科学研究費と研究支援に関すること |
| | 6. 文書の收受、配布、発送に関すること |
| | 7. 各部の分掌に属さない業務に関すること |
| | 8. 学校施設、設備の保全管理に関すること |
| | 9. 施設設備台帳の記帳整備に関すること |
| | 10. スクールバスの管理、運行に関すること |
| | 11. その他、総務、施設（点検と評価等を含む）に関すること |
| | 12. 学生納付金収入及び手数料収入の収納に関すること |
| | 13. 金銭収納に関すること |
| | 14. 経理に関する書類の処理及び保存に関すること |
| | 15. その他、経理（点検と評価等を含む）に関すること |
| 入試広報部 | 1. 学生募集に関すること |
| | 2. 入試に関すること |
| | 3. 入学案内及び募集要項の企画作成に関すること |
| | 4. 地域との学術・文化・スポーツの交流等企画推進に関すること |
| | 5. 地域との推進事業の企画推進に関すること |
| | 6. 公開講座の企画・運営に関すること |

| | |
|------------|--|
| | 7. その他、広報、地域交流（点検と評価等を含む）に関すること |
| 学生支援部 | 1. 学生ハンドブック、時間割の作成及び授業実施に関すること |
| | 2. 定期試験に関すること及び成績に関すること |
| | 3. 入学、退学、休学、転学、編入学、進学、卒業等学生の指導及び学籍管理に関すること |
| | 4. 高大連携に関すること |
| | 5. 卒業証明書、在学証明書等発行事務に関すること |
| | 6. 求人申込の受け付け及び学生に対する求人紹介 |
| | 7. 学生の就職について求人先の開拓及び調査に関すること |
| | 8. 学生の就職指導及び推薦に関すること |
| | 9. 学生の補導に関すること |
| | 10. 学生の団体、集会、掲示に関すること |
| | 11. 学生の実習に関すること（※瑞浪学生支援部のみ） |
| | 12. 同窓会支援に関すること |
| | 13. その他、教務、進路、学生（点検と評価等を含む）に関すること |
| （留学生支援課） | 1. 外国人留学生の本学への留学等に関すること |
| | 2. 外国人留学生の補導等に関すること |
| | 3. 本学学生の外国への留学等に関すること |
| | 4. その他、国際交流に関すること |
| | 5. その他、国際（点検と評価等を含む）に関すること |
| 図書メディアセンター | 1. 購入図書及び刊行物等の審査選択に関すること |
| | 2. 図書の分類、目録及び保存、整頓に関すること |
| | 3. 図書の閲覧、貸出に関すること |
| | 4. その他、図書館及び生涯学習に関すること |
| | 5. その他、図書館（点検と評価等を含む）に関すること |
| | 6. 教育研究に関わる情報機器備品の管理に関すること |
| | 7. IT教育センター（メディアオアシス等）の管理・運営に関すること（※中津川のみ） |
| | 8. IT資格検定試験に関すること（※中津川のみ） |

職員の人員配置については事務局長（本部長兼務）と各部門の管理職において、人事配置に関する協議を必要に応じて行ない、学園本部長が原案を作成のうえ、学園常任理事会に諮り決定するなど、適正配置に努めている。平成 27(2015)年度の人員配置は、「図表 3-5-1 事務局組織図」のとおりである。

各部門の管理職は、当該部門での業務実績の高い者、ある程度当該業務に精通した者を登用し、若手職員の育成を担っている。また、年間を通じて、私立大学協会が主催する教務担当者研修会、経理担当者研修会などに参加し、専門的な知識を得ながら業務に生かすよう努めている。職員の新規採用については、採用条件に関して事務局長が各部門長の意見を聴いて、一般公募により行なっている。

各部門の職務内容は、「組織、管理及び事務分掌規程」に定めて周知している。

一等級から二等級(一般職員)への昇格人事については、所属部門長からの推薦に基づき、昇格試験を受験し、その結果により昇格を図っている。管理職昇格については、特段の定めはないが、部門長の推薦(書面ないし口頭)に基づき、事務局長と部門長が協議を行ない、昇格人事案を常任理事会に提出することとしている。

事務業務の執行体制は、毎年度末に次年度予算と一体となる事業計画を各部門長が作成する。この事業計画の執行を部門長が予算管理と併せて実施する仕組みをとっている。

ただし、経費支出に関する決裁権限は、10万円未満までは部長決裁、10万円以上は事務局長決裁としている。なお、50万円を超える経費支出は、全て理事長決裁を得ることとしている。

業務に関しては、予め事業計画として、予算とともに学園理事会の承認を得ているため、その執行は各部門長に実質委ねられる。

大学の事務組織は比較的小規模であり、情報共有や全学的業務の連携に関しては、毎週月曜日に実施する朝の事務連絡会で周知や依頼を行なうことで、滞りなく運営されている。

各部門の業務執行状況を管理監督する立場として、事務局長を置き、中津川キャンパス及び瑞浪キャンパスの事務運営を統括している。なお、大学全体事務業務として解決すべき課題などが発生した場合は、その都度事務局長が部長を招集し、協議を行なうこととしている。平成27(2015)年度においては、学期ごとに各1回実施した。

大学の管理運営に関する事務組織の参画は、大学運営委員会に事務局長が構成員として出席し、各種制度の変更や制定などに関与し、これに関わる業務を事務組織各部門に適宜業務指示を行なうこととしている。

【資料 3-5-3 中京学院大学 大学運営委員会規程】

【資料 3-5-4 大学運営委員会議事録】

【資料 3-5-5 決裁権限表】

【資料 3-5-6 部長会記録】

職員の資質及び能力の向上の機会として、学園本部人事部が企画する職員研修が年1回行われる。平成27(2015)年度においては、ハラスメント(セクハラ・パワハラ・アカハラ)についての理解を深め意識を高めることやハラスメントの共通認識を持つことでハラスメントを予防することを目的に、平成27(2015)年8月21日に外部講師を招聘して「キャンパスハラスメント防止研修」を実施した。

初任者の研修としては、安達学園の創立の成り立ち、建学の精神、ミッション、ビジョンなどを理解するとともに、職能研修としてコンプライアンス、大学事務職員の実務、学校関係法令知識の習得を目的として実施しており、私立大学協会をはじめとする外部団体の行なう研修への参加を推奨しており、諸経費は人事部及び各部門予算に組み込まれている。

事務職員には、平成20(2008)年度の給与改定と同時に職能資格制度を導入しており、職務に係る求められる能力基準が明文化され、職員の能力水準評価及び配置に活かされている。

毎年、職員に対しては職能研修を実施しており、平成 27(2015)年度は平成 27(2015)年 9 月 18 日に「学校教職員の基礎知識～学校法人と教育関連法規～」として、現在の私立学校を取巻く状況、私立学校の歴史的背景、学校法人と教育関連法令、学校法人会計の基礎、学校と個人情報保護法の研修を実施した。管理職登用に向けて、特定非営利活動法人、大学職員サポートセンターが実施する「大学職員のための大学職員力判定試験～上級コース～」へ今後の法人での活用の参考にするために人事部長が参加し、研修内容、試験内容及び方法を研修した。また、平成 27(2015)年 8 月 21 日には学長を講師として、中京学院大学全学 FD・SD 研修会を「平成 26 年度自己点検評価を振り返って」の内容で実施するなど、今後の大学及び法人の管理運営において職員力の資質向上が必要不可欠であるとの考えから、大学及び法人の両面から研修を企画運営している。

このような学内外における OFF JT (Off the Job Training)研修だけでなく、職員が自ら進んで職務遂行上有益と思われる研修への参加、通信講座による資格取得を目指す際の時間及び経費支援制度が確立しており、資質及び能力向上の機会と環境は整備されている。

【資料 3-5-7 平成 27 年度事務職員研修資料】

【資料 3-5-8 平成 27 年度職能資格研修資料】

【資料 3-5-9 平成 27 年度職能資格試験資料】

【資料 3-5-10 中京学院大学 全学 FD・SD 研修会資料】

【資料 3-5-11 学校法人安達学園職能資格制度資料】

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

大学経営をめぐる課題が高度化・複雑化する中、事務職員の果たすべき役割は大変重要であり、より高いレベルの問題発見及び解決能力、企画立案及び業務遂行能力、調整能力が求められる。こうしたなかで、カリキュラムコーディネーターや大学アドミニストレーターといった専門能力を有する職員の育成及び採用が求められる。

「学校法人安達学園 中期計画 2015(平成 28 年度～平成 32 年度)」でも掲げたように、事務職員の大学院進学支援制度を構築し、専門性を高めていくことが重要課題であると認識している。また、職能資格制度の見直しは喫緊の課題であり、管理職登用制度に向けた研修制度、登用制度を構築していくことが求められる。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度に平成 28(2016)年度～32 年度(2030)までの中期計画を立案すべく、中期計画プロジェクトを発足させ、検討を進めており、この中期計画のもと平成 28(2016)

年度予算が立案されている。

中期経営計画の概略は以下のとおりである。

〔学校法人安達学園 中期計画 2015(平成 28 年度～32 年度)〕

(ミッション・ビジョン)

小さな巨塔の実現⇒コンパクト化+強みの強化

『建学の精神を基底とした、実社会へ真の実践力をもった人材を育てる』

『地域社会に立脚し、地域にとってなくてはならない学園とする』

(骨子)

教育研究活動のキャッシュフローの黒字化を目指し、経営部門と教学部門の重点目標を定め計画を策定する。

(教学部門)

- ①学習成果の保証：実社会へ真の実践力をもった人材の輩出
- ②教育研究力の向上：熱い情熱と高いスキルをもった教職員スタッフ
- ③地域連携の強化：地域社会に不可欠な学園を目指す

(経営部門)

- ①経営効率化による財政基盤の安定化：ブランド力強化と市場拡大
- ②組織編成によるガバナンス強化：職員の資質向上とガバナンス
- ③施設設備の計画的整備：将来構想を踏まえた施設整備
- ④地域連携の強化：地域連携活動の再構築

現在、外部コンサルタントへ依頼し、多角的な財務分析をし、経営効率化による財政基盤の安定化を検討している。具体的には、大学の構造改革、中学校設置計画、高校通信制拡大、地域行政動向調査など幅広く学園全体の収支状況を多角的に確認し、不採算分野の抜本的見直しや、奨学金の抑制・退学者数の減少・補助金の増加など細かな分野の見直しをはかり、収支の健全化を進めているところである。

【資料 3-6-1 中期経営計画 PJ 会議議事録 (抜粋)】

【資料 3-6-2 学校法人安達学園 中期計画 2015 平成 28 年度～32 年度】

平成 26(2014)年度の本法人の帰属収支差額は 1 億 15 百万円の収入超過であり、大学部門の帰属収支差額は 1 百万の収入超過であった。これは、平成 25(2013)年度に看護学部が完成年度を迎え、また、過年度から行なわれていた耐震改修工事も概ね終了したことや、経費削減、募集力強化により、安定した財務基盤の確立と収支のバランスの確保が出来るようになってきている。法人及び大学の財務状況や学生数を見ても若干の変動があるものの、全体的に回復軌道に移行してきている。

【資料 3-6-3 計算書類】

【資料 3-6-4 学校法人安達学園 学園各校 学生、生徒、園児在籍者数一覧表】

図表 3-6-1 「過去4年の財務状況（学校法人全体）」（単位：百万）

| | H23 | H24 | H25 | H26 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 帰属収入 | 3,053 | 3,120 | 3,282 | 3,549 |
| 基本金組入 | 0 | -27 | -51 | -81 |
| 消費収入 | 3,053 | 3,093 | 3,230 | 3,467 |
| 消費支出 | 3,256 | 3,357 | 3,298 | 3,433 |
| 帰属収支差額 | -203 | -236 | -16 | 115 |

図表 3-6-2 「過去4年の財務状況（大学部門）」（単位：百万）

| | H23 | H24 | H25 | H26 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 帰属収入 | 1,213 | 1,390 | 1,476 | 1,409 |
| 基本金組入 | 0 | -142 | -29 | -49 |
| 消費収入 | 1,213 | 1,247 | 1,446 | 1,359 |
| 消費支出 | 1,336 | 1,489 | 1,417 | 1,407 |
| 帰属収支差額 | -122 | -99 | 58 | 1 |

図表 3-6-3 「在学者数5年の推移（大学部門）」（単位：人）

| | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 経営学部 | 1年次 | 105 | 154 | 151 | 149 | 191 |
| | 2年次 | 156 | 104 | 141 | 127 | 135 |
| | 3年次 | 142 | 175 | 111 | 140 | 117 |
| | 4年次 | 108 | 165 | 199 | 136 | 155 |
| | 合計 | 511 | 598 | 602 | 552 | 598 |
| 別科日本語 | | 26 | 11 | 0 | 0 | 0 |
| 看護学部 | 1年次 | 95 | 96 | 82 | 86 | 82 |
| | 2年次 | 79 | 105 | 110 | 98 | 88 |
| | 3年次 | | 66 | 87 | 84 | 87 |
| | 4年次 | | | 64 | 91 | 87 |
| | 合計 | 174 | 267 | 343 | 359 | 344 |
| 総計 | | 711 | 876 | 945 | 911 | 942 |

「図表 3-6-2」からわかるとおり、平成 25(2013)年度に看護学部が完成年度を迎えたことで、平成 25(2013)年度・26(2014)年度と2年連続で帰属収支差額をプラスに転換することができた。看護学部においては、定員 320 名に対して定員超過で推移しており、経営学部は学生数が増加しつつあるが、定員 640 名の収容定員に満たない状況が続いている。

現在、経営学部については留学生の在籍比率が非常に高く、学費未納による除籍・退学者が増加している状況であり、改善課題として認識をしている。さらに経営学部と看護学部は別キャンパスで運営されており、人件費や経費についてもコストがかさむ体質になっているのも事実であり、収容定員数やキャンパス一元化の検討も必要であると考えている。

なお、大学を含めた学校法人全体としては、実質的な借入金は皆無の良好な財務環境であり、安定した財務基盤の確立と収支のバランスが確保出来る状態になってきている。

また、「日本私立学校振興・共済事業団 定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」においては、「教育研究活動のキャッシュフローが平成 25(2013)年度・平成 26(2014)年度・平成 27(2015)年度と 3 年連続で黒字であり、外部負債を 10 年以内に返済できる。修正前受金保有率は 800%を超えている。帰属収支差額については、平成 25(2013)年度赤字・平成 26(2014)年度黒字・平成 27(2015)年度黒字である。」ことにより、「A3」の判定結果となっており、正常な状態に移行してきている。

本学の事業計画及び予算計画については、本学園の評議員会に諮問され、理事会の審議を経て決定される。また、予算執行中、不測の事態により予算外の新たな義務の負担などが発生した場合、執行部会・常任理事会において、協議検討したうえで、評議員会に諮問され、理事会の審議を経て決定する。

【資料 3-6-5 学校法人安達学園 寄附行為】

現在、外部資金獲得（補助金）に向けて研修会を開催しており、徐々にではあるが特別補助金の収入金額を増やしている。

科学研究費補助金（以下、科研費という。）については、看護学部を中心に申請、採択されている。科研費などの外部資金獲得に向けた組織的な取り組みについては、平成 26(2014)年度まで行なっていなかった。しかし、平成 27(2015)年度には、看護学部研究推進委員会主催で、「外部資金を取得するために～申請書類作成のコツ～」と題して、内部研修会を学部の教員で科学研究費採択経験のある教員を講師として実施した。

また、同委員会が主体となって、教員が閲覧できるよう、科研費関連の書籍を購入し、閲覧用として図書メディアセンターに設置した。

図表 3-6-4 「財務比率」

| 比 率 | 全国平均 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 |
|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人件費 比 率 | 50.9% | 62.4% | 57.8% | 55.5% | 50.6% | 52.5% |
| 人件費 依存率 | 73.3% | 100.8% | 84.7% | 80.4% | 79.0% | 74.6% |
| 消費収支比率 (基本金組入後収支比率) | 107.5% | 106.7% | 108.5% | 102.1% | 99.0% | 97.3% |
| 帰属収支差額 比 率 (事業活動収支差額比率) | 7.2% | -6.7% | -7.6% | -0.5% | 3.3% | 2.1% |

※低い値が良い：人件費比率・人件費依存率・消費収支比率（基本金組入後収支比率）
高い値が良い：帰属収支差額比率（事業活動収支差額比率）

人件費比率については、「図表 3-6-4」にあるとおり、平成 23(2011)年度には 62.4%と全国平均より上回っていたが、年々全国平均に近づき平成 27(2015)年度には、全国平均までになった。この要因としては、分母となる帰属収入（経常収入）の増加、特に学生生徒等納付金が増加したことによるものである。

人件費依存率についても、平成 23(2011)年度には、100%を超える比率になっていたが、平成 27(2015)年度には、74.6%と全国平均に近づいてきている。この要因についても、分母となる学生生徒等納付金が増加したことによるものである。

消費収支比率については、平成 23(2011)年度から平成 25(2013)年度まで全国平均に近い数字で 100%を超えていたが平成 26(2014)・平成 27(2015)年度には 100%を切ることが出来、収入超過となった。

年々、学生生徒等納付金額などが上昇傾向にあり、経営改善がされているが、平成 26(2014)・平成 27(2015)年度の超過については、資産売却収入によるところが大きいと考えている。

帰属収支差額比率（事業活動収支差額比率）についても、例年マイナスとなっていたが、平成 26(2014)・平成 27(2015)年度にプラスへ転じることとなった。これについても一時的な資産売却収入によるところが大きいですが、これらの関係比率を見ても、全体的に改善方向へ進んでいる。

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

財政基盤については、学生募集力の強化により、経営学部では外国人留学生の数が増加したため改善傾向にみられる。しかし、留学生の増加に伴い、学費未納による除籍者及び退学者の増加がみられ、また、奨学費の増加などのマイナス面も課題となっている。

これらの課題を解決するためには、本学が 2 学部 2 キャンパスで運営しているため、運営コストがかさむ体質の改善や、適正な入学定員数及び収容定員数を検討する必要があると考えている。

外部資金の獲得（特別補助・科学研究費）については、教職員が協力し、外部資金獲得のための研修・会議を行ない進めていくことを予定している。

なお、看護学部においては、看護学部研究推進委員会において、今後継続的に取り組むこととし、また、研修の受講対象を学部のみにとどまらず短期大学部教員も含め、全学的な取り組みとしていく。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の会計処理は、「学校法人安達学園経理規程・経理規程施行細則」、「経理処理基準綴」及び学校法人会計基準に基づき、適正に処理されている。

会計処理の流れは、大学経理担当者が、願書類を確認し、伝票起票及び支払準備をした後、学園本部において確認・支払い処理を行っており、自動的に二重チェックできる仕組みになっている。

また、会計処理上、発生した疑義や問題点については、公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に相談、指導、助言を受けて適正かつ延滞なく処理をしている。

【資料 3-7-1 学校法人安達学園諸規程集(経理規程 業務-1)】

【資料 3-7-2 学校法人安達学園諸規程集(経理規程施行細則 業務-1)】

【資料 3-7-3 経理処理基準綴】

補正予算については、「経理規程」第8章に定められており、第72条（予算の流用）では、ある科目の予算額を超過して支出する際は、予算責任者が理事長の承認を得ることで他の科目の予算額をもって、その超過額を補填することを可能としている。

また、第73条（予算の補正）では、やむを得ない事由により予算執行において重大な支障が生ずる際は、理事会の議を経て予算の補正を行なうことを可能としている。

現在本学では、部署毎に予算作成及び予算管理を行っており、部署予算を超えて支出する場合は、各部署間調整を行ない予算範囲内の支出で収束するようにしている。

ただし、各部署間調整で収まらない場合や科目間調整については、毎年3月の理事会において措置を講じており、適正な処理に努めている。

【資料 3-7-4 学校法人安達学園諸規程集（経理規程 業務-1)】

本学の会計監査は、公認会計士による監査及び学校法人安達学園監査規程に基づく監事による監査を実施している。

公認会計士による会計監査は、概ね月1回毎に会計士が来学し、帳簿や証憑突合・実査などが行なわれる。また、内部統制有効性・基準準拠性・残高妥当性・表示妥当性など、会計基準に沿った適正な処理の状況について監査が実施される。

監事による監査については、内部監査室と協同して公認会計士との合同監査をはじめ、概ね毎月監査を実施している。監査結果については、毎年5月に行われる理事会において、監事監査報告及び検証結果を監査報告書として理事会へ周知を図り、業務の改善を行なっている。

なお、本年度決算より新会計基準が適用されたため、平成27(2015)年3月2に行なわれた理事会において、関連する諸規程の改正やシステムの改修を行っており、また、各種研修会においても新会計基準に対応すべく研鑽を積んでいる。

【資料 3-7-5 往査予定日（会計士）】

【資料 3-7-6 内部監査室・監事合同監査一覧表】

【資料 3-7-7 理事会議事録 監事監査報告について】

図表 3-7-1 「監事定期監査」

| 監査日 | 監査項目（実績及び予定） |
|-------------------|--------------------------|
| 平成 27 年 4 月 16 日 | 施設管理規程の整備状況とその運用状況 |
| 平成 27 年 5 月 13 日 | 会計監査人（公認会計士）との合同監査 |
| 平成 27 年 6 月 3 日 | 株式会社 JUHO の状況 |
| 平成 27 年 8 月 21 日 | 入学条件の決定と学納金の納入管理 |
| 平成 27 年 9 月 2 日 | 科研費の管理状況 |
| 平成 27 年 10 月 21 日 | 文科省監事研修会 |
| 平成 27 年 11 月 6 日 | マイナンバーについて |
| 平成 28 年 2 月 4 日 | 予算の立案状況の検討（中長期的予算と次年度予算） |
| 平成 28 年 3 月 22 日 | 次年度監査計画の検討 |
| 平成 28 年 5 月 13 日 | 会計監査人（公認会計士）との合同監査 |

図表 3-7-2 「監事理事会出席状況」

| 理事会開催日 | 監事出席状況 |
|-------------------|------------|
| 平成 27 年 5 月 21 日 | 2 名中 2 名出席 |
| 平成 27 年 12 月 18 日 | 2 名中 2 名出席 |
| 平成 28 年 4 月 27 日 | 2 名中 1 名出席 |
| 平成 28 年 5 月 24 日 | 2 名中 2 名出席 |

図表 3-7-3 「公認会計士会計監査日」

| | | | | | |
|----|----------|--------|--------------|------------------------------|---------------------------|
| 1 | 26.07.25 | 本 部 | 繰越記帳 取引記帳 | 繰越記帳正確性・継続性 内部統制有効性・基準準拠性 | 前期・当期繰越 突合・帳簿・証 憑突合 |
| 2 | 26.09.10 | 本 部 | 取引記帳 | 内部統制有効性・基準準拠性 | 帳簿・証憑突合 |
| 3 | 26.10.03 | 本 部 | 取引記帳 | 内部統制有効性・基準準拠性 | 帳簿・証憑突合 |
| 4 | 26.12.02 | 本 部 | 取引記帳 | 内部統制有効性・基準準拠性 | 帳簿・証憑突合 |
| 5 | 26.12.12 | 本 部 | 取引記帳 | 内部統制有効性・基準準拠性 | 帳簿・証憑突合 |
| 6 | 27.01.19 | 本 部 | 取引記帳 | 内部統制有効性・基準準拠性 | 帳簿・証憑突合 |
| 7 | 27.02.18 | 本 部 | 取引記帳 | 内部統制有効性・基準準拠性 | 帳簿・証憑突合 |
| 8 | 27.04.07 | 本部・大学他 | 現金・有価証券 | 残高妥当性 | 実査・立会・確認 |
| 9 | 27.04.22 | 本 部 | 決算記帳 | 残高妥当性 | 明細書・帳簿・ 証憑突合 |
| 10 | 27.05.13 | 本 部 | 決算記帳 | 残高妥当性 | 明細書・帳簿・ 証憑突合 |
| 11 | 27.05.19 | 本 部 | 計算書類 | 表示妥当性 | 計算書類突合 |
| 12 | 27.06.03 | 本 部 | 計算書類 | 表示妥当性 | 計算書類突合 |

| | | | | | |
|----|----------|--------|--------------|------------------------------|---------------------------|
| 1 | 27.07.24 | 本 部 | 繰越記帳 取引記帳 | 繰越記帳正確性・継続性 内部統制有効性・基準準拠性 | 前期・当期繰越 突合・帳簿・証 憑突合 |
| 2 | 27.09.09 | 本 部 | 取引記帳 | 内部統制有効性・基準準拠性 | 帳簿・証憑突合 |
| 3 | 27.10.05 | 本 部 | 取引記帳 | 内部統制有効性・基準準拠性 | 帳簿・証憑突合 |
| 4 | 27.11.17 | 本 部 | 取引記帳 | 内部統制有効性・基準準拠性 | 帳簿・証憑突合 |
| 5 | 27.12.11 | 本 部 | 取引記帳 | 内部統制有効性・基準準拠性 | 帳簿・証憑突合 |
| 6 | 28.01.19 | 本 部 | 取引記帳 | 内部統制有効性・基準準拠性 | 帳簿・証憑突合 |
| 7 | 28.02.29 | 本 部 | 取引記帳 | 内部統制有効性・基準準拠性 | 帳簿・証憑突合 |
| 8 | 28.04.08 | 本部・大学他 | 現金・有価証券 | 残高妥当性 | 実査・立会・確認 |
| 9 | 28.04.22 | 本 部 | 決算記帳 | 残高妥当性 | 明細・帳簿・証憑突合 |
| 10 | 28.05.13 | 本 部 | 取引記帳 | 表示妥当性 | 明細・帳簿・証憑突合 |
| 11 | 28.05.20 | 本 部 | 取引記帳 | 表示妥当性 | 計算書類突合 |

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

新学校法人会計基準に速やかに対応できるよう、経理担当職員を各種研修会や講習会に積極的に派遣し、遅滞及びミスの無い経理処理を実践する。

また、会計事故防止のため、経理担当職員には高い倫理観を持たせるとともに、法令基準に精通させるよう、随時周知していく予定である。

【基準3の自己評価】

本学は、建学の精神、教育の基本理念に基づいた教育研究の目的を達成するため、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする各種法令を遵守し、諸規程を整備して運営している。その目的を実現する努力も継続的に行われ、中期経営計画を策定し、その実施に向けて取り組んでいる。

また、理事会・常任理事会・評議員会などの管理運営機関と教授会・各種委員会などの大学教学組織機関との連携を図り、法人と大学とのコミュニケーションを良好に維持し、適切な管理運営が行なわれている。

業務執行体制については、組織の見直しや職員の育成に努め、組織の機能性を高めている。

教育研究の基盤となる財務面においては、収支のバランスを考慮しながら適切な財務運営をはかり、新学校法人会計基準に則り適正な会計処理を行なっている。

以上のことから、基準3の基準は満たしていると判断する。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

建学の精神及び学園の使命を果たすべく、本学では大学運営に関する自主的・自律的な自己点検・評価活動を実施している。

本学は平成 25(2013)年度に全学自己点検・評価会議を立ち上げたが、さらに自己点検・評価活動の定着を図るため、平成 27(2015)年度に中京学院大学自己点検・評価委員会を設置し、明確に組織化した。

大学全体の自己点検・評価活動の要石として「中京学院大学 自己点検評価委員会規程」を定め、組織の機能化を図っている。

「中京学院大学 自己点検評価委員会規程」第 2 条には「委員会は、本学の教育目的及び社会的使命を達成するため、その活動状況に対して自ら点検及び評価を行なうことを目的とする」と規定しており、本学の教育目的と社会的使命を達成するものであることを明確にしている。

自己点検評価委員会の構成員については、同規程 3 条において「委員会は次の者をもって構成する。(1)学長(2)学部長(3)図書メディアセンター長(4)経営学部 FD・評価委員長(5)看護学部 FD・評価委員長(6)事務局長」と規定している。図書メディアセンター長を含む構成員の充実化を図ることで、全学的な視点を踏まえた自己点検・評価活動を行なうことを目的とした体制としている。

また、同委員会の審議事項は第 4 条において「委員会は、第 2 条の目的を達成するため、大学全体にかかわる次の事項を審議する。(1)自己点検評価の方針、点検評価項目及び評価指針の設定(2)自己点検評価結果に基づく改善計画の策定(3)自己点検評価報告書の作成及び公表(4)認証評価及びその他第三者評価にかかわる事項(5)その他委員会が必要と認める事項」と規定されている。

【資料 4-1-1 中京学院大学 自己点検評価委員会規程】

【資料 4-1-2 中京学院大学 自己点検評価委員会議事録】

以上のように、本学では大学全体の活動として、継続的に自己点検・評価を実施していく体制を明確化している。

本学では自己点検評価委員会が活動の中核組織とし、さらに経営学部、看護学部のそれぞれに FD・評価委員会が設置されている。同委員会規程には自己点検・評価に関する事項を含めて制定されており、これらに則って学部が主体的に自己点検・評価活動を行なっている。

自己点検・評価活動の実施体制は「図表 4-1-1」のとおりである。

なお、自己点検・評価及び報告書の作成は次のような手順で作成を行なうことにしている。まず、自己点検評価委員会において、委員長である学長によって委員の召集がなされ、学部長と FD・評価委員長が主体となって実施概要の打合せを行ない、自己点検・評価の実施詳細を協議する。

協議結果の指示方針に基づき、点検・評価事務担当者より執筆分担及び報告執筆内容の依頼を FD・評価委員長を筆頭に各委員会、事務局に行なう。この依頼を受けて、各委員会ではさらに関係教職員に執筆分担とエビデンスの確認分担を行なうこととなる。事実に基づいて執筆された報告書は、各委員会より点検・評価事務担当者が全学的に取りまとめを行ない、「自己点検・評価報告書(案)」を作成する。

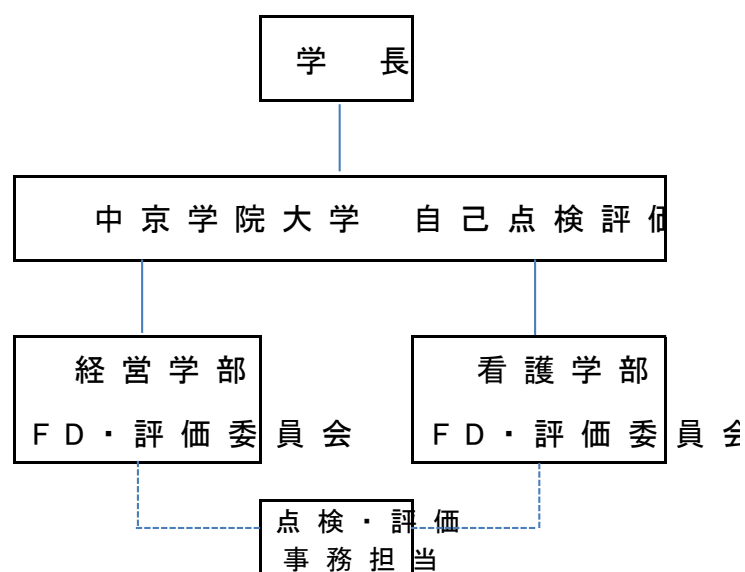
次に学部長及び FD・評価委員長、事務局長により点検・評価の内容を確認し、項目ごとに評価を行ない、最終的に学長が全内容を確認し、全体評価を行なうこととしている。

以上のような手順により、教職員が自己点検・評価活動の総括作業に分担して関わることで、組織員としての当事者意識と協働意識を高めることにつなげている。

平成 27(2015)年度は、「自己点検・評価報告書」の執筆に関する要綱を作成し、円滑に点検評価活動がなされるよう体制づくりを行なった。

【資料 4-1-3 中京学院大学 自己点検・評価報告書執筆要綱】

図表 4-1-1 「自己点検評価実施体制」



自己点検・評価活動は、大学の運営及び諸活動に対する省察的实践を通して実質化していくものである。

よって、自己点検評価委員会では、教職員による主体的かつ自律的な自己点検・評価活動が、大学教育の質を高めることに真の目的と意義を見据えるべくマネジメントを行なっていく方針を確認している。

この趣旨に則り、各学部においては、それぞれの FD・評価委員会を要とし、学部全体の主体的取り組みとして自己点検・評価を行ない、その結果を確認している。

経営学部では「経営学部規程」第二節に準じて FD・評価委員会を設置しており、自己点検・評価に関する活動を所掌している。同委員会の委員長は学部長の意見に基づき学長が任命している。

自己点検・評価活動は、同委員長が中心となり、現状からみた課題やその改善策について各委員会組織で検討がなされている。なお、経営学部では「自己点検・評価報告書」を一年ごとに作成している。

【資料 4-1-4 中京学院大学 経営学部規程】

看護学部においても、平成 22(2010)年の学部開設当初から、FD・評価委員会を設置し、自己点検・評価に関する事項を所掌している。同委員会も「看護学部規程」第二節に準じて設置している。学部開設時より自己点検・評価活動を適宜実施しており、報告書は公開され、学部内の教職員にフィードバックしている。

なお、各学部ともに平成 28(2016)年度以降の自己点検・評価活動は「学校法人安達学園中期計画 2015 平成 28 年度～32 年度」に則して教育研究活動を主眼に据えて実施していくこととしている。

以上のように、本学では、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価活動を行なうべく組織的な実施体制を整え、適切に実施している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 28(2016)年度から全学的な自己点検・評価の実質化と恒常的活動がさらに定着するよう、両学部の自己点検・評価の周期を統一し、1 年周期とする。

1 年周期の根拠としては、これまでの自己点検・評価活動に「中期計画」の教育研究活動内容をもリンクさせて全学的な PDCA サイクルに基づいたマネジメントを行ない、自己点検・評価活動を遂行するためである。

執行部会、大学運営委員会を核として、本学の教育と研究活動の質的改善と向上を果たすために、全学的に教育研究活動の継続的改善を恒常的かつ実効的に推進する。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

自己点検・評価活動は、本学の使命及び目的を果たすため、その経営運営を客観的かつ

多角的な視点から自組織に内包された課題を抽出し、改善及び改革に結びつける活動であると認識している。

そのため、主観に偏った自己点検・評価活動になることを回避すべく、エビデンスの集約の在り方や分析と検証さらに改善企画の重要性が高い。

本学の現状は、エビデンスの保管と管理を各キャンパス事務部局が中心に行なっており、大学及び各学部の施設設備、学校基本調査、日本私立学校振興・共済事業団基礎調査、会議記録、資料などの管理系に関連するものは総務部が担当している。入学後の学生に関わる教務、課外学習、就職状況調査などについてはそれぞれの学部の学生支援部が担当しており、入学生募集、広報、入試及び合格決定から入学に関するデータ等は入試広報部が担当している。また、法人全体に関わる管理系データは学園本部の担当者を中心に各部署が情報を収集し取りまとめている。

このように現状把握のための基礎資料、基礎データの収集は、事務部局が中心となっ
て行なっているが、教授方法や教育内容の実践に大きく関わるものは、それぞれの学部の教
学組織である各委員会が主体となり、データや資料の収集と検証を行なっている。それら
は FD・評価委員会、学生生活委員会や教務委員会などの各委員会、学生支援部の各組織
によって、必要に応じて連携しながら行なわれている。

教授方法に関するデータとしては、経営学部及び看護学部では、授業評価アンケートを
毎年、実施している。この授業評価アンケートは、教育内容や方法に関しての評価を FD・
評価委員会、教務委員会が中心となり、学生支援部などの学内組織と連携して実施してい
る。平成 28(2016)年度も年内に実施することになっている。このアンケートの結果は各教
員フィードバックされ、各教員はそれによって授業改善に関する総括とアクションプラン
をまとめることとしている。

【資料 4-2-1 授業評価レビューシート】

【資料 4-2-2 担当教員所見票】

【資料 4-2-3 中京学院大学ポータルサイト画面】

学生に関するデータとしては、学生生活委員会(経営学部)、学生委員会(看護学部)、学
生支援室学生支援部が中心となり、学生アンケートを実施することとしている。アンケー
ト集計結果は、教学組織にフィードバックし、次年度以降の教育活動の検証資料としてい
る。専門組織としての IR(Institutional Research) に関する単独部署は、学内及び学部には
ないが、上述の通り各委員会、各事務部局が資料・データの収集を行ない、集められた
データはそれぞれの委員会、各部署でデータや資料の収集と検証を行なっている。

最終的には事務局が学部ごとに収集を行ない、エビデンスとして管理していく体制の構
築を図っている。

以上のように、本学では、教育活動や管理・運営に関するエビデンスの収集と管理を全
学的に実施している。

平成 27(2015)年度から全学的に自己点検・評価活動を行なううえで、教職員が点検作業
に分担して関わっているため、既に学内に存在するエビデンスの具体的なイメージが共有
できるように一覧表として作成した。

これによって、全学的な点検・評価活動を行なう際、主要な客観的な資料やデータの存

在を全体的に確認し、活用できる状態を確保した。

また、「自己点検・評価報告書」の執筆者は主観的評価を回避し、事実に即した客観的現状を再認識して点検・評価活動を促すことを狙いとした。

そのうえで、エビデンスの取捨選択を行ない、また、その他必要なエビデンスを追加して自己点検・評価を行なうようにしている。この仕組みによって、エビデンスの集積、整理及び内容精度を向上させていくことを目標としている。

【資料 4-2-4 自己点検・評価報告書執筆要綱】

しかし、エビデンスの充実、整理、分析、改善企画という一連の過程をふまえると、それらを大学の資産として有効に活用するためには、さらなる改善が必要である。

さらに的確な課題抽出と自己点検・評価を通じた有効な改善活動を果たすようにしていかなければならない。今後は、本学の使命を恒常的に果たしていくために、各種の調査、分析を機能的に調整し、一貫性ある仮説検証のもとに体系化したプランのもとに実施し、全学的に統合抽出された課題と有効な解決企画を迅速に実施推進する教学支援体制が重要であると認識している。

自己点検・評価結果の公表については、平成 21(2009)年度に「財団法人日本高等教育評価機構」による大学機関別認証評価を受審しており、その「自己点検・評価報告書」と受審結果は共に WEB 上の本学のホームページや図書館で公開している。また、その後の「自己点検・評価報告書」も平成 26(2015)年度版及びそれ以前の報告書を本学ホームページで公表している。本学に関する教育情報についても各種データを本学ホームページで既に公開している。学内においては、各種調査の結果などを学内ネットワーク共有フォルダにおいて教職員間で共有している。また、教職員相互のメールの活用などによって実務的な諸問題に関する情報共有を図っている。

【資料 4-2-5 中京学院大学ホームページ（抜粋）】

以上のとおり、「自己点検・評価報告書」については広く社会に公開しており、学内については前述したものに加え、それ以外の各種調査分析についても学内ネットワークの共有ファイルなどを活用して情報の学内共有を図っている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学には教育、及び研究をはじめ多面的な活動がある。

学内の各部署、委員会及び学部として必要な多くの情報を多角的に抽出と集積を行なうとともに、毎年の全学的点検・評価活動及び教育研究運活動の推進のためにアドミニストレーション機能は欠かせない。

本学は、IR に特化した単独専門組織を設置させるほどの大学組織規模ではないが、その使命と目的を果たすため、アドミニストレーション機能を明確に保持する必要性を認識している。よって、毎年のエビデンスの集積と統括管理、客観的合理性のある分析評価及び改善をサポートするなどの汎用性の高い機能を保持するべく、学長を中心として検討を行ない、体制づくりを行なう。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

前述の通り、本学全体の自己点検・評価活動の中心となる組織として、自己点検評価委員会を設置している。委員会の活動は「中京学院大学 自己点検評価委員会規程」によって規定されており、第4条に「委員会は、第2条の目的を達成するため、大学全体に関わる次の事項を審議する。(1)略(2)自己点検評価結果に基づく改善計画の策定(3)略(4)略(5)略」と規定している。

同規程の第6条に「委員長は学部等の教育研究活動及び管理運営に関わる自己点検評価を次の各委員会等に指示する。(1)経営学部FD・評価委員会 (2)看護学部FD・評価委員会 (3)事務局部長会」と規定しており、第6条2項には「前各号により作成された自己点検の結果は、委員長に提出するものとする」とし、また、第3条2項に「委員長は学長をもって充てる」と定めている。

経営学部と看護学部それぞれに設置しているFD・評価委員会は自己点検評価委員会の学部単位での活動組織として機能している。

両学部のFD・評価委員会は「中京学院大学 経営学部規程」第2節第19条、「中京学院大学 看護学部規程」第2節第19条によって、教育内容、方法等の改善に関する活動をはじめ、自己点検・評価などに関する活動を担うことを明確に委員会活動目的としており、学部教育の計画、実行、検証、改善業務が含まれている。

このように規程に基づき、自己点検・評価活動を全体的な仕組みとして機能させている。

本学は2学部体制となって以来、自己点検・評価活動の平準化を図ることが難しい状態であった。学部教育の活動運営が主体となった点検・評価活動の意義は大きかったが、評価の全体的な視点での平準化を上手く保持できなかった。

このような課題の改善を図るため、平成27(2015)年度から大学としての自己点検評価活動の統制と機能化、実務体制の確立を図った。

まず新学長のもとに、自己点検評価委員会を公式に規程化して設置することで機能化を図った。この自己点検評価委員会において、委員長である学長より自己点検・評価活動に関する指示が発せられ、学部長ならびにFD・評価委員長を経て、各学部の委員会組織に対して出され、各学部単位で点検・評価活動を実施している。

また、事務局長からは、事務局各部署に対して、管理運営及びデータ等の整備に関する点検評価活動を実施している。

作業の実務面においては事務担当者が両学部の点検・評価結果の連絡と調整及びとりまとめを行ない、学部長による修正及び評価結果の確認を経て全学的に報告書として統合を図り、最終的に「自己点検・評価報告書」として、委員長である学長に報告がなされる体制を構築した。

平成 27(2015)年度においては、学長が「平成 26 年度 中京学院大学自己点検・評価報告書」の確認を行ない、課題に対する改善及び解決に向けた諮問事項として、全学 FD・SD 研修会において教職員に周知がなされ検討が行なわれた。

各学部の共通した取り組みとして、「ディプロマポリシー」「カリキュラムポリシー」「アドミッションポリシー」、新カリキュラムの見直し、GPA 制度の本格的導入、域学連携等の各種活動を推進しており、現在も進捗している。

これらの活動は平成 27(2015)年度に発足した中期計画プロジェクト会議において策定された、「学校法人安達学園 中期計画 2015 平成 28 年度～32 年度」に組み込まれている。同計画の進捗管理は、全学的執行業務として自己点検・評価活動のもとに行なわれる。

このように自己点検・評価結果を学長が確認を行ない、改善事項を整理し絞り込み、全学的 PDCA 活動として改善行動を反映していく仕組みを構築している。

【資料 4-3-1 中京学院大学 全学 FD・SD 研修会 資料、記録】

【資料 4-3-2 改善課題事項 記録】

【資料 4-3-3 中京学院大学地域連携活動について(現況調査報告書)】

以上のように、本学では PDCA サイクルの仕組みの確立と機能化を図り、自己点検・評価活動の有効性を確保するよう努めている。

しかし、活動の成果検証、課題の整理、実効性の高い改善企画などをコーディネートする体制の確立は未だ十分ではない。本学の教育研究の質保証、ひいては本学の使命と目的を達成していくためにも継続して果たすべき現在の課題である。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は教育研究成果についての測定分析及び精度については、未だ十分とはいえない。教育活動の実施内容の有効性や妥当性、さらに改善方法に対して的確に検証していく措置が必要である。

さらに教育研究に係る中期計画の活動を組み込み、その成果の精度を高めるため、全体的視点から客観的かつ合理的に検証と総括を行ない、教育研究成果を向上させていかねばならない。中期計画と連動した特に教育成果に対する PDCA の仕組みと、全学的な組織体制をさらに整備し、実効的な自己点検・評価活動を恒常的に展開していく。

【基準 4 の自己評価】

本学は「中京学院大学 自己点検評価委員会規程」を定め、全学的組織である自己点検評価委員会を設置し、組織的に自己点検・評価活動を推進している。

エビデンスの集積を図り、それに基づいた自己点検活動を行なうべく努めており、その自己点検評価結果は、学内共有及びホームページなどで広く公開している。

現在、本学は PDCA サイクル活動の実質化に努めており、本学の使命と目的を果たすべく、自己点検・評価活動に中期計画の執行管理を組み込んだ実行段階に入っている。

以上より基準 4 を満たしていると判断する。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携

A-1 地域連携活動の推進

《A-1 の視点》

A-1-① 地域連携活動の推進状況と有効性

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の創立からの歩みは「地域」からの負託と要請に対し、人材を養成することを使命として応え、地域と学校の相利共生関係の不断の努力によって今日に至っている。このような本学の経緯をふまえ、地域社会に根ざし、地域と共存する大学として、その資源を有効に相互活用し、地域活性化に結び付ける地域連携活動に力を入れている。

本学では地元東濃五市(多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市)と包括的な地域連携協定を締結している。この協定をもとに地域社会や行政と連携した教育・研究を推進し、発展的に活動の内容と幅を広げていき、地域の核となるべく取り組んでいる。

【資料 A-1-1 地域連携協定書】

本学の地域連携の目的は主に以下の 2 点である。

- ① 大学の地域の資源の一つと考え、地域とともに資源を有効活用し、地域活性化に結び付ける域学連携としての目的
- ② 域学連携に係る学生や教員が、大学の中だけの学びだけでは得られない気づきを地域の中で得ることで、大学での学びがより深まり、教育へよいフィードバックをもたらす教育効果としての目的

②の目的についてはこれまでの地元 5 つの地方自治体と包括的地域連携協定を提携してきた。

平成 25(2013)年 2 月に中津川市、6 月に瑞浪市及び恵那市、平成 26(2014)年 2 月に土岐市、10 月に多治見市と「地域連携に関する協定書」を締結し、様々な活動を行なっている。

平成 25(2013)年度は事業数 98 件参加学生数延べ 522 人、教職員参加人数延べ 34 名、平成 26(2014)年度は事業数 64 事業参加学生数延べ 698 人、教職員参加人数延べ 151 人、平成 27(2015)年度（3 月現在）は事業数 42 件事業参加学生数延べ 733 人、教職員参加人数延べ 103 名となっている。

地域連携活動は、短期のボランティア的なものと、長期間にわたって地域の方々と連携活動を実施する事業が混在している。平成 25(2013)年度は 98 事業のうち 22. 4%が長期間にわたるものであり、平成 26(2014)年度は 26. 6%、平成 27(2015)年度は 21. 4%が長期間にわたるものであった。

平成 25(2013)年度から 27(2015)年度にかけて事業数は減っているが、長期の地域連携に係る学生と教職員の推移は、学生 121 名→173 名→284 名、教員が 5 名→23 名→53 名

(すべて延べ人数)と増加している。これは一つの事業に係る回数が増加し、延べ人数が増加している。

平成 27(2015)年度は、教学組織として中津川キャンパスに地域連携推進委員会が設置された。これまでの短期間のボランティアから長期間地域と関わり、大学の資源を活用して連携事業を推進することを目的として行なってきた。

その中の一つとして、中津川市の駅前商店街との連携における取り組みは、地域の活性化を目標に本学の短期大学の健康栄養学科の2年生の学生と経営学部4年の学生、2年生の学生、それぞれのゼミ担当の教員が関わり、合同ゼミを2回実施し、商店街の方との会議を4回実施、1月10日に中津川市で行なわれる十日戎のお祭りに健康栄養学科の学生がレシピを考えた「とりトマカレースープ」の出店を行なった。レシピの作成に関しては、地元の特産品である恵那鳥とトマトを利用し、冬の寒い時期に合わせたスープとし、試作を重ねて商品化に結び付けた。経営学部の学生は市場調査やターゲットの設定、価格の設定、パッケージング、チラシの作成、配布、Facebook や Twitter での情報発信などを担当し、これまで学修してきた経営学を実践する場として事業に関わった。この事業は、地元の新聞などにも報道され、地域の方々からも評価される取り組みとなっており、来年度以降も継続していくことが決定している。

【資料 A-1-2 地域連携活動資料 1】

以上より、大学の資源を地域の活性化のために活用し、地域活性化に結びつけていく①の目的に関する自己評価としては、取り組み内容及び取り組みに関わる人数の面から判断してほぼ達成していると評価している。

②の目的については、上述の①の活動を通して、平成 26(2014)年度の卒業生と今年の卒業予定の学生を比較して教育効果の検証を行なっている。教育効果に関する検証の詳細については以下のとおりである。

「図表 A-1-1」のデータは成績ポイントとボランティア時間である。成績ポイントとは成績が S の場合 7 点、A の場合 5 点、B の場合 3 点、C の場合 1 点としたときの合計点である。これは本学の学位授与式の表彰学生を決定するために毎年計算しているものである。

また、ボランティア時間とは学生が学校の地域連携事業でボランティア活動に従事した時間を集計したものである。

図表 A-1-1 「成績ポイントとボランティア時間」

| 平成26年度 | | | | 平成27年度 | | | |
|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
| 成績ポイント | | ボランティア時間 | | 成績ポイント | | ボランティア時間 | |
| 平均 | 199.4 | 平均 | 771.6 | 平均 | 211.3 | 平均 | 1900.7 |
| 標準誤差 | 8.3 | 標準誤差 | 114.7 | 標準誤差 | 8.1 | 標準誤差 | 206.2 |
| 中央値(メジアン) | 189.0 | 中央値(メジアン) | 270.0 | 中央値(メジアン) | 194.0 | 中央値(メジアン) | 660.0 |
| 最頻値(モード) | 234.0 | 最頻値(モード) | 0.0 | 最頻値(モード) | 209.0 | 最頻値(モード) | 0.0 |
| 標準偏差 | 80.8 | 標準偏差 | 1118.0 | 標準偏差 | 92.0 | 標準偏差 | 2342.3 |
| 分散 | 6520.6 | 分散 | 1249938.0 | 分散 | 8465.4 | 分散 | 5486252.0 |
| 尖度 | -0.2 | 尖度 | 9.7 | 尖度 | 0.0 | 尖度 | -0.6 |
| 歪度 | 0.6 | 歪度 | 2.5 | 歪度 | 0.8 | 歪度 | 0.9 |
| 範囲 | 344.0 | 範囲 | 7000.0 | 範囲 | 423.0 | 範囲 | 8445.0 |
| 最小 | 60.0 | 最小 | 0.0 | 最小 | 69.0 | 最小 | 0.0 |
| 最大 | 404.0 | 最大 | 7000.0 | 最大 | 492.0 | 最大 | 8445.0 |
| 合計 | 18943.0 | 合計 | 73305.0 | 合計 | 27264.0 | 合計 | 245188.0 |
| 標本数 | 95.0 | 標本数 | 95.0 | 標本数 | 129.0 | 標本数 | 129.0 |

簡単な比較であるが、ボランティア時間が平均約 1,130 分増加し中央値も 270 から 660 へと増えていることから一部の学生の取り組みというより、大学全体としての取り組みとして浸透していると判断している。

成績との関連を調べるために昨年度と今年度の成績ポイントをみてもみると、平均で約 10 ポイント上昇し、中央値も 5 ポイント上昇、最大値が約 90 ポイント上昇し、最小値が 9 ポイント上昇した。

成績上位層（成績ポイント 250 ポイント以上）、成績中位層（成績ポイント 150～250 ポイント未満）、成績下位層（成績ポイント 150 ポイント未満）と簡易的に分類し、その平均ボランティア時間を比較してみると、平成 26(2014)年度は上位層から順に 777.5 分、798.2 分、502.9 分と中位層が最も高く、次いで上位層となった。下位層は約 300 分近く少なく、学業への意欲とともにボランティア活動への参加意欲も少ないことが判明した。平成 27(2015)年度の状況を見てみると上位層から順に 2,670.1 分、1,536.4 分、1,801.9 分となっており、成績上位層が積極的にボランティア活動に参加していることもわかる。また、下位層の学生も積極的にボランティア活動に参加している。下位層の学生は本学のキャリア科目においてボランティア活動を含む授業の単位取得のために積極的にボランティア活動を行なっている学生がいることがボランティア参加時間の増加に寄与したと考えている。

これらをもって地域連携活動が大学における学業成績にプラスの効果をもたらしたとは言いきれないが、相関係数を見ると平成 26(2014)年は 0.02 から平成 27(2015)年は 0.17 となり、弱い相関がみられつつあるとも考えられる。

平成 26(2014)年度の下位層だけの相関を見ると - 0.32 と負の相関がみられている。これは成績下位者ほど単位取得を目的としたボランティア活動を積極的に行なっていたことが原因である。しかし、平成 27(2015)年度になると 0.04 とその相関関係はほぼなくなりつつある。

単位取得を主な目的とした地域連携活動を排除するために、単位取得が良好な学生である成績上位層と中位層だけを対象に相関分析をしてみると、平成 26(2014)年度は 0.03 であり、平成 27(2015)年度は 0.24 と弱い相関がみられる。

上述した通り、成績上位層にとっては、ボランティア活動をすることによって社会に出てからの仕事をする能力やコミュニケーション能力などの不足を実感し、就職活動や学業へのプラスの効果があったと推察できる数値であった。ボランティア活動に参加した学生が、授業に必要な時間以上のボランティア活動を継続している例も多く見受けられ、そのことは地域連携活動自体に魅力を感じ自主的に行動できるように学生が変化し、結果として大学教育全体にプラスの効果をもたらしたと推察している。

【資料 A-1-3 地域連携活動資料 2】

以上より、教育へよいフィードバックをもたらす教育効果として②の目的に関する自己評価についてであるが、学生のボランティアを通じた地域連携活動の推進は、その継続によって、学生全体へ意識変革を促していくものであると評価している。ただし、継続性の確保とその有効性について PDCA 活動を通して、経年的に捉えていく必要がある。

これら本学が推進している地域連携活動の全体的な課題としては、地域連携の出発点が、

平成 25(2013)年協定締結の中津川市との地域連携が始まりであり、中津川キャンパス経営学部活動に活動ウェイトが偏るという傾向があった。

また、一定の教員に負担がかかることが多く、地域連携に係る事務員が兼務であり、中津川キャンパス配属ということから、複数の学部を含めた全学的な活動をコーディネートする事務機能面に問題があった。よって瑞浪キャンパス及び看護学部の活動推進の在り方を含めて改善していく課題がある。

【資料 A-1-4 地域連携活動現況調査資料(H27.8)】

看護学部においては、その教育課程において、学生主体によるボランティアなどの活動が時間的に制約されている現状があり、同時に課題でもある。地元病院及び保健医療施設などへの看護学実習において地元との学生の連携において代替されており、教員による公開講座委員会を中心として活動が行なわれている。

学部開設以来、地域の一般市民及び看護専門職者に向けた公開講座を開設しており、公開講座には学生参加形式で開催している。

公開講座は、「公開講座委員会」で毎年テーマを定め、企画運営を行なっている。

平成 27(2015)度は、平成 25(2013)年度、平成 26(2014)年度に引き続きメインテーマを「高次脳機能障害患者の理解と看護および介護について」として、2 回開催した。また、サブテーマを第 10 回は「病院・施設における支援」として専門書対象、第 11 回は「地域における支援」として一般市民及び専門職対象とした。広報活動としては、市の広報誌、案内ポスターを病院及び施設、教育機関に掲示するなど早期より幅広く行なっている。

【資料 A-1-5 看護学部公開講座実施総括資料】

【資料 A-1-6 中京学院大学ホームページ（抜粋）公開講座実施】

以上の活動については、平成 28(2016)年 4 月より前述の課題改善をなすべく、活動の調整及び推進主体として域学連携推進室を設置しており、全学園的活動として取り組んでいる。なお、地域連携活動の強化については中期経営計画においても反映しており、活動を継続していく。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

地域連携活動が学生の汎用的な能力、コミュニケーション能力や主体性などの能力の変化を定量的に捉えることができない側面があるため、学生の事前準備と事後のレポートから学生の能力の変化を定量的に捉えられる事前事後振り返りシートを実施し、教員より、地域連携活動の一つは実施してもらうように年度初めに依頼を行なう。

なお、平成 28(2016)年度から学園組織として域学連携推進室を設置した。域学連携室は中期計画に則した本学の使命と目的を具現化する戦略的組織編成の第一弾である。この組織により、地域連携活動の推進と活性化を図っていく予定である。